

令和7年（2025年）6月27日

第79回（令和7年度第1回）
札幌市情報公開・個人情報保護審議会審議資料

【諮問第151号】市長（デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課）

住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

【諮問第152号】市長（財政局税政部税制課）

地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について

諮 問 書

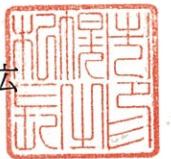
札住情第 5296 号

令和 7 年（2025 年）6 月 6 日

札幌市情報公開・個人情報保護審議会

会長 様

札幌市長 秋 元 克 広



下記の件につきまして、札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成 16 年条例第 36 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定に基づき
諮問いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

記

住民基本台帳に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について



第 1 諮問について

1 諮問事項等

(1) 諮問事項

住民基本台帳に関する事務（以下「住民基本台帳事務」という。）における特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）の第三者点検（以下「第三者点検」という。）について

(2) 諮問の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）では、個人番号（マイナンバー）が記録された個人情報ファイル（※）を「特定個人情報ファイル」と定義しており、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは評価書を作成して公表しなければならない。

札幌市では、住民基本台帳事務において、住民記録・印鑑オンラインシステム（以下「既存住基システム」という。）、住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）で特定個人情報ファイルを保有し、庁内の他業務システムに連携している（評価書は、令和 3 年 1 月 29 日に本審議会で審議いただき、同年 3 月 2 日に公表した）。

この度、国のシステム標準化の取組への対応として、令和 7 年度までにデジタル庁が整備するガバメントクラウド上への標準準拠システムの移行が全ての自治体に求められている。既存住基システム等の本市基幹系情報システムは期限までの移行が困難な特定移行支援システムとして令和 9 年度に移行する予定であるため、今回の諮問対象ではないが、令和 7 年度に標準準拠システムへ移行する特別児童扶養手当システムに対し、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの庁内データ連携を維持する必要がある。そのため、基幹系システム基盤機能の一つとして「標準準拠システム連携基盤」をガバメントクラウド上に構築するものであり、これに伴い特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスに変更が生じる予定であることから、第三者点検をお願いしたい。

※ 個人情報ファイル…個人情報を含む情報の集合物で、特定の個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものなどのこと。

2 住民基本台帳事務の概要

(1) 住民基本台帳事務について

住民基本台帳事務では、特定個人情報を次の事務で取り扱っている。

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「住基法」という。）に基づき、市町村の事務の基礎となる住民基本台帳を管理し、住所等の変更届出の受理、住民票の

写し等の諸証明の交付等の事務を行う。

また、番号法に基づき、個人番号カードの交付、庁内外の機関に対する情報連携等の事務を行う。

(2) 今回の変更点について

令和7年度よりガバメントクラウドに移行する標準準拠システムへのデータ連携を行う。データ連携は基幹系システムの基盤機能として開発する標準準拠システム連携基盤を用いる。

住民基本台帳事務における事務の流れについては別紙1を参照。

第2 第三者点検について

1 特定個人情報ファイルについて

(1) 特定個人情報ファイルの名称

- ア 住民基本台帳ファイル
- イ 本人確認情報ファイル
- ウ 送付先情報ファイル

(2) 特定個人情報ファイルの概要

ア 住民基本台帳ファイル

住民情報の基となる項目（氏名、生年月日、個人番号など住基法第7条に規定されている項目）を記録した特定個人情報ファイルであり、既存住基システムで保有する。

イ 本人確認情報ファイル

上記アを基に、全国共通の本人確認を行うために作成する特定個人情報ファイルであり、住基ネット（※）を通じて、北海道及び地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に送付する。

※ 住基ネット…全国の住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認を行えるようにしたシステム。北海道及び機構に本人確認情報を送付するためのサーバーとして、札幌市コミュニケーションサーバー（以下「札幌市CS」という。）を設置している。

ウ 送付先情報ファイル

上記アを基に、個人番号通知書（出生等により新たに個人番号を指定した際に本人に送付する通知書）を送付するために必要な情報を記録した特定個人情報ファイルであり、本市を含む各市町村は当該通知事務を委任している機構へ個人番号通知書の送付先情報を送付する。

(3) 特定個人情報ファイルの取扱いについて

評価書のとおり（別紙2）

(4) 住民からの意見聴取の結果について

- ・実施期間：令和7年1月20日～令和7年2月19日
- ・実施結果：別紙3のとおり

2 特定個人情報の保管方法及び保護措置等

(1) 札幌市での特定個人情報の保管方法

特定個人情報は、札幌市菊水分庁舎3階のオペレーション室に設置するサーバー機の磁気ディスクで記録・保管する。また、バックアップ用のデータは、暗号化した上で磁気テープに記録し、サーバー機が設置されているオペレーション室に記録・保管する。

なお、各区戸籍住民課、各出張所、大通証明サービスコーナー及び本庁住民情報課内に設置するクライアント機には、特定個人情報は保有されない。

(2) 特定個人情報の保護措置等

札幌市情報セキュリティポリシーを遵守し、特定個人情報の適正管理を徹底する。

ア サーバー機（変更なし）

サーバー機は、札幌市菊水分庁舎内のオペレーション室に設置する。庁舎の入退庁及びオペレーション室の入退室は、専用のＩＣカードと電子錠により入退庁・入退室の管理を行う入退室管理システムと監視カメラにより常に監視・記録され、庁舎が無人となる場合は警報装置による警備が行われる。サーバー機は施錠されたサーバーラック内に設置されており、そのサーバーラックの鍵は電子錠で管理された鍵保管庫の中に保管される。

また、サーバー機は、専用パスワードによる操作者認証の機能のほか、操作履歴の保存や複数回パスワード入力誤りが生じた権限についてアカウントロックする機能を持つ。データ消去は、保管年数を経過した情報をシステムで自動判別し、データベースから消去する。また、磁気ディスク等を廃棄する際には、データを消去した上で物理的に破壊し、復元不可能とする。

イ クライアント機（変更なし）

既存住基システムにおいては、利用できる職員を限定し、ユーザーＩＤによる識別と認証機器（トークン）に表示されたパスワード（約30秒ごとに変化する）、PINコードによる認証を実施する。

住基ネットにおいては、利用できる職員を限定し、各職員個人に付与した照合ＩＤ及び照合情報（手のひら静脈認証）を用いることによる認証を実施する。

また、職員ごとにその職員が必要とする最低限の処理しか行えないよう、事務分掌に応じて操作権限を設定するとともに、帳票出力履歴や操作履歴を記録・抽出する機能を備えることで、不正操作の未然防止を図る。

ウ セキュリティ対策実施手順の作成と周知（変更なし）

札幌市情報セキュリティポリシーに基づき、機器利用課におけるクライアント機操作者等が遵守すべき事項や、特定個人情報の管理、セキュリティ対策についての具体的な手順を定める等、規程類の整備を行うとともに、担当職員に対して特定個人情報の保護に関する研修を行う。

エ ネットワーク

既存住基システム及び札幌市ＣＳは札幌市内部の専用回線を使用して、サーバー

機とクライアント機の接続を行う。当該回線内は安全性を確保するため、外部との通信が遮断されており、サーバー機とクライアント機はいずれもインターネットに接続していない。また、デジタル戦略推進局情報システム部により管理・監視が行われている。

都道府県サーバー及び全国サーバー並びに情報提供ネットワークシステムとの接続については、それぞれ専用回線を用い、ネットワークの境界にファイアウォールを設置し、外部からの不正なアクセスを防いでいる。

オ ガバメントクラウドにおける措置（今回の変更点）

ガバメントクラウドはデジタル庁が整備する政府共通のクラウド基盤であり、ISMAP※¹ に登録されたクラウドサービス事業者から調達する。業務データの取扱いについては、本市と本市から委託を受けたASP※²又はガバメントクラウド運用管理補助者※³が責任を有する。障害等発生時の対応については、起因する事象により対応するものとし、具体的な取扱いについては本市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

ガバメントクラウドへの本市からの接続は外部からの侵入が不可能な閉鎖された専用線を用いる。通信は国の定める共通標準仕様書で定められた通信のセキュリティレベルを実現し、ファイル連携においてはオブジェクトストレージ※⁴を利用し、暗号化と復号化を行い管理する。

- ※¹ ISMAP・・・政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスをあらかじめ評価・登録することにより、政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保を図り、もってクラウドサービスの円滑な導入に資することを目的とした制度。
- ※² ASP・・・Application Service Provider の略称で、地方公共団体が標準準拠システム等を利用するために、アプリケーションの構築、提供、運用保守等の提供を受け一切の事業者のこと。
- ※³ ガバメントクラウド運用管理補助者・・・地方公共団体又は地方公共団体が指定するガバメントクラウドの運用管理を行う事業者のこと。割り当てられたクラウドサービスを別途定める範囲内で自由に構成することができ、システムの監視やセキュリティ管理、運用保守などの役割を担う。
- ※⁴ オブジェクトストレージ・・・ガバメントクラウドの各クラウドサービス事業者が提供するオブジェクト単位でデータを管理するマネージドサービス。データの冗長性・耐久性に優れており、高度のアクセス制御や暗号化など、データ保護やセキュリティの観点でメリットがあるとされている。

カ 委託業者における保護措置（変更なし）

既存住基システム及び住基ネットの運用保守業務を外部委託する。

運用保守業務は札幌市菊水分庁舎のみで行われ、データの持ち出しは行わない。オペレーション室や事務室への入退室は業務従事者に配布しているＩＣカードにより制限され、入退室管理システムと監視カメラにより常に監視・記録されている。

記憶媒体へのデータ書き出しは、事前申請及び承認がないと行えない設定である。また、アクセスログを記録することにより、不正な操作等を抑止している。

なお、委託業者が業務を行うに当たっては、委託契約において「個人情報取扱事務委託等の基準（令和5年1月6日総務局長決裁）」の別紙2「特定個人情報等取扱安全管理基準」（以下「安全管理基準」という。）に基づき、下記a～h（主なもののみ抜粋）の措置を実施するほか、安全管理基準別紙4「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を添付し、これを遵守することで、委託業者における特定個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、札幌市情報セキュリティポリシーに基づき策定された情報セキュリティ対策実施手順に従い、セキュリティ対策を実施する。

- a 委託業者が特定個人情報等の適正な取扱いの確保について基本方針を策定していることを確認する。
- b 委託業者が特定個人情報等の取扱いに関する総括責任者及び保護責任者を定めていることを確認する。
- c 委託業者が特定個人情報等の秘密保持に関する事項が就業規則等に明記していることを確認する。
- d 委託業者が特定個人情報を取り扱う従業者を指定していることを確認する。
- e 委託業者が特定個人情報等の取扱い、情報システムの運用・管理、セキュリティ対策及びサイバーセキュリティの研修計画を策定し、従業者に対し毎年1回以上研修等を実施していることを確認する。
- f 委託業者が特定個人情報等を取り扱う管理区域を明確にするとともに、管理区域の入室に係る認証機能を設定し、記録の作成と保管を行っていることを確認する。
- g 委託業者の従業者が使用する電子計算機等は、アクセス権等を設定し、使用できる従業者を限定するとともに、利用状況を記録・保管する。
- h 委託業者が情報セキュリティマネジメントシステム又はプライバシーマーク等の規格認証を保有していることを確認する。

第3 変更時期

ガバメントクラウド上の標準準拠システムへのデータ連携は令和7年度中に標準準拠システム連携基盤の構築を行ったのち、令和8年1月より開始する。

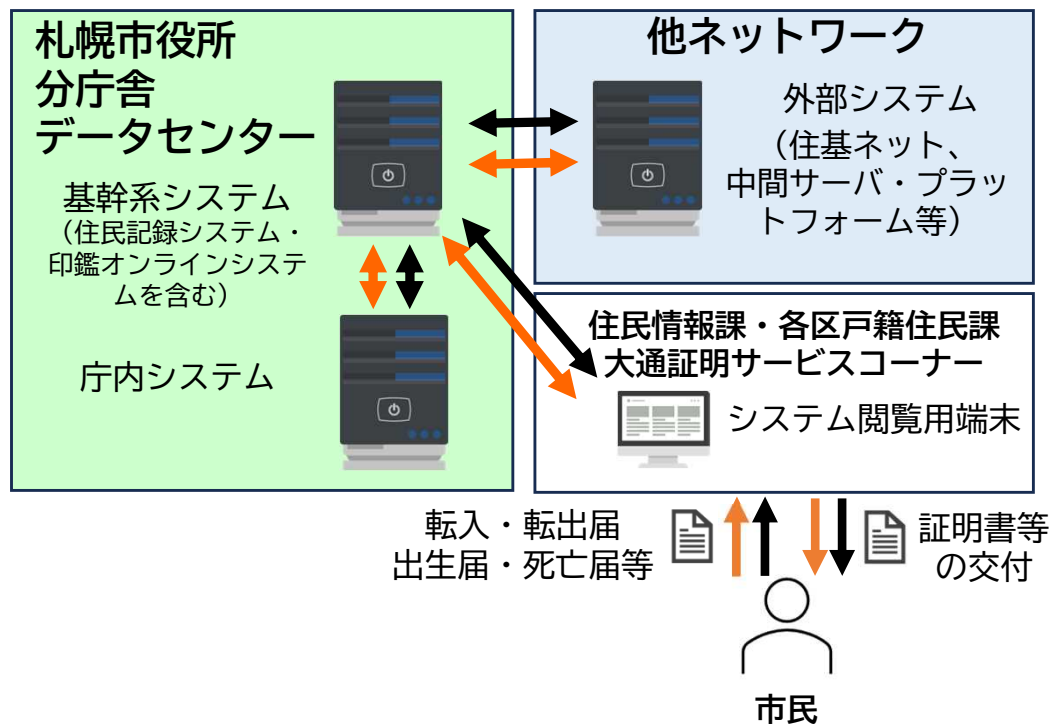
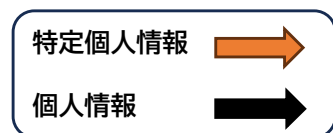
第4 添付資料

- 1 別紙1 住民基本台帳事務における特定個人情報の流れについて
- 2 別紙2 評価書
- 3 別紙3 寄せられたご意見と本市の考え方

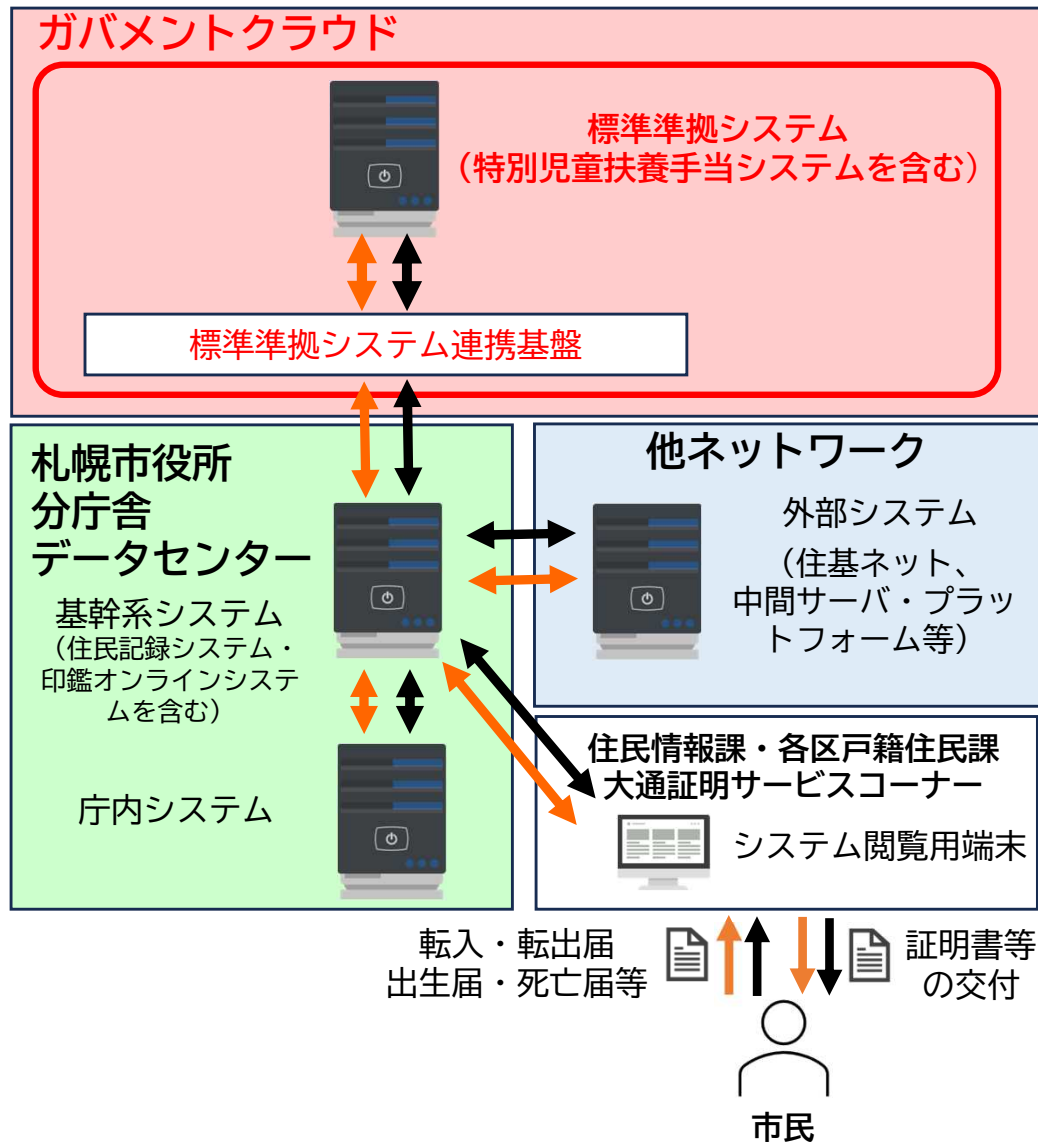
住民記録システム・印鑑オンラインシステムに係る今回の変更点

ガバメントクラウド上のシステムへの庁内連携

変更前（令和7年度当初）



変更後（令和7年度末）



特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、住民基本台帳に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

札幌市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[令和6年10月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容 ※	この事務は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うことにより、住民の利便を増進するとともに行政の合理化に資することを目的としている(住基法第1条)。 市町村においては、常に住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるように努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるよう必要な措置を講ずるよう努めることとされている(住基法第3条)。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住民基本台帳ネットワークシステム。以下「住基ネット」という。)を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱うこととする。 ①個人を単位とする住民票を世帯毎に編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出の受理又は職権に基づく住民票の記載、消除若しくは記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転出届に基づく転出証明書の交付又は転出証明書情報の送信 ⑤本人又は同一の世帯に属する者その他法で定める者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する本人確認情報の通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求又は職権に基づく住民票コード及び個人番号の変更 ⑨個人番号通知書及び個人番号カードの作成及び交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪庁内の他業務システムとの連携 ⑫情報提供ネットワークシステムからの情報照会に対する番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する世帯情報)の提供 なお、⑨の「個人番号通知書及び個人番号カードの作成」に係る事務については、番号法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条により、機構に対する事務の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)》 特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。
③対象人数	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	住民記録・印鑑オンラインシステム(以下「既存住基システム」という。)								
②システムの機能	住基法に基づき、住民基本台帳に関する事務を行うために下記の機能を有する。 1. 住民基本台帳の記載 住民の転入、出生等の届出及び職権に基づき、新たに住民票を作成 2. 住民基本台帳の記載事項変更 住民の転居、婚姻、離婚等の届出及び職権に基づき、住民票の記載事項を変更 3. 住民基本台帳の消除 住民の転出、死亡等の届出及び職権に基づき、住民票を消除 4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民の住民票記載事項を照会 5. 住民票の写し等の発行 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書等の各種帳票を発行 6. 住民基本台帳ネットワークシステム中間サーバ(以下「住基ネット中間サーバ」という。)との情報連携 住基ネットを通じて住民の情報を機構、都道府県、各市町村と連携するために、住基ネット中間サーバと連携 7. システム基盤(個人基本)との情報連携 住民の情報を庁内の他部署、法務省出入国在留管理庁及び情報提供ネットワークシステムで利用するため、システム基盤(個人基本)と連携 ※個人番号と紐づいている情報ではないが、住民の印鑑登録情報についても同一のシステムに格納しており、札幌市印鑑条例(平成3年条例第24号)に基づき、印鑑の登録・廃印及び印鑑登録証明書の発行に関する機能を搭載している。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[○] その他 (住基ネット中間サーバ、システム基盤(個人基本))</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[○] その他 (住基ネット中間サーバ、システム基盤(個人基本))	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[○] その他 (住基ネット中間サーバ、システム基盤(個人基本))									

システム2

①システムの名称	住基ネット ※本市の住基ネットの構成としては、札幌市コミュニケーションサーバ(以下「札幌市CS」という。)を設置し、北海道及び機構と「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」のデータ連携を行っている。以降は、札幌市CS部分について記載する。 なお、札幌市CSを操作する端末を「統合端末」という。
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、その情報を元に札幌市CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新した情報を送信する。 2. 本人確認 特例転入(個人番号カードの交付を受けている者に対し、転出証明書を発行せずに市外転出の処理を行った場合の市外転入(住基法第24条の2)。以下同じ。)の処理や、住民票の写しの広域交付(住民基本台帳に記載されている者が、その住民基本台帳を備える市町村長以外の市町村長に対して行う住民票の写しの交付請求(住基法第12条の4)。以下同じ。)などを行う際、窓口での本人確認のため提示された個人番号カード等を基に、住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。) 4. 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別及び生年月日をいう。以下同じ。)を組み合わせて本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5. 機構への情報照会 住基ネットにおける全国サーバ(以下、単に「全国サーバ」という。)に対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せによる本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受け取る。 6. 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバ(全国サーバの下に階層に位置するサーバ。以下同じ。)において保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバで保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバを介して全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。

	7. 送付先情報通知 機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (住基ネット中間サーバ)
システム3	
①システムの名称	住基ネット中間サーバ
②システムの機能	既存住基システムと住基ネットの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、住基ネットの稼働時間等の事情により既存住基システムの業務に与える制約を取り払う。 1. 既存住基システムとの情報連携 既存住基システムで発生した異動データを受領する。 2. 住基ネットとの情報連携 既存住基システムから受領した異動データを基に、住基ネットへ情報連携する。 3. 住民票広域交付用住基情報の保持 既存住基システム稼働時間外に住民票広域交付があった場合に、住基ネットと連携するために、住基情報を保持する。 4. セキュリティの管理 ID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。 5. 情報連携記録の管理 札幌市CSと既存住記システムとの異動情報連携のログを生成・管理する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()
システム4	
①システムの名称	中間サーバ・プラットフォーム
②システムの機能	国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバー及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 符号(※)と団体内統合宛名番号(※)とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 ※(団体内統合)宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各地方公共団体等内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの地方公共団体等の各業務システム(社会保障システム、地方税システム等)において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。 4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバー)と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。 5 情報提供等記録の管理 情報照会者と情報提供者との間で行った特定個人情報の情報照会及び情報提供等の記録を管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。

	7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム(※))と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 (※)インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム <参考>コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム 8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名(そのファイルの正当性を示すデータ)を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や復号に必要なデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報(システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報)の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (システム基盤(市中間サーバ))
システム5	
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバ)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、中間サーバー・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 中間サーバー・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (中間サーバ・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム)
システム6	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。

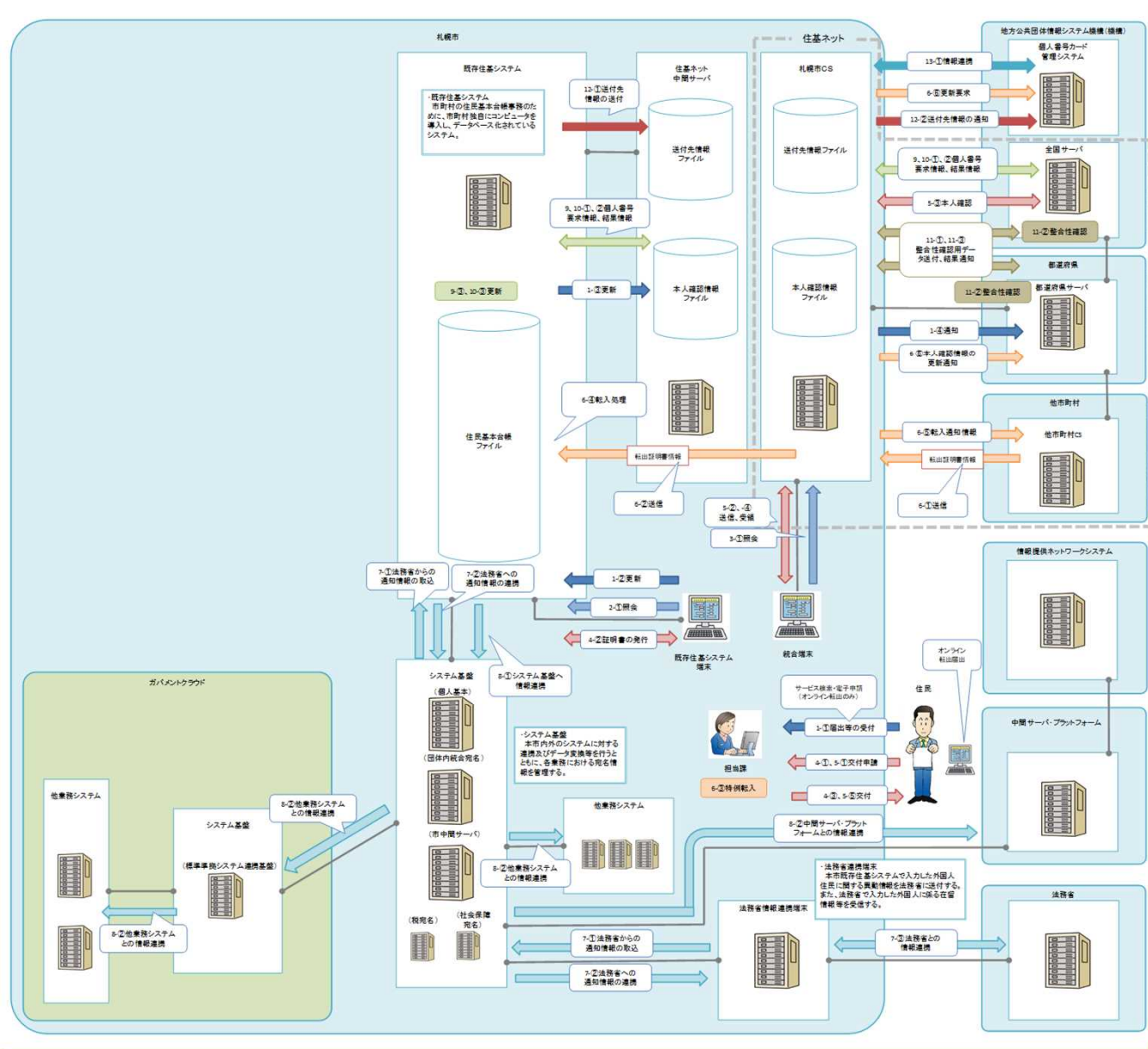
②システムの機能	2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (システム基盤(市中間サーバ、個人基本、社会保障宛名、税宛名)、庁内各業務システム)
システム7	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバー)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバー)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名、社会保障宛名、税宛名)、庁内各業務システム)
システム8	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	国のシステムであり、以下の機能を有する。 ・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム9	
①システムの名称	システム基盤(標準準拠システム連携基盤)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、デジタル庁発行の「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」(以降、共通機能標準仕様書という。)において定義された「2.2.庁内データ連携機能」を実現するため、システム基盤と接続し、基幹系システムと標準準拠システム間での標準仕様にもとづくデータ連携を仲介する。 また、データ連携をシステム連携基盤で集中管理することで、データ連携の可視化やセキュリティを確保するとともに、標準準拠システム間の関連を疎結合にし、システム変更時の影響範囲局所化を実現する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (ガバメントクラウド上の標準システム、システム基盤)
3. 特定個人情報ファイル名	
(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	(1)住民基本台帳ファイル 住基法第7条に基づき、市町村の住民基本台帳に個人番号を記載することとなっている。それに伴い、住民票の写しの交付(第12条)や個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例(第24条の2)による住民票の記載、住基ネットを通じた市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知(第30条の6)等を行う必要がある。 (2)本人確認情報ファイル 本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。 ①住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 ②都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。 ③申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。 ④個人番号カードを利用した転入手続きを行う。 ⑤住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。 ⑥都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。 (3)送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は、個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。
②実現が期待されるメリット	住民票の写し等に代えて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながるが見込まれる。 また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化が期待される。

5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	1. 番号法 ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住基法 ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	
7. 評価実施機関における担当部署		
①部署	札幌市 デジタル戦略推進局 スマートシティ推進部 住民情報課	
②所属長の役職名	住民情報課長	
8. 他の評価実施機関		
-		

(別添1) 事務の内容

「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(本市既存住基システムを中心とした事務の流れ)



(備考)

1. 住民からの届出に伴う、住民基本台帳及び本人確認情報の更新に関する事務
 - 1-① 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。(マイナポータルから届出された転出については、サービス検索・電子申請機能を利用して受け付ける)
 - 1-② 住民基本台帳ファイルを更新する。
 - 1-③ 札幌市の住民基本台帳ファイルにて更新された住民情報を基に、札幌市CSの本人確認情報ファイルを更新する。
 - 1-④ 札幌市CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。
 2. 住民基本台帳の照会
 - 2-① 4情報の組合せや個人番号をキーとして、既存住基システム端末より対象者の住民基本台帳を検索する。
 3. 本人確認情報検索に関する事務
 - 3-① 住民票コード、個人番号または4情報の組み合わせをキーワードとして、札幌市CSの本人確認情報を検索する。
- ※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。

4. 住民票の写しの発行に関する事務
 - 4-①. 住民より住民票の写しの交付申請を受け付ける。
 - 4-②. 既存住基システム端末より、対象者に係る証明書の作成、発行を行う。
 - 4-③. 発行した証明書の写しを住民に交付する。
5. 住民票の写しの発行に関する事務(広域交付)
 - 5-①. 札幌市以外の住民より住民票の写しの交付申請を受け付ける。
 - 5-②、③. 統合端末において、住民から提示された個人番号カード記載の4情報又は4情報と紐づけられている住民票コードを送信し、札幌市CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
 - 5-④. 全国サーバより、札幌市CSを通じて、本人確認結果を受領する。
 - 5-⑤. 発行した住民票の写しを住民に交付する。
6. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)
 - 6-①. 市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
 - 6-②. 既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信する。
 - 6-③. 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認を行う。
※ 転出証明書情報に記載の転出の予定年月日から30日後までに転入手続が行われない場合には、当該転出証明書情報を消去する。
※ 6-③の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い(※特定個人情報を含まない)、その後、6-①・②を行う。
 - 6-④. 既存住基システムにおいて、転入処理を行う。
 - 6-⑤. 札幌市CSより、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
 - 6-⑥. 転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。
7. 法務省出入国在留管理庁との情報連携(特定個人情報を含まない)
 - 7-①. 既存住基システムに、法務省情報連携端末から外国人住民に関する通知情報を取り込む。
 - 7-②. 外国人住民の異動に関する通知情報を法務省情報連携端末に連携する。
 - 7-③. 法務省情報連携端末は外国人住民の異動に関する通知情報を法務省と連携する。
8. システム基盤との情報連携
 - 8-①. 既存住基システムにて更新された異動情報を、システム基盤に送付する。
 - 8-②. システム基盤を通じて、庁内の他業務システム及び中間サーバ・プラットフォームと情報連携を行う。
9. 個人番号の付番
 - 9-①. 個人番号を付番する必要がある異動情報に基づき個人番号生成要求情報を作成し、札幌市CSを通じて機構へ送付する。
 - 9-②. 機構から札幌市CSを通じて個人番号生成結果情報を受領する。
 - 9-③. 住民基本台帳ファイルを更新する。
10. 個人番号の変更
 - 10-①. 住民からの申請や職権により個人番号変更要求情報を作成し、札幌市CSを通じて機構へ送付する。
 - 10-②. 機構から札幌市CSを通じて個人番号変更結果情報を受領する。
 - 10-③. 住民基本台帳ファイルを更新する。
11. 本人確認情報整合に係る事務
 - 11-①. 札幌市CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
 - 11-②. 都道府県サーバ及び全国サーバにおいて、札幌市CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
 - 11-③. 都道府県サーバ及び全国サーバより、札幌市CSに対して整合性確認結果を通知する。
12. 送付先情報通知に関する事務
 - 12-①. 既存住基システムより札幌市CSへ、札幌市における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を送付する。
 - 12-②. 札幌市CSから個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。
13. 個人番号カード管理システムとの情報連携
 - 13-①. 個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	区域内の住民に係る住民基本台帳に記載すべき項目(住基法第7条)の記録について、常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	100項目以上 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	住基法第7条の規定に基づく
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月25日
⑥事務担当部署	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山溪出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 (機構) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (転入元の市町村) ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (住基ネット)	
③入手の時期・頻度		住民基本台帳の記載事項において、届出・通知等により変更又は新規作成が発生する都度。	
④入手に係る妥当性		法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった、又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず既存住基システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。	
⑤本人への明示		住基法第7条に基づく	
⑥使用目的 ※		区域内の住民に係る特定個人情報を住民基本台帳に記載しなければならない旨、住基法第7条に規定されており、また、その者に対する個人番号の付番・変更等を行う必要があるため。	
		変更の妥当性	-
⑦使用の主体	使用部署 ※	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山溪出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課	
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		1. 住民基本台帳の記載 住民の転入、出生等の届出及び職権に基づき、新たに住民票を作成する。 2. 住民基本台帳の記載事項変更 住民の転居、婚姻、離婚等の届出及び職権に基づき、住民票の記載事項を変更する。 3. 住民基本台帳の消除 住民の転出、死亡等の届出及び職権に基づき、住民票を消除する。 4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民の住民票記載事項を照会する。 5. 住民票の写し等の発行 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書等の各種帳票を発行する。 6. 住基ネットとの情報連携 住基ネットを通じて、住民の情報を機構、都道府県、各市町村と連携する。 7. システム基盤との情報連携 システム基盤を通じて、住民の情報を庁内他業務システムに連携する。	
		情報の突合 ※	・個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 ・4情報、個人番号、住民票コード、その他既存住基システムに記録されている情報から、対象者の正確な特定を行う。
		情報の統計分析 ※	個人に着目した分析・統計は行わず、異動届件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。
		権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日		平成27年7月25日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		委託する 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		既存住基システムの運用保守委託
①委託内容		既存住基システムの運用保守及び各種処理の実行
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	既存住基システムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		10人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (サーバ室内にてシステムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		契約情報は公示しており、札幌市のホームページにて確認できる。
⑥委託先名		BIPROGY株式会社北海道支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業 運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (60) 件 [☐] 移転を行っている (2) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務(別紙1参照)
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める特定個人情報(住民票関係情報・別紙1参照)
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
移転先1	本市内部の部署であって番号法第9条第1項に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務を行う部署 ※具体的には7. 備考に記載のとおり
①法令上の根拠	住基法第1条及び第3条第2項並びに番号法第9条第1項
②移転先における用途	番号法第9条第1項に掲げる別表に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務 ※具体的には7. 備考に記載のとおり
③移転する情報	個人番号を含む住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、届出・通知等により変更又は新規作成が発生する都度。

移転先2		本市内部の部署であって番号法第9条第2項に基づいて制定した条例で定めた事務を行う部署	
①法令上の根拠		住基法第1条及び第3条第2項並びに札幌市個人番号利用条例(平成27年条例第42号)別表2	
②移転先における用途		住基法第1条及び第3条第2項並びに札幌市個人番号利用条例(平成27年条例第42号)別表2	
③移転する情報		個人番号を含む4情報等の住民基本台帳情報	
④移転する情報の対象となる本人の数		[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
⑥移転方法		☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)	
⑦時期・頻度		住民基本台帳の記載事項において、届出・通知等により変更又は新規作成が発生する都度。	
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		<札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 2 サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
②保管期間	期間	[20年以上] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない	
	その妥当性	・区域内に住民登録している住民に係る情報は、住民基本台帳に記載されている限り保管する。 ・転出や死亡、改製により除かれた住民票に係る情報は、150年間保管する(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「住基法施行令」という。)第34条第1項)。	
③消去方法		<札幌市における措置> ・削除されてから150年を経過した住民票に係る情報は、既存住基システムにて自動判別し消去する。 ・機器更改時に、ディスクの物理的破壊を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	

7. 備考

本市内部の部署であって番号法第9条第1項に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務とその事務を行う部署について(番号法第9条第1項に掲げる別表に基づく)

- ・地方税の賦課徴収に関する事務 … 財政局税政部税制課
- ・生活保護に関する事務 … 保健福祉局総務部保護課
- ・後期高齢者医療に関する事務 … 保健福祉局保険医療部保険企画課
- ・国民健康保険に関する事務 … 保健福祉局保険医療部保険企画課
- ・国民年金に関する事務 … 保健福祉局保険医療部保険企画課
- ・介護保険に関する事務 … 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する事務 … 子ども未来局子育て支援部子育て支援課
- ・訪問指導業務に関する業務 … 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課
- ・児童手当に関する事務 … 子ども未来局子育て支援部子育て支援課
- ・児童扶養手当に関する事務 … 子ども未来局子育て支援部子育て支援課
- ・特別障害者手当等の支給に関する事務 … 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
- ・障害児通所給付費等の支給に関する事務 … 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
- ・自立支援給付の支給及び地域生活支援事業の実施に関する事務 … 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
- ・身体障害者手帳交付に関する事務 … 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付等に関する事務 … 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
- ・特別児童扶養手当の支給に関する事務 … 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
- ・妊娠の届出に関する事務 … 子ども未来局母子保健担当課
- ・健康増進事業の実施に関する事務 … 保健福祉局ウェルネス推進課
- ・子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給に関する事務 … 子ども未来局施設運営課
- ・予防接種に関する事務 … 保健福祉局感染症総合対策課
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務 … 保健福祉局保健管理課
- ・特定健診、特定保健指導等に関する事務 … 保健福祉局国保健康推進担当課
- ・知的障害者福祉法による障害サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務 … 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
- ・老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務 … 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
その妥当性	住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード、これらの変更情報等)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月25日
⑥事務担当部署	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山溪出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課

3. 特定個人情報の入手・使用										
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (自部署)								
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (既存住基システム)								
③入手の時期・頻度		住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。								
④入手に係る妥当性		法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった、又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず既存住基システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。								
⑤本人への明示		札幌市CSが既存住基システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334号第6-6(市町村長から都道府県知事への通知及び記録)に記載されている。								
⑥使用目的 ※		住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。								
変更の妥当性		-								
⑦使用の主体	使用部署 ※	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山溪出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課								
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>		<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>										
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満									
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満									
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上									
⑧使用方法 ※		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→札幌市CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(札幌市CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして、本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→札幌市CS)。 ・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(札幌市CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。								
情報の突合 ※		・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。								
情報の統計分析 ※		個人に着目した分析・統計は行わず、本人確認情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。								
権利利益に影響を与え得る決定 ※		該当なし。								
⑨使用開始日		平成27年7月25日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (1) 件
委託事項1		住基ネット運用保守委託
①委託内容		住基ネット運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	住基ネットCSの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (サーバ室内にてシステムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		契約情報は公示しており、札幌市のホームページにて確認できる。
⑥委託先名		BIPROGY株式会社北海道支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☐] その他 (住基ネット [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
提供先2	都道府県及び機構
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [☐] その他 (住基ネット [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)

6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。
②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。
③消去方法		・保存期間経過後、札幌市CSのバッチ処理で、本人確認情報ファイルに記録されたデータを手動削除する。 ・機器更改時に、ディスクの物理的破壊を行っている。
7. 備考		
-		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年7月25日
⑥事務担当部署	各區市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山溪出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☒ その他 (自部署)	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (既存住基システム)	
③入手の時期・頻度	番号法施行開始日から通知カード(現在は廃止済)送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手した。以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手している。	
④入手に係る妥当性	送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、札幌市CSにデータを格納する必要がある。	
⑤本人への明示	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	
⑥使用目的 ※	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
	変更の妥当性	-
⑦使用の主体	使用部署 ※	各区市民部戸籍住民課 北区市民部篠路出張所 南区市民部定山溪出張所 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課 デジタル戦略推進局情報システム部システム管理課
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→札幌市CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	
	情報の突合 ※	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認する。)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
	情報の統計分析 ※	送付先情報ファイルに記録される個人情報をを用いた統計分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	該当なし。
⑨使用開始日	平成27年7月25日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (1) 件
委託事項1		住基ネットCSの運用保守委託
①委託内容		住基ネットCSの運用保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	住基ネットCSの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (サーバ室内にてシステムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		契約情報は公示しており、札幌市のホームページにて確認できる。
⑥委託先名		BIPROGY株式会社北海道支店
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (1) 件 ☐ 移転を行っている () 件 ☐ 行っていない	
提供先1	機構	
①法令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	
②提供先における用途	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同じ。	
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (住基ネット) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙	
⑦時期・頻度	番号法施行開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手した。以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供している。	
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。	
②保管期間	期間	[1年未満] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	送付先情報は機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため。
③消去方法	・保存期間が到来した送付先情報は、機構より指定された方法(※)により、システム上、一括して消去する仕組みとする。 ※送付先情報の提供後30日経過後に、札幌市CSでのバッチ処理により自動削除される。 ・機器更改時に、ディスクの物理的破壊を行っている。	
7. 備考		
-		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

項番	項目名	項番	項目名
個人情報		47	外国人住民となった日
1	住民コード	48	在留期間等
2	住民票コード	49	在留期間等の満了日
3	旧住民票コード	50	在留カード等の番号
4	住基カード運用状況コード	51	在留資格コード
5	住基カード有効期限	52	最初記載日
6	住基カード回収日	53	住民票作成事由コード
7	住基カード表面記載バージョンコード	54	住民票作成日
8	個人番号	55	区間転入届出日
9	個人番号変更事由コード	56	転入添付再交付日
10	個人番号付番ステータス	57	異動事由コード
11	個人番号カード運用状況コード	58	異動日
12	個人番号カード有効期限	59	届出日
13	個人番号カード回収日	60	区内識別番号
住民票情報		61	区内識別番号内最新フラグ
14	区コード	62	区内最新版フラグ
15	住民票版数	63	最新版フラグ
16	除票事由コード	住民票コード変更情報	
17	除票日	64	回答期限日
18	世帯コード	65	宛先_氏名
19	日本人_外国人区分コード	66	宛先_氏名_外字フラグ
20	氏名_カナ	67	宛先_郵便番号
21	氏名	68	宛先_住所
22	氏名_外字フラグ	69	宛先_住所_外字フラグ
23	氏名_アルファベット	70	宛先_方書
24	氏名_漢字併記名	71	宛先_方書_外字フラグ
25	氏名_漢字併記名_外字フラグ	世帯情報	
26	通称名_カナ	72	住所_区コード
27	通称名	73	住所_字名コード
28	通称名_外字フラグ	74	住所_条コード
29	生年月日	75	住所_丁目コード
30	性別コード	76	住所_番地
31	市民となった日	77	住所_子番地
32	住定日	78	住所_室番地
33	住定事由コード	79	住所_地番タイプ
34	住定届出日	80	住所
35	記載事由コード	81	住所_外字フラグ
36	本籍_市内外区分コード	82	方書
37	本籍_市外_都道府県コード	83	方書_外字フラグ
38	本籍_市外_市町村コード	84	方書_カナ
39	本籍_市内_区コード	85	世帯主_日本人_外国人区分コード
40	本籍	86	世帯主氏名_カナ
41	本籍_外字フラグ	87	世帯主氏名
42	本籍筆頭者	88	世帯主氏名_外字フラグ
43	本籍筆頭者_外字フラグ	89	世帯主氏名_アルファベット
44	30条の45に規定する区分コード	90	世帯主氏名_漢字併記名
45	国籍等コード	91	世帯主氏名_漢字併記名_外字フラグ
46	国籍等	92	世帯主_通称名_カナ

(1)住民基本台帳ファイル

項番	項目名	項番	項目名
93	世帯主_通称名	137	転出予定地_国名称
94	世帯主_通称名_外字フラグ	138	転出予定地
95	世帯種別コード	139	転出予定地_外字フラグ
96	世帯構成員数	140	転出予定地_方書
97	世帯メモ	141	転出予定地_方書_外字フラグ
98	届出番号	142	転出確定地_市内外区分コード
99	住記_受付場所コード	143	転出確定地_市外_都道府県コード
100	住記_ユーザID	144	転出確定地_市外_市町村コード
101	住記_ユーザ名称	145	転出確定地_市内_区コード
102	住記_受付フラグ設定日	146	転出確定地
103	戸籍_受付場所コード	147	転出確定地_外字フラグ
104	戸籍_ユーザID	148	転出確定地_方書
105	戸籍_ユーザ名称	149	転出確定地_方書_外字フラグ
106	戸籍_受付フラグ設定日	150	転出未届地_市内外区分コード
世帯構成員情報		151	転出未届地_市外_都道府県コード
107	世帯シーケンス番号	152	転出未届地_市外_市町村コード
108	表示順	153	転出未届地_市内_区コード
109	続柄_1階層	154	転出未届地
110	続柄_2階層	155	転出未届地_外字フラグ
111	続柄_3階層	156	転出未届地_方書
112	世帯離脱年月日	157	転出未届地_方書_外字フラグ
113	除票異動管理番号	158	転出予定日
114	最新個人フラグ	159	転出届出日
前住所情報		160	転入確定日
115	前住所世帯主氏名	161	転入通知日
116	前住所世帯主氏名_外字フラグ	162	転出証明再交付日
117	前住所_国内外フラグ	審査フラグ	
118	前住所_市内外区分コード	163	審査番号コード
119	前住所_市外_都道府県コード	164	処理区コード
120	前住所_市外_市町村コード	行政欄情報	
121	前住所_市内_区コード	165	行政欄コード
122	前住所_国コード	166	日付1
123	前住所_国名称	167	日付2
124	前住所	168	日付3
125	前住所_外字フラグ	169	補助文字_前部
126	前住所_方書	170	補助文字_後部
127	前住所_方書_外字フラグ	告知情報	
未届前住所情報		171	発行制限フラグ
128	未届前住所区分コード	172	発行停止フラグ
129	市内外区分コード	173	被後見人フラグ
130	市外_都道府県コード	174	DVフラグ
131	市外_市町村コード	175	DV支援期限日
132	市内_区コード	176	個人メモ
転出先情報		国保情報	
133	転出予定地_国内外フラグ	177	記号番号
134	転出予定地_市外_都道府県コード	178	得喪コード
135	転出予定地_市外_市町村コード	179	取得日
136	転出予定地_国コード	180	取得届出日

(1)住民基本台帳ファイル

項番	項目名	項番	項目名
181	喪失日	223	F省略有無フラグ
182	喪失届出日	224	G省略有無フラグ
183	資格証交付日	225	H省略有無フラグ
184	退職被保険者等資格取得日	226	I省略有無フラグ
185	退職被保険者喪失日	227	J省略有無フラグ
186	退職被保険者区分コード	228	K省略有無フラグ
年金情報		229	L省略有無フラグ
187	被保険者記号番号	230	除票年月日
188	受給権者記号番号	231	印鑑登録番号
189	年金種類コード	232	発行ユーザID
190	年金取得状況コード	旧氏情報	
191	取得日	233	旧氏_カナ
192	年金取得理由コード	234	旧氏
193	喪失日	235	旧氏_外字フラグ
194	年金喪失理由コード	ローマ字表記名情報	
195	異動	236	ローマ字氏名
196	適用除外	237	ローマ字旧氏
選挙情報		学校情報	
197	選挙人登録_有無コード	238	小学区コード
児童手当情報		239	中学区コード
198	開始日		
199	廃止日		
後期高齢			
200	被保険者記号番号		
201	得喪コード		
202	取得日		
203	喪失日		
介護保険情報			
204	被保険者記号番号		
205	介護資格種別コード		
206	取得日		
207	取得届出日		
208	喪失日		
209	喪失届出日		
証明発行履歴情報			
210	帳票種別コード		
211	発行日時		
212	通数		
213	住所区_区コード		
214	発行場所コード		
215	発行場所名称		
216	郵送有無フラグ		
217	公用有無フラグ		
218	A省略有無フラグ		
219	B省略有無フラグ		
220	C省略有無フラグ		
221	D省略有無フラグ		
222	E省略有無フラグ		

(2)本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番

(3)送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
(1) 住民基本台帳ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・窓口における届出人の本人確認を厳格に行う。 ・住所異動届の際に、届書の記載内容、対象者の特定に誤りがないか、窓口で確認を行う。また、市外転入時には、転出証明書の記載内容も併せて確認を行う。 ・住基法第9条第2項に基づく通知（※）等、職権で住民票に記載・修正・消除を行う際に、事前に書類審査を行い、対象者、記載内容に誤りがないか確認する。 ※住基法第9条第2項に基づく通知 … 市町村の住民以外の者について戸籍に関する届書の受理等をしたことにより、住所地で住民票の記載等が必要になった場合、当該市町村長からその者の住所がある市町村長に対して行う当該記載等をすべき事項の通知 ・届書の内容を既存住基システムに入力後、審査者が、異動届の記載と入力内容に相違がないか、対象者に誤りがないかについて、出力された審査リストに基づき、照合を行う。また、入力内容が多い処理（市外転入等）については、複数の職員によって審査を行う。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・届書に記載されている項目以外は、既存住基システムの入力を行えない仕組みとなっている。	
その他の措置の内容	・窓口の受付、入力方法についての運用を、全市共通のマニュアルで定めている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・住所異動届（郵送での転出届を除く。）は統一様式を使用し、住基法に基づく届出であることを明らかにする。 ・届書の内容を既存住基システムに入力後、適切な届出による入力であるか、審査者が照合を行う。 ・システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード（約30秒ごとに変化する）、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報（氏名・住所・性別・生年月日）と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 3 業務に関係のない職員が特定個人情報を変更したりすることがないよう、システムを利用できる職員を限定する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・住民からの届書等は、入力・審査が完了したら、鍵付の書庫に保管する。 ・既存住基システムは、連携を行うシステム間において閉鎖された専用回線により通信を行うため、回線に接続されていない相手先への情報の提供・移転は行われないことがシステム上担保される。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	・庁内における情報連携及び宛名情報の保存は、システム基盤において行うこととなっており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 ・システム基盤で保存される情報は、本市内部で共通して使用する最低限の項目のみとしている。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する情報以外のものとの紐付けは行わない仕様となっている。 ・本市内部の他システムについても、システム基盤を介して連携することとし、既存住記システムと直接のネットワーク接続を行わない。 ・本市で策定している既存住基システムにおけるセキュリティ実施手順(以下「実施手順」という。)により、不要なネットワークとの接続が禁止されている。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに変化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	1 発効管理 ① 職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理する。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)及びシステム保守担当部門が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門はシステム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行っている。 ・機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効申請を行っている。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録している。		
その他の措置の内容	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないようシステム部門で管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、システム部門で制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	アクセスログを記録していることを周知し、定期的に事務外で使用しないよう注意喚起を行っている。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 セキュリティ実施手順にシステム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
・一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 ・スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
—

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	☐ 選択肢 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・特定個人情報（個人番号・4情報等）の提供・移転を行う際に、全ての提供・移転記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年間保存する。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	☐ 選択肢 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・個人情報（特定個人情報を含む。）の提供・移転に当たり、デ）デジタル企画課に事前協議を行い、承認を得たもののみ情報提供及び移転を認める旨、本市の住民基本台帳ファイル利用要領（平成5年3月3日総務局長決裁）によって定めている。 ・個人情報の提供・移転を行う場合は、デ）デジタル企画課の事前協議において、本市住民基本台帳ファイル利用要領を遵守した提供・移転であるか、審査・確認を行っている。	
その他の措置の内容	1 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う場合は、情報システム部門の職員が立会う。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	☐ 選択肢 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・札幌市CS、システム基盤とともに、閉鎖された専用回線により通信を行うため、回線に接続されていない相手先への情報の提供・移転は行われないことがシステム上担保される。 ・実施手順及び運用作業・申請手順書に基づいて、特定個人情報を含む全ての個人情報の提供・移転の際には、依頼文による事前手続きを必要とするとともに、（総）システム管理課長の承認を受けている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	☐ 選択肢 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	（誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置） ・既存住基システムに入力した特定個人情報の内容に相違がないか、必ず審査を行う。 ・情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。 ・論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする。）により不正と判断された情報については、連携処理がストップするような仕組みとなっている。 （誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置） ・札幌市CS、システム基盤とともに、閉鎖された専用回線により通信を行うため、回線に接続されていない相手先への情報の提供・移転は行われないことがシステム上担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	☐ 選択肢 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[		

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜札幌市における措置＞ 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバ・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ 1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。 2 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2 中間サーバと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜札幌市における措置＞ 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルは、決められたファイル形式以外では情報を提供・移転できない仕組みになっている。 ③ システムが、入力内容や計算内容に誤りがないかチェックしている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 札幌市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得た情報連携先とだけ連携できる仕組みになっている。 ② 誤った相手へ提供・移転しないよう、特定個人情報の提供・移転は管理されたネットワーク内で行う。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ 1 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、誤った相手へ特定個人情報を提供するリスクに対応している。 2 情報提供データベースへ情報が登録される際には、決められた形式のファイルであるかをチェックする機能が備わっている。また情報提供データベースに登録された情報の内容は端末の画面で確認することができる。これらにより、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3 情報提供データベース管理機能(※)では、情報提供データベース内の副本データを既存業務システム内の正本データと照合するためのデータを出力する機能を有しており、提供する特定個人情報に誤りがないか確認することができる。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 <札幌市における措置> 1 サーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 2 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <標準準拠システム連携基盤における措置> ガバメントクラウドへの接続は閉鎖された専用線であり外部からの侵入は物理的に不可能となっている。	
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容 <札幌市における措置> 1 サーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 2 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <標準準拠システム連携基盤における措置> ①共通標準仕様書で定められた通信のセキュリティレベルを実現する。 ②ファイル連携においてはオブジェクトストレージを利用し、暗号化と複合化を行い管理する。	
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—

⑩死者の個人番号	[保管している]	＜選択肢＞ 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・生存する市民の個人番号と同様に保管し、死亡による消除後は住民基本台帳法施行令第34条第1項に基づき、150年間保管する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・住民票に対する修正等が発生する場合、複数の職員によるチェックを行うことにより、処理漏れを防止する。 ・住基法第14条第1項(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)の規定に基づき調査等の必要な措置を実施することにより、住民基本台帳の正確な記録を確保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・除票は住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める保存期間(消除から150年間)、異動データは当該異動処理から1年間を経過した情報を、毎年1回システム上消去する仕組みを作っている。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・届書及び帳票の紙媒体の情報については、法令及び例規に基づき、保管及び廃棄を行うこととしている。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。 ＜標準準拠システム連携基盤における措置＞ 格納期限が経過した連携ファイルは消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
(2) 本人確認情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号第6－6（本人確認情報の通知及び記録）により札幌市CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ等）の指定を必須とする。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を既存住基システムに限定する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	特定個人情報の入手元である既存住基システムへの情報の登録の際、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報（氏名・住所・性別・生年月日）と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・既存住基システムに特定個人情報の入力を行った場合、入力を行った者以外の職員により審査を行う。また、入力内容が多い処理（市外転入等）については、複数の職員によって審査を行う。 ・既存住基システムで入力を行った異動情報は、事後の検証のため、一定期間保存される。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・操作者の認証を行う。 ※札幌市CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。札幌市CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、札幌市CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置（通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する。）を内蔵している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
－		

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	札幌市CSと宛名管理システム(システム基盤の各宛名システム)間の接続は行わない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・庁内システムにおける札幌市CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと札幌市CS間では、法令に基づく事務で使用する情報以外のものとの紐付けは行わない仕様となっている。 ・札幌市CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、札幌市CSが設置されたセグメントにある通信機器は入退室者を制限したマシンルーム内にあり、さらに、施錠可能なラック内に設置している。 ・システム管理部門が、ラックの鍵の厳格な利用手順を定め、別に管理している。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	住基ネットへアクセスするための端末(統合端末)は、生体認証による操作者認証を行っている。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	照合ID(統合端末内のアプリケーションにログインするためのID)と操作者ID(統合端末内の各アプリケーションを利用するために付与された権限の管理ID)の発行・失効については、(デ)住民情報課が一元的に管理することとしており、区の戸籍住民課で異動・退職等が発生した場合には、(デ)住民情報課に申請を行った上で発行・失効処理が行われる仕組みとしている。また、照合IDと操作者IDを操作権限管理簿で管理し、随時チェックを行っている。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・操作者の業務内容に応じた操作権限を付与している。 ・不正アクセスや不正利用を分析するために、札幌市CS及び統合端末の操作履歴を7年間保管している。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステム(札幌市CS及び統合端末)のアクセスログを記録する。 ・システム管理部門が、週に1回、時間外の不正アクセスがないかをチェックし、適切な機器利用を確保している。また、調査・確認が必要な場合にはヒアリング等の実地調査を実施する。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	・本人確認情報を扱うシステム(札幌市CS及び統合端末)のアクセスログを記録する。 ・(総)システム管理課が、週に1回、時間外の不正アクセスがないかをチェックし、適切な機器利用を確保している。また、調査・確認が必要な場合にはヒアリング等の実地調査を実施する。 ・システム利用職員への研修において、目的外利用の禁止等について指導する。 ・業務委託契約書で「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を規定し、委託先にセキュリティ対策を講じさせている。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・長時間にわたり本人確認情報を表示させないため、5分間入力がなかった場合、スクリーンセーバが起動し、解除にもパスワード入力を求めるようOSを設定している。
- ・統合端末から離席する際には業務アプリケーションをログオフする。
- ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・業務目的以外の画面のハードコピーを禁止している。
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ることとしている。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・提供先は都道府県及び機構に限られる。 ・相手方（都道府県サーバ）と札幌市CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 ・都道府県サーバとの整合性検査時、媒体を用いて情報を連携する場合には、権限を有する職員が行う。		
その他の措置の内容	・「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を適切に管理する。 ・都道府県サーバとの整合性検査時、媒体を用いて情報を連携する場合には、権限を有する職員が行う。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・提供先は都道府県及び機構に限られる。 ・相手方（都道府県サーバ）と札幌市CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 ・また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	・提供先は都道府県及び機構に限られるため、システム上、提供すべき情報のみを出力することを担保する。 ・また、本人確認情報に変更が生じた際には、札幌市CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・相手方（都道府県サーバ）と札幌市CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・札幌市CSが設置されているサーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 ・磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。 ・電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・ファイアウォールを設置し、必要最小限の通信のみ許可されるように設定し、毎月通信ログをチェックしている。なお、インターネットとは物理的に分離している。 ・ウィルス対策ソフトを使用し、機構からのセキュリティ情報(脆弱性情報、セキュリティ更新プログラムの適用、ウィルスパターンファイルの適用等)に従い、必要な措置を講じている。
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	既存住基システムとの整合処理を定期的実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・システム上、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 ・磁気ディスクの廃棄時は、情報セキュリティ技術対策基準、情報セキュリティ実施手順に基づき、専用ソフトウェアによる消去又は媒体の物理的破壊を行うとともに、磁気ディスクの管理台帳にその記録を残す。 ・帳票の廃棄時には、帳票管理要領に基づき、内容が判読できないよう、焼却又は裁断することとし、帳票管理簿にその記録を残す。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	送付先情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。なお、統合端末から直接情報を登録する際にも同様の措置を講ずる。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・平成14年6月10日総務省告示第334号第6－6（本人確認情報の通知及び記録）により市町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ等）の指定を必須とする。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	送付先情報の入手元を既存住基システムに限定する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	特定個人情報の入手元である既存住基システムへの情報の登録の際、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応する個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	既存住基システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、既存住基システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える（不要となる）ため、送付後速やかに札幌市CSから削除する。そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。
その他の措置の内容	－
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・機構が作成・配付する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・操作者の認証を行う。 ※札幌市CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。札幌市CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、札幌市CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置（通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する）を内蔵している。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
－	

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	札幌市CSと宛名管理システム(システム基盤の各宛名システム)間の接続は行わない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	庁内システムにおける札幌市CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと札幌市CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、札幌市CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、札幌市CSが設置されたセグメントにある通信機器は入退室者を制限したマシンルーム内にあり、さらに、施錠可能なラック内に設置している。なお、ラックの鍵も厳格な利用手順を定め別に管理している。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	住基ネットへアクセスするための端末(統合端末)は、生体認証による操作者認証を行っている。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	照合ID(統合端末内のアプリケーションにログインするためのID)と操作者ID(統合端末内の各アプリケーションを利用するために付与された権限の管理ID)の発行・失効については、(デ)住民情報課が一元的に管理することとしており、区の戸籍住民課で異動・退職等が発生した場合には、(デ)住民情報課に申請を行った上で発行・失効処理が行われる仕組みとしている。また、照合IDと操作者IDを操作権限管理簿で管理し、随時チェックを行っている。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・操作者の業務内容に応じた操作権限を付与している。 ・不正アクセスや不正利用を分析するために、札幌市CS及び統合端末の操作履歴を7年間保管している。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・送付先情報を扱うシステム(札幌市CS及び統合端末)の操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・システム管理部門が、週に1回、時間外の不正アクセスがないかをチェックし、適切な機器利用を確保している。また、調査・確認が必要な場合にはヒアリング等の実地調査を実施する。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	・送付先情報を扱うシステム(札幌市CS及び統合端末)のアクセスログを記録する。 ・システム管理部門が、週に1回、時間外の不正アクセスがないかをチェックし、適切な機器利用を確保している。また、調査・確認が必要な場合にはヒアリング等の実地調査を実施する。 ・システム利用職員への研修において、目的外利用の禁止等について指導する。 ・業務委託契約書で「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を規定し、委託先にセキュリティ対策を講じさせている。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・長時間にわたり本人確認情報を表示させないため、5分間入力がなかった場合、スクリーンセーバが起動し、解除にもパスワード入力を求めるようOSを設定している。
- ・統合端末から離席する際には業務アプリケーションをログオフする。
- ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。
- ・業務目的以外の画面のハードコピーを禁止している。
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得ることとしている。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	特定個人情報（個人番号、4情報等）の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録（提供・移転日時、操作者等）をシステム上で管理し、7年分保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・提供先は機構に限られる。 ・相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。		
その他の措置の内容	・「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を適切に管理する。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・提供先は機構に限られる。 ・相手方（個人番号カード管理システム）と札幌市CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	・システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 ・相手方（個人番号カード管理システム）と札幌市CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手方への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2： 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5： 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・札幌市CSが設置されているサーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 ・磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。 ・電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	・ファイアウォールを設置し、必要最小限の通信のみ許可されるように設定し、毎月通信ログをチェックしている。なお、インターネットとは物理的に分離している。 ・ウィルス対策ソフトを使用し、機構からのセキュリティ情報(脆弱性情報、セキュリティ更新プログラムの適用、ウィルスパターンファイルの適用等)に従い、必要な措置を講じている。
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。 そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは少ない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに札幌市CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<札幌市における措置> ・年1回、住民基本台帳ネットワークシステム及びそれに接続している既設ネットワークに関する調査表に基づく自己点検の際に、本評価書の記載内容どおりの運用がなされていることのチェックを追加し、運用状況を確認する。これにより、本評価書に記載されているファイルをすべて確認することができる。 ・札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された本評価書に記載された事項等が順守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。	
②監査	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査はすべての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的を実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<札幌市における措置> ・住民基本台帳事務に携わる職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得のための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<札幌市における措置> 【基幹系システムの場合】 情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 【全事務共通】 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。
特記事項	札幌市ホームページに請求先、請求手続、費用等についての案内を掲載している。
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。ただし写しの交付を希望する場合は、交付費用の実費 相当の負担が必要。納付方法は現金、納入通知書等による。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民基本台帳事務
公表場所	札幌市総務局行政部行政情報課
⑤法令による特別の手続	－
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	－
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年2月25日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	札幌市広報紙(広報さっぽろ)、札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び区役所等の主要施設で全文を閲覧可能とする。
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-1-②-⑫	⑫情報提供ネットワークシステムからの情報照会に対する番号法別表第二に定める住民票関係情報 (住基法第7条第4号に規定する世帯情報)の提供	⑫情報提供ネットワークシステムからの情報照会に対する番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する世帯情報)の提供	事後	法令改正に伴う変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。
	I-1-②-なお書き	なお、⑨の「個人番号通知書及び個人番号カードの作成」に係る事務については、番号法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条により、機構に対する事務の委任が認められている。	なお、⑨の「個人番号通知書及び個人番号カードの作成」に係る事務については、番号法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条により、機構に対する事務の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	文言整理であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。
	I-2-システム2-②	(省略) 7. 送付先情報通知 個人番号の通知に関する事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、その情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 (省略)	(省略) 7. 送付先情報通知 機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。))等を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 (省略)	事後	文言整理であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。
	I-2-システム9-①	-	システム基盤(標準準拠システム連携基盤)	事前	当システムを構築して、ガバメントクラウドに移行する他システムと庁内連携を開始するため、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-2-システム9-②	-	札幌市のシステムであり、デジタル庁発行の「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」(以降、共通機能標準仕様書という。)において定義された「2.2.庁内データ連携機能」を実現するため、システム基盤と接続し、基幹系システムと標準準拠システム間での標準仕様にもとづくデータ連携を仲介する。 また、データ連携をシステム連携基盤で集中管理することで、データ連携の可視化やセキュリティを確保するとともに、標準準拠システム間の関連を疎結合にし、システム変更時の影響範囲局所化を実現する。	事前	当システムを構築して、ガバメントクラウドに移行する他システムと庁内連携を開始するため、重要な変更にあたる。
	I-2-システム9-③	-	[○]その他（ガバメントクラウド上の標準システム、システム基盤）	事前	当システムを構築して、ガバメントクラウドに移行する他システムと庁内連携を開始するため、重要な変更にあたる。
	I-4-①	(省略) (3)送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は、個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から当該事務を委任しており、機構に対して、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する必要があります。 その際、当該事務に必要なものに限って情報を提供するため、情報量の多い本人確認情報ファイルを用いず、送付先情報ファイルを利用している。	(省略) (3)送付先情報ファイル 市町村長が個人番号を指定した際は、個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、 個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。	事後	文言整理であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-6-②	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)	事後	法令改正に伴う変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。
	(別添1)事務内容	-	事務内容図に ガバメントクラウド上のシステム基盤(標準準拠システム連携基盤)と標準準拠システムを図示	事前	当システムを構築して、ガバメントクラウドに移行する他システムと庁内連携を開始するため、重要な変更にあたる。
	(別添1)事務内容 備考	3. 本人確認情報検索に関する事務 3-①. 4情報の組み合わせをキーワードとして、札幌市CSの本人確認情報を検索する。※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。	3. 本人確認情報検索に関する事務 3-①. 住民票コード、個人番号または4情報 の組み合わせをキーワードとして、札幌市CSの本人確認情報を検索する。※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。	事後	システムの現行仕様に合わせた文言修正であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－ 5－提供・移転の有無	提供を行っている 58件 移転を行っている 2件	提供を行っている 60件 移転を行っている 2件	事後	法令改正に伴う変更であり、 特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。
	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－ 5－提供先1～60－①、②、 ③	提供先1～58：番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者（別紙1参照） ①番号法第19条第8号 別表第二（別紙1参照） ②番号法第19条第8号別表第二に定める各事務（別紙1参照） ③番号法第19条第8号別表第二に定める特定個人情報（住民票関係情報・別紙1参照）	提供先1～60：番号法第19条第8号に基づく 主務省令第2条の表 に定める情報照会者（別紙1参照） ①番号法第19条第8号 及び同号に基づく主務省令第2条の表 ②番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2条の表 に定める各事務（別紙1参照） ③番号法第19条第8号 に基づく主務省令第2条の表 に定める特定個人情報（住民票関係情報・別紙1参照）	事後	法令改正に伴う変更であり、 特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。
	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－ 5－移転先2－②	番号法第9条第1項に掲げる別表第一に基づき 特定個人情報を利用できるとされる事務 ※具体的には7. 備考に記載のとおり	番号法第9条第1項に掲げる 別表 に基づき特定 個人情報を利用できるとされる事務 ※具体的には7. 備考に記載のとおり	事後	法令改正に伴う変更であり、 特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。
	Ⅱ（住民基本台帳ファイル）－ 7. 備考	本市内部の部署であって番号法第9条第1項に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務とその事務を行う部署について（番号法第9条第1項に掲げる別表第一に基づく） （略） ・生活保護に関する事務 … 保健福祉局総務部保護自立支援課 （略） ・妊娠の届出に関する事務 … 保健福祉局保健所健康企画課 ・健康増進事業の実施に関する事務 … 保健福祉局保健所健康企画課 （略） ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務 … 保健福祉局健康企画課	本市内部の部署であって番号法第9条第1項に基づき特定個人情報を利用できるとされる事務とその事務を行う部署について（番号法第9条第1項に掲げる 別表 に基づく） （略） ・生活保護に関する事務 … 保健福祉局総務部 保護課 （略） ・妊娠の届出に関する事務 … 子ども未来局母子保健担当課 ・健康増進事業の実施に関する事務 … 保健福祉局 ウエルネス推進課 （略） ・難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給に関する事務 … 保健福祉局 保健管理課	事後	法令改正に伴う変更及び組織 変更によるものであり、特定個人情報の取り扱いに変更が無い ため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ（本人確認情報ファイル）－2－③	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、消除者を含む。	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※住民基本台帳に記録されていた者で、 転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。) された者(以下「消除者」という。を含む。	事後	文言整理による変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。
	Ⅱ（本人確認情報ファイル）－3－⑧	・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→札幌市CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(札幌市CS→都道府県サーバ)。 ・提示された個人番号カード記載の4情報と紐づけられている住民票コードをキーとして、本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→札幌市CS)。 ・4情報の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(札幌市CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。	・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→札幌市CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(札幌市CS→都道府県サーバ)。 ・ 住民から提示された個人番号カードに登録された 住民票コードをキーとして、本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→札幌市CS)。 ・ 住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに 本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(札幌市CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。	事後	システムの現行仕様に合わせた文言修正であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。
	Ⅱ（送付先情報ファイル）－2－③その必要性	新たに個人番号を住民に付番した場合、その住民に対し、個人番号を通知しなければならない(番号法第7条第1項)。通知の方法は、個人番号通知書を送付することによる(個人番号カード省令第7条)。 市町村は、個人番号カード省令第35条に基づき、この事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあつては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。	事後	文言整理及び法令改正に伴う変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II (送付先情報ファイル)－2 －④その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	法令改正に伴う変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。
	II (送付先情報ファイル)－3 －⑤	個人番号カード省令第35条に規定されている。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	法令改正に伴う変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。
	II (送付先情報ファイル)－3 －⑥	法令に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務) に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法令改正に伴う変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。
	II (送付先情報ファイル)－3 －⑧使用方法	既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書の印刷及び送付に係る事務を、法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→札幌市CS→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を 個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務) に基づいて行う機構に対し提供する(既存住基システム→札幌市CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法令改正に伴う変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ（送付先情報ファイル）－3 －⑧情報の突合	機構において、機構が入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する（最新の4情報等であることを確認する）ため、機構（全国サーバ）が保有する「機構保存本人確認情報」（住基法第30条の9）との情報の突合を行う。	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する（最新の4情報等であることを確認する。）ため、機構（全国サーバ）が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。	事後	文言整理による変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。
	Ⅱ（送付先情報ファイル）－5 －提供先1－①	個人番号カード省令第35条に規定されている。	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）	事後	法令改正に伴う変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。
	Ⅱ（送付先情報ファイル）－5 －提供先1－②	市町村からの法令に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法令改正に伴う変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。
	Ⅲ（住民基本台帳ファイル）－7 －リスク1－⑤物理的対策	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略)	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <標準準拠システム連携基盤における措置> ガバメントクラウドへの接続は閉鎖された専用線であり外部からの侵入は物理的に不可能となっている。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更に当たる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ(住民基本台帳ファイル)-7 ーリスク1-⑥技術対策	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略)	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <標準準拠システム連携基盤における措置> ①共通標準仕様書で定められた通信のセキュリティレベルを実現する。 ②ファイル連携においてはオブジェクトストレージを利用し、暗号化と複合化を行い管理する。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更にあたる。
	Ⅲ(住民基本台帳ファイル)-7 ーリスク3-手順の内容	・除票は住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める保存期間(消除から150年間)、異動データは当該異動処理から1年間を経過した情報を、毎年1回システム上消去する仕組みを作っている。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・届書及び帳票の紙媒体の情報については、法令及び例規に基づき、保管及び廃棄を行うこととしている。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。	・除票は住民基本台帳法施行令第34条第1項に定める保存期間(消除から150年間)、異動データは当該異動処理から1年間を経過した情報を、毎年1回システム上消去する仕組みを作っている。 ・磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。 ・届書及び帳票の紙媒体の情報については、法令及び例規に基づき、保管及び廃棄を行うこととしている。廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。 <標準準拠システム連携基盤における措置> 格納期限が経過した連携ファイルは消去する。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更にあたる。
	Ⅲ(本人確認情報ファイル)-5 ーリスク1(その他の措置の内容)	・「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を適切に管理する。 ・都道府県サーバとの整合性検査時、DVDを用いて情報を連携する場合には、権限を有する職員が行う。	・「サーバ室等への入室権限」及び「特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を適切に管理する。 ・都道府県サーバとの整合性検査時、媒体を用いて情報を連携する場合には、権限を有する職員が行う。	事後	文言整理による変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。
	Ⅲ(本人確認情報ファイル)-5 ーリスク2(リスクに対する措置の内容)	・また、DVDへ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。	事後	文言整理による変更であり、特定個人情報の取り扱いに変更がないため、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ（本人確認情報ファイル）－ 7－リスク1－⑩	生存する個人の個人番号とともに、死亡による 削除後、住民基本台帳法施行令第34条第3項 （保存）に 定める期間（150年間）保管する。	生存する個人の個人番号とともに、死亡による 削除後、住民基本台帳法施行令第34条第2項 （保存）に 定める期間（150年間）保管する。	事後	法令改正に伴う変更であり、 特定個人情報の取り扱いに変更 がないため、重要な変更にあ たらない。
	Ⅲ（本人確認情報ファイル）－ 7－リスク2－消去手順	・システム上、住民基本台帳法施行令第34条 第3項（保存）に定める期間（150年間）を経過 した住民票 の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及 び削除者の本人確認情報を消去する仕組みと する。	・システム上、住民基本台帳法施行令第34条 第2項（保存）に定める期間（150年間）を経過 した住民票 の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及 び削除者の本人確認情報を消去する仕組みと する。	事後	法令改正に伴う変更であり、 特定個人情報の取り扱いに変更 がないため、重要な変更にあ たらない。
	Ⅳ－1－②	＜札幌市における措置＞ （省略） ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ （省略）	＜札幌市における措置＞ （省略） ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ （省略） ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウドについては政府情報システム のセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録され たクラウドサービスから調達することとしており、 ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定 期的にISMAP監査機関リストに登録された監査 機関による監査を行うこととしている。	事前	特定個人情報ファイルの取扱 プロセスにおけるリスク対策の 追加のため、重要な変更にあ たる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	IV-3ーその他のリスク対策	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略)	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更に当たる。

**住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価書について
寄せられたご意見と本市の考え方**

1 意見の募集期間

令和7年1月20日（月）～令和7年2月27日（木）

2 公表場所

(1) 市役所等での配布

ア デジタル戦略推進局スマートシティ推進部住民情報課（本庁舎2階）

イ 市政刊行物コーナー（本庁舎2階）

ウ 各区役所総務企画課（広聴係）

エ 各まちづくりセンター

(2) 札幌市公式ホームページによる公開

http://www.city.sapporo.jp/shimin/koseki/mynumber/pia_iken.html

3 意見の受付方法

郵送、持参、FAX、電子メール

4 意見数等

(1) 提出者数

1名、1団体

(2) 意見の受付方法別内訳

提出方法	郵送	持参	FAX	電子メール	合計
提出者数	0	0	0	2	2

電子メール

(3) 意見総数

9件

5 ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

別添のとおり

市政等資料番号

00-000-00-0000

ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

(令和7年1月16日～2月27日実施)

1 住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価に対するご意見

No.	寄せられたご意見	寄せられたご意見(概要)	札幌市の考え方
1	3. 特定個人情報の使用 「リスク1: *目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容 ・庁内における情報連携及び宛名情報の保存は、*システム基盤において行うこととなり、事務で使用する部署の職員のみが*当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 ・*システム基盤で保存される情報は、本市内部で共通して使用する最低限の項目のみとしている。 【上記文言に対する個人的見解】 *不明ワード(曖昧ワード) 1.目的(what is it?) 2 当該情報(what is it?) 3 .システム基盤(what do you mean?) 【素人なので恐縮ですが具体的な意味と何を指すのかご教授ください！】	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策(住民基本台帳ファイル)のうち、「3. 特定個人情報の使用ーリスク1」に記載のある「目的」、「システム基盤」、「当該情報」の具体的な意味を示してほしい。	目的とは、法律等で特定個人情報の利用が認められている業務目的のことを指しています。 当該情報とは、住民基本台帳ファイルに保管されている個人番号を含む特定個人情報です。詳しくは「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」をご参照ください。 システム基盤とは、庁内の他業務システムや国の中間サーバなどとの情報連携、宛名の管理などを担うシステムです。詳しくは、「Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」のシステム5以降をご参照ください。
2	○ここから個人的見解○ →本件で一番危惧されるのは個人情報の適切な管理と職員さまお一人一人の危機管理意識である。 本文言を拝読したが事務員様が非正規なのか？正規なのか？分からなかった。(読解力不足だったらすみません) 雇用形態の違いだけでも危機管理意識は相当ギャップがあるだろう。 初代内閣総理大臣の伊藤博文は電車の荷棚に国家機密書類を忘れた？コトがあるらしい。 過去のコトだろう...と 2 バカにすることなかれ！ ニュースを見ると度々【個人情報流出】のword がoldmedia 中心に踊っている。 よく目にするのが 情報管理業務にあたる職員さんの情報持ち出し(悪意あるなし関係なく)による 【個人情報〇〇万件流出だ】 官民間問わず情報危機管理意識の低さを再認識させられる。 そんなことない！ と思うなら、根拠を持って100%の安心安全(リスク管理万全です！)を札幌市民に分かりやすく噛み砕いて説明してください 毎日お疲れ様です。 札幌市民が生活できるのは市職員さまのお陰です。 いつも有り難う！	最も危惧されるのは個人情報の適切な管理と職員一人一人の危機管理意識である。個人情報流出のニュースも目にすることから、100%の安心安全、リスク管理万全であることを分かりやすく説明してほしい。	ガバメントクラウドはクラウドサービスに高度なセキュリティ対策を施していることを評価・登録する「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」、通称「ISMAP(イスマップ)」に登録されたクラウドサービス事業者により提供されるクラウドサービスであり、不正アクセスなどに対する高度なセキュリティ対策が施されております。 また、本市においてはガバメントクラウドの利用にあたり、個人番号を扱うシステムのみを取り扱うネットワークに、専用回線で接続することで、安全性を確保しています。

2 制度全体に関するご意見

No.	寄せられたご意見	札幌市の回答

ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

(令和7年1月16日～2月27日実施)

1 住民基本台帳事務に関する特定個人情報保護評価に対するご意見

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
1	●評価書案について： ①マイナンバー制度は日本国籍の住民だけではなく、札幌市に住む外国籍住民にも適用される制度です、今回のパブコメ募集掲載のホームページでは、「マイナンバー制度では、国民一人一人に個人番号(マイナンバー)が付番され…」と掲載しているのは、制度の認識が不足したまま、市民住民の膨大な特定個人情報を取り扱う事務(委託・再委託を含む)が行われていることの証左とも考えられ、その取り扱い事務にリスク管理についても非常に危惧する。 ②今般、PDF 資料が「途切れ」て意味不明となっていた。私ども市民団体から24 日に問い合わせ公式メールで指摘したところ、即日訂正(HP のみ訂正か?)があったことは評価するが、印刷された評価書案はすでに各所で配布されており、HP の訂正は募集公表初日から4 日が経過していた。したがって本パブコメ募集期間は正しい資料が掲載されてから1 ヶ月に延期する(締め切りを伸ばす)、あるいはそもそも資料に間違いがあったからパブコメ募集をやり直すなどの措置をとる必要があるのではないかな。	①ご指摘のとおり、マイナンバーは、住民票を持つ日本国内の全住民に付番されることから、今後記載にあたっては注意してまいります。 ②ご意見をいただき資料の訂正を行ったほか、意見募集の締切を令和7年2月19日から同年2月27日まで延長いたしました。
2	●ガバメントクラウドのリスク管理について： ①マイナンバー制度は札幌市(行政)に預けている市民住民の膨大な個人情報を、出生時に付番された個人番号(共通番号)で紐付け名寄せして、データクロスマッチング(個人情報紐付け)するためのシステムだ。資料記載のデータ紐付け情報は膨大になっていて住民は自己の情報がどのように名寄せされているのか知る由もない。 政府が普及に躍起になっているマイナ保険証登録、障害者手帳紐付けにおいても、他人の情報に紐付けられるミス(情報漏洩事件)が全国的にあることが報道されている。 ②政府は「ガバメントクラウド」に住民情報を格納するために、自治体(札幌市)の基幹システム標準化をすすめるために本パブコメが行われているが、その「ガバメントクラウド」は、GAFAM が中心(国内の企業は未完成?)で国が契約し自治体がそれに従う、ということになっている。しかしそのランニングコスト・バージョンアップなどの実行経費はどこが担うのか。また札幌市はどのクラウド企業と契約することになるのか、情報公開するべきだ。	クラウド環境のランニングコストについては、ガバメントクラウド利用料として各自治体が支払うものですが、これはシステムの更新・維持にかかる費用としてこれまでも毎年度予算として執行してきたものと同様の扱いとなります。 ガバメントクラウドの契約はCSPとデジタル庁が行うものであり、本市はガバメントクラウドの利用に関してデジタル庁と契約を結ぶため、CSPと本市が直接契約するものではありません。また、本市が利用するガバメントクラウドはASPがどのCSPを利用するかに依存するため、本市が任意に選ぶことができるものではありません。 本市では、令和7年12月末に一部システムのガバメントクラウドへの移行を予定しております。利用するガバメントクラウド環境は、OCI(Oracle Cloud Infrastructure)とAWS(Amazon Web Services)となります。
3	③自治体が国の政策で住民の膨大な個人情報をクラウド化することは、さらにセキュリティリスク(不正アクセス・サイバー攻撃・ランサムウェアなどの危険がある。昨今の不正アクセス・サイバー攻撃により個人情報が漏洩する事件が多々あるが、市民住民の情報データの情報漏洩流失リスク対策は国が担うのか、札幌市が担うのか？	ガバメントクラウドは、クラウドサービスに高度なセキュリティ対策を施していることを評価・登録する「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」、通称「ISMAP(イスマップ)」に登録されたCSPにより提供されるものです。さらには「自治体の合意を得ない限り、一切の情報資産を国外へ持ち出ししないこと」や「取り扱う情報に厳格なアクセス制御を行うこと」など、国が定める高いセキュリティが確保されています。 なおセキュリティについてはCSPが担うだけでなく、国(デジタル庁)は運用管理権限や監査ログの収集などの管理領域を担い、標準準拠システムが運用されるクラウド環境については、各自治体とその運用管理補助者としてASPが担います。
4	④国が「デジタル化」で事務効率があがるとしてすすめる「ガバメントクラウド」は、膨大な経費がかかるようだが、個人情報が格納されることになる企業不明のガバメントクラウドに格納されることについて、市民住民の「同意」は不要なのか？(特に資料Ⅰー2ーシステム9ー①～③など)	ガバメントクラウドの整備と利用促進については、法律(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律)により定められているものであり、市民の同意は求められておりませんが、個人情報の取り扱いにあたっては様々なセキュリティ対策を講じ、十分留意して対応してまいります。
5	⑤クラウド格納データは誰がどのように護る(リスク管理)のか。不正アクセス・サイバー攻撃を受けた場合の責任は、国・政府なのか自治体(札幌市)のなのか？漏洩流失データは到底取り戻すことができないが、クラウドに格納することで被った損害の賠償はどこが担うのか？	ガバメントクラウドはISMAPに登録されたCSPにより提供されるクラウドサービスであり、不正アクセスなどに対する高度なセキュリティ対策が施されております。また、本市においてはガバメントクラウドの利用にあたり、個人番号を扱うシステムのみを取り扱うネットワークに、専用回線で接続することで、安全性を確保しています。 万が一、個人情報の漏洩があった場合の責任とその損害賠償につきましては、事案の内容により個別に判断することとなります。CSPやデジタル庁に帰責性がある場合は、CSPやデジタル庁が損害賠償責任を負うものとされています。

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
6	【リスク評価】 ①札幌市は市民・住民の生命財産を護り、権利利益のために、憲法に規定された地方自治権を発揮するべきだ。 ②そもそも政府がすすめるクラウド化は費用対効果、個人情報漏洩リスクが増すことにならないか。究極のデジタル公共事業利権政策に市民住民を巻き込む政策ではないのか、非常に疑問だ。 ③「ガバメントクラウド」のために、自治体基幹システムを国に標準化することは、憲法に保障された地方自治権の放棄に繋がりバージョンアップ、ランニングコストなど膨大な運営経費を市税で行うことについて市議会の決議が必要になる。この費用対効果は非常に疑問。クラウド企業の利権(公共事業)に、市民の財産を巻き込み、振り回されているのではないか。	ガバメントクラウドのクラウドサービスには国による厳格なセキュリティ基準があり、これを満たしたものを導入することで、従来よりも高度なセキュリティが確保できることに加え、時間を要する機器類の調達などが不要となり、短期間で新たな情報システムの導入も可能になると認識しています。 システムの更新・維持にかかる費用については毎年度予算として市議会における議決を経て執行してきており、ガバメントクラウド関連経費についても同様の扱いとなります。 なお今回のガバメントクラウドへのシステム移行にかかる費用については国の補助金も活用して事業を進めているところです。
4	④クラウドのデータ消去:クラウド事業者の第三者認証。監査報告書、データ消去を示した根拠となりうる「廃棄証明書」の札幌市の「確認」も必要である。	住記システムの移行は令和9年度を予定しているため、今回の変更では、住記システムにおけるクラウド上のデータ消去や監査についての記載していませんが、クラウド環境利用終了時には利用者である本市の責任で管理するデータを消去します。

2 制度全体に関するご意見

No.	寄せられたご意見	札幌市の回答

諮 問 書

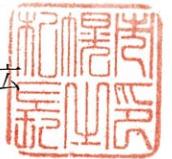
札税制第327号

令和7年(2025年)5月22日

札幌市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 様

札幌市長 秋元 克広



下記の件につきまして、札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年条例第36号)第2条第1項第2号の規定に基づき諮問いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

記

地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護評価書の第三者点検について



諮問第 152 号

財政局税政部税制課

第 1 諮問について

1 諮問事項等

(1) 諮問事項

地方税の賦課徴収に関する事務（以下「地方税の賦課徴収事務」という。）における特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）の第三者点検（以下「第三者点検」という。）について

(2) 諮問の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）では、個人番号（マイナンバー）が記録された個人情報ファイル（※）を「特定個人情報ファイル」と定義しており、特定個人情報ファイルを保有しようとするときは、評価書を作成して公表しなければならない。

札幌市では、地方税の賦課徴収事務において、税システム等で特定個人情報ファイルを保有し、情報提供ネットワーク（個人番号を利用し、他自治体等と情報の受渡しを行うための国が管理しているシステム）を使用している（評価書は、令和 5 年 12 月 11 日に本審議会で審議をいただき、令和 6 年 2 月 5 日に公表した。）。

この度、国のシステム標準化の取組への対応として、令和 7 年度までにデジタル庁が整備するガバメントクラウド上への標準準拠システムの移行が全ての自治体に求められている。税システムは期限までの移行が困難な特定移行支援システムとして令和 9 年度に移行する予定であるため、今回の諮問対象ではないが、令和 7 年度に標準準拠システムへ移行する特別児童扶養手当システムに対し、地方税の賦課徴収事務における特定個人情報ファイルのデータ連携を維持する必要がある。そのため、基幹系システム基盤機能の一つとして「標準準拠システム連携基盤」をガバメントクラウド上に構築する予定である。

また、地方税のうち個人住民税については、紙媒体の申告書を窓口又は郵送で受け付ける運用を原則としているが、令和 8 年 1 月より、申告者は地方税共同機構が開発する地方税ポータルシステム（eLTAX）及びデジタル庁が運営するマイナポータルを利用して、市町村に電子申告することが可能となる予定である。そのため、本市では電子送信される申告データの受領を開始するとともに、当該データを本市の税システムに連携することで申告内容の入力作業を省略化することを予定している。

これらに伴い、地方税の賦課徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更が生じるため、評価書を修正したことから、第三者点検をお願いしたい。

※ 個人情報ファイル…個人情報を含む情報の集合物で、特定の個人情報を、電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものなどのこと。

2 地方税の賦課徴収事務の概要

(1) 地方税の賦課徴収事務について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及びこれに基づく札幌市税条例（昭和 25 年条例第 44 号）により、以下の業務を行う。

ア 納税者からの申告や国税庁などから提供された課税資料などに基づいて地方税の賦課決定を行い、納税義務者に対して決定内容に係る通知書を送付する。

イ 納税者からの納税の収納管理、滞納者に対する滞納整理を行う。

ウ 納税者等からの申請に基づき、所得や課税などの証明書を交付する。

エ 庁内外の機関との間で課税情報や他業務情報の連携を行う。

(2) 特定個人情報取扱事務で使用しているシステムの全体像

個人住民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の賦課徴収事務において、次のシステムを使用して特定個人情報ファイルを取り扱っている。

ア 各税目の賦課決定、収納管理、滞納整理及び証明書発行を担う各システムの総称である「税システム」

イ 「税システム」を含む札幌市の基幹系システムにおいて共通に利用される機能・情報を提供するシステムである「システム基盤」

ウ 認定委託先事業者が管理する国税連携システム及び審査システム（eLTAX）

エ 内閣総理大臣が管理する中間サーバー・プラットフォーム

オ 地方公共団体情報システム機構が管理する住民基本台帳ネットワークシステム

カ デジタル庁が運営するマイナポータル

(3) 今回の変更点について

ア 令和 7 年度よりガバメントクラウドに移行する標準準拠システムへのデータ連携を行う。データ連携は基幹系システムの基盤機能として開発する標準準拠システム連携基盤を用いる。

イ 個人住民税申告の電子化

個人住民税は住民の課税所得に基づいて賦課決定を行うため、市町村においては企業等が提出する給与支払報告書、年金保険者が提出する年金支払報告書及び国税庁から提供される確定申告書情報等の課税資料から、住民の課税所得を把握している。そのほか、税務署への確定申告が不要な場合であっても、給与支払報告書や年金支払報告書に情報が記載されていない控除（医療費控除や寄付金税額控除等）を適用させる場合などに、住民は市町村に対して個人住民税の申告を行うことが必要となる。

国においては納税者の利便性向上と市町村の事務の効率化を目的とし、地方税の手続きのデジタル化を推進することとしており、個人住民税の申告についても、地方税共同機構が開発する地方税ポータルシステム（eLTAX）及びデジタル庁が運営するマイナポータルを活用し、申告者が電子申告できる仕組みを導入することとされた。

具体的には、申告者はマイナンバーカードを利用してインターネット経由でeLTAXにログインし、eLTAX上で住民税申告情報を入力、その後、電子署名が付与された申告データがeLTAXからマイナポータルへ送信される仕組みである。申告先である本市においては、マイナポータルに届く申告データを受領し賦課決定の事務に利用することとなるが、データの受領は本市のシステム基盤に備わる「申請管理機能」によって、職員の手作業を介することなく、本市が申告先と指定されたデータのみを自動的に取得する。そのため、職員がシステム端末機からデータをダウンロードするという作業は生じない。

取得した申告データは、住民税システムに連携して必要な情報を反映させることで、現在、紙の申告書をもとに職員が必要な情報をシステムに手入力していた作業を省略することができる。

これらの対応に伴い、特定個人情報ファイルの入手方法にマイナポータル経由のものが新たに加わるため、ネットワークに係る特定個人情報の保護措置に変更が生じる。

- (4) 特定個人情報取扱事務の流れ
別紙1のとおり

第2 第三者点検について

1 特定個人情報ファイルについて

- (1) 特定個人情報ファイルの名称
税情報ファイル
- (2) 特定個人情報ファイルの概要

地方税の賦課徴収事務を行う基となる項目を記録したシステム用ファイルである。地方税の賦課徴収事務において、税システムで個人番号を管理することから、特定個人情報ファイルに該当し、特定個人情報保護評価の実施対象となる。

- (3) 特定個人情報ファイルの取扱いについて
評価書のとおり（別紙2）
- (4) 住民からの意見聴取の結果について
- ・ 実施期間 令和7年1月16日から令和7年2月14日まで
 - ・ 実施結果 別紙3のとおり

2 特定個人情報の保管方法及び保護措置等

- (1) 札幌市での特定個人情報の保管方法（変更なし）

特定個人情報は、札幌市菊水分庁舎のオペレーション室に設置するサーバー機の磁気ディスクで記録・保管する。サーバー機内部のデータは、暗号化している。また、バックアップ用のデータは、暗号化したうえで磁気テープに記録し、サーバー機が設置されているオペレーション室に保管する。

各市税事務所内等に設置するクライアント機には、特定個人情報は保有されない。

- (2) 特定個人情報の保護措置等

札幌市情報セキュリティポリシーを遵守し、特定個人情報の適正管理を徹底する。

ア サーバー機（変更なし）

サーバー機は、札幌市菊水分庁舎内のオペレーション室に設置する。庁舎の入退庁及びオペレーション室の入退室は、専用のＩＣカードと電子錠により入退庁・入退室の管理を行う入退室管理システムと監視カメラにより常に監視・記録され、庁舎が無人となる場合は警報装置による警備が行われる。サーバー機は施錠されたサーバーラック内に設置されており、そのサーバーラックの鍵は電子錠で管理された鍵保管庫の中に保管する。

また、サーバー機は、専用パスワードによる操作者認証の機能のほか、操作履歴の保存や複数回パスワード入力誤りが生じた権限についてアカウントロックする機能を持つ。

データ消去は、保管年数を経過した情報をシステムで自動判別し、データベースから消去する。また、磁気ディスク等を廃棄する際には、データを消去した上で物理的に破壊し、復元不可能とする。

イ クライアント機（変更なし）

税システム、国税連携システム・審査システム（eLTAX）及び市中間サーバにおいては、各職員個人に付与した認証機器（トークン）及びパスワードの組み合わせ又はＩＣカード及びパスワードの組み合わせを用いて、市税事務所等に設置するクライアント機の利用者認証を行う。職員ごとに、最低限必要とされる処理しか行えないよう、事務分掌に応じて操作権限を設定する。また、帳票出力履歴や操作履歴を記録・抽出する機能を備えることで、不正操作の未然防止を図る（アクセスログの保存期間は、税システムは７年、国税連携システム及び審査システム（eLTAX）は７年以上、市中間サーバは８年）。

住民基本台帳ネットワークシステムにおいては、職員個人の生体情報（静脈）及びＩＤを用いることにより、市税事務所等に設置するクライアント機の利用者認証を行う。職員ごとに、最低限必要とされる処理しか行えないよう、事務分掌に応じて操作権限を設定する。また、アクセスログを記録・抽出する機能を備えることで、不正操作の未然防止を図る（アクセスログの保存期間７年）。

なお、個人住民税の申告データは、マイナポータルからシステム基盤の機能により取得するため、職員によるクライアント機操作は生じない。

ウ セキュリティ対策実施手順の作成（変更なし）

札幌市情報セキュリティポリシーに基づき、機器利用課（税政部及び市税事務所の各課）における担当者等が遵守すべき事項や、特定個人情報の管理、セキュリティ対策についての具体的な手順を定める等、規程類の整備を行うとともに、担当職員に対して特定個人情報の保護に関する研修を行う。

エ ネットワーク（変更あり）

札幌市内部の専用ネットワーク回線を使用して、サーバー機とクライアント機の接続を行う。当該回線内は安全性を確保するため、外部との通信が遮断されて

おり、サーバー機とクライアント機はいずれもインターネットに接続していない。
また、デジタル戦略推進局情報システム部による管理・監視が行われている。

認定委託先事業者とのネットワークには行政専用の閉域ネットワークである専用回線（LGWAN）を使用し、データを暗号化して通信を行っているほか、札幌市との境界にはファイアウォールを設置し、外部からの不正なアクセスを防いでいる。

マイナポータルとの接続についても同様に、LGWAN 回線を用いた暗号化通信を行うほか、ファイアウォールの設置により、外部からの不正なアクセスを防ぐ。

オ ガバメントクラウドにおける措置（今回の変更点）

ガバメントクラウドはデジタル庁が整備する政府共通のクラウド基盤であり、ISMAP^{※1}に登録されたクラウドサービス事業者から調達する。業務データの取扱いについては、本市と本市から委託を受けたASP^{※2}又はガバメントクラウド運用管理補助者^{※3}が責任を有する。障害等発生時の対応については、起因する事象により対応するものとし、具体的な取扱いについては本市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

ガバメントクラウドへの本市からの接続は外部からの侵入が不可能な閉鎖された専用線を用いる。通信は国の定める共通標準仕様書で定められた通信のセキュリティレベルを実現し、ファイル連携においてはオブジェクトストレージ^{※4}を利用し、暗号化と復号化を行い管理する。

※1 ISMAP・・・政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウド サービスをあらかじめ評価・登録することにより、政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保を図り、もってクラウドサービスの円滑な導入に資することを目的とした制度。

※2 ASP・・・Application Service Provider の略称で、地方公共団体が標準標準システム等を利用するために、アプリケーションの構築、提供、運用保守等の提供を受ける一切の事業者のこと。

※3 ガバメントクラウド運用管理補助者・・・地方公共団体又は地方公共団体が指定するガバメントクラウドの運用管理を行う事業者のこと。割り当てられたクラウドサービスを別途定める範囲内で自由に構成することができ、システムの監視やセキュリティ管理、運用保守などの役割を担う。

※4 オブジェクトストレージ・・・ガバメントクラウドの各クラウドサービス事業者が提供するオブジェクト単位でデータを管理するマネージドサービス。データの冗長性・耐久性に優れており、高度のアクセス制御や暗号化など、データ保護やセキュリティの観点でメリットがあるとされている。

カ 委託業者における保護措置（変更なし）

委託業者には、個人情報取扱事務委託等の基準（令和5年1月6日総務局長決裁）において定める「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」の遵守を契約書で規定し、特定個人情報の適正な取扱いを確保する。

(ア) eLTAX（地方税ポータルシステム）とのデータ連携サービスの提供及び運用支援業務

地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ（eLTAX）とのデータ連携サービスの提供並びに国税連携システム及び審査システム（eLTAX）の運用支援について、eLTAX を開発する地方税共同機構によって認定された事業者（認定委託先事業者（※））に業務を委託する。

認定委託先事業者は、国税連携システム及び審査システム（eLTAX）で取り扱う特定個人情報の取扱いに当たって、上記の特記事項を遵守するとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」（平成 31 年総務省告示第 151 号）（以下「技術基準」という。）に定められたセキュリティ対策を実施する。

※ eLTAX を保守運用する地方税共同機構によって、eLTAX の利用サービスを地方自治体に提供する者として認定を受けた事業者のこと。認定を受けた事業者は複数あるが、札幌市はそのうちの 1 事業者と契約を締結している。

a サーバー機

特定個人情報とは、技術基準を満たすデータセンター内の電子計算機室に設置するサーバー機の磁気ディスクで記録・保管する。サーバー機内部のデータは、暗号化している。また、バックアップ用のデータは、暗号化したうえで磁気ディスクに記録し、サーバー機が設置されているデータセンター内に設置した施錠可能なデータ保管庫に保管する。

サーバー機を設置する電子計算機室には、入退室管理システムと電子錠が備わり、入退室は、専用の IC カードにより制限し入退室管理システムと監視カメラにより常に監視・記録される。

また、サーバー機には、アクセス権限の設定が施されており、許可された者でなければ操作を行うことはできない。サーバー機からのデータの持ち出しは禁止している。

b ネットワーク

eLTAX は、全て LGWAN を介して接続し、データを暗号化して通信を行うことにより安全性が確保されている。

(イ) システム基盤（税宛名）及び各税システムの運用保守業務委託

システム基盤（税宛名）及び各税システムの運用・保守作業について、業務を委託する。運用保守業務は札幌市菊水分庁舎でのみ行われ、データの持ち出しは行わない。オペレーション室や事務室への入退室は業務従事者に配布している IC カードにより制限され、入退室管理システムと監視カメラにより常に監視・記録されている。記憶媒体へのデータ書き出しは、事前申請及び承認がないと行えない設定である。また、アクセスログを記録することにより不正な操作等を抑止している。

(ウ) 帳票データ印刷及び事後処理業務

税システムから出力される帳票データを印刷し、事後処理（裁断、封入・封緘等）を行う業務を委託する。

委託業者は、札幌市から暗号化された帳票データを格納した記憶媒体（DVD）を菊水分庁舎にて受け取り、委託業者施設内の作業場所まで鍵付きケースを用いて運搬する。業務は施錠装置、警報装置及び監視装置を設置している区域で行い、入退室の記録を保管する。印刷等作業終了後、記憶媒体（DVD）は速やかに廃棄し、札幌市へ廃棄証明を提出する。

(エ) 給与支払報告書及び年金支払報告書のスキャニング作業

紙で提出された給与支払報告書及び年金支払報告書をイメージ化して電子データとして保管するため、スキャニング作業の業務を委託する。

委託業者は、事前に従事者名簿により届け出た作業員を市税事務所に派遣し、市税事務所内の作業場所において札幌市が貸与した機器を用いてスキャニング作業を行う。作業は市税事務所内でのみ行なわれ、スキャニングにより作成されるデータは札幌市内部の専用回線により、委託業者からはアクセスできない所定の場所に保存されるため、委託業者とのデータのやり取り及びデータ持ち出しは行われない。

(オ) データ入力業務

給与支払報告書の画像データを用いて、その内容を税システムで取り込めるようデータ化する業務を委託する。

委託業者は、札幌市から暗号化された画像データを格納した記憶媒体（HDD）を菊水分庁舎にて受け取り、委託業者施設内の作業場所まで鍵付きケースを用いて運搬する。業務は入退室管理システム、警報装置及び監視装置を設置している区域で行い、入退室の記録を保管する。データ入力に使用する電子計算機はほかのネットワークから独立したネットワークとし、アクセス権限は限られた入力作業員にのみ設定する。記録媒体は事前承認された場合のみ、データの入出力が可能となるよう制御しており、必要な権限を付与された管理者が、作成したデータを札幌市から貸与した記憶媒体（DVD）に暗号化して保存する。作業完了後、貸与した記憶媒体（HDD）及びデータを保存した記憶媒体（DVD）は鍵付きケースに入れて、菊水分庁舎に納品する。契約満了時にはバックアップデータを消去し、札幌市へ消去証明書を提出する。データの利用状況はアクセスログ等により記録し、契約終了後も1年以上保管する。

(カ) 住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守委託（※）

住基ネットコミュニケーションサーバの運用・保守作業を実施する。運用保守業務は札幌市菊水分庁舎でのみ行われ、データの持ち出しは行わない。オペレーション室や事務室への入退室は業務従事者に配布しているICカードにより制限され、入退室管理システムと監視カメラにより常に監視・記録されている。また、アクセスログを記録することにより不正な操作等を抑止している。

※ 住民基本台帳ネットワークシステム及び住基ネットコミュニケーションサーバについては、本審議会において「住民基本台帳に関する事務における評価書」の中で第三者点検を実施済みである。

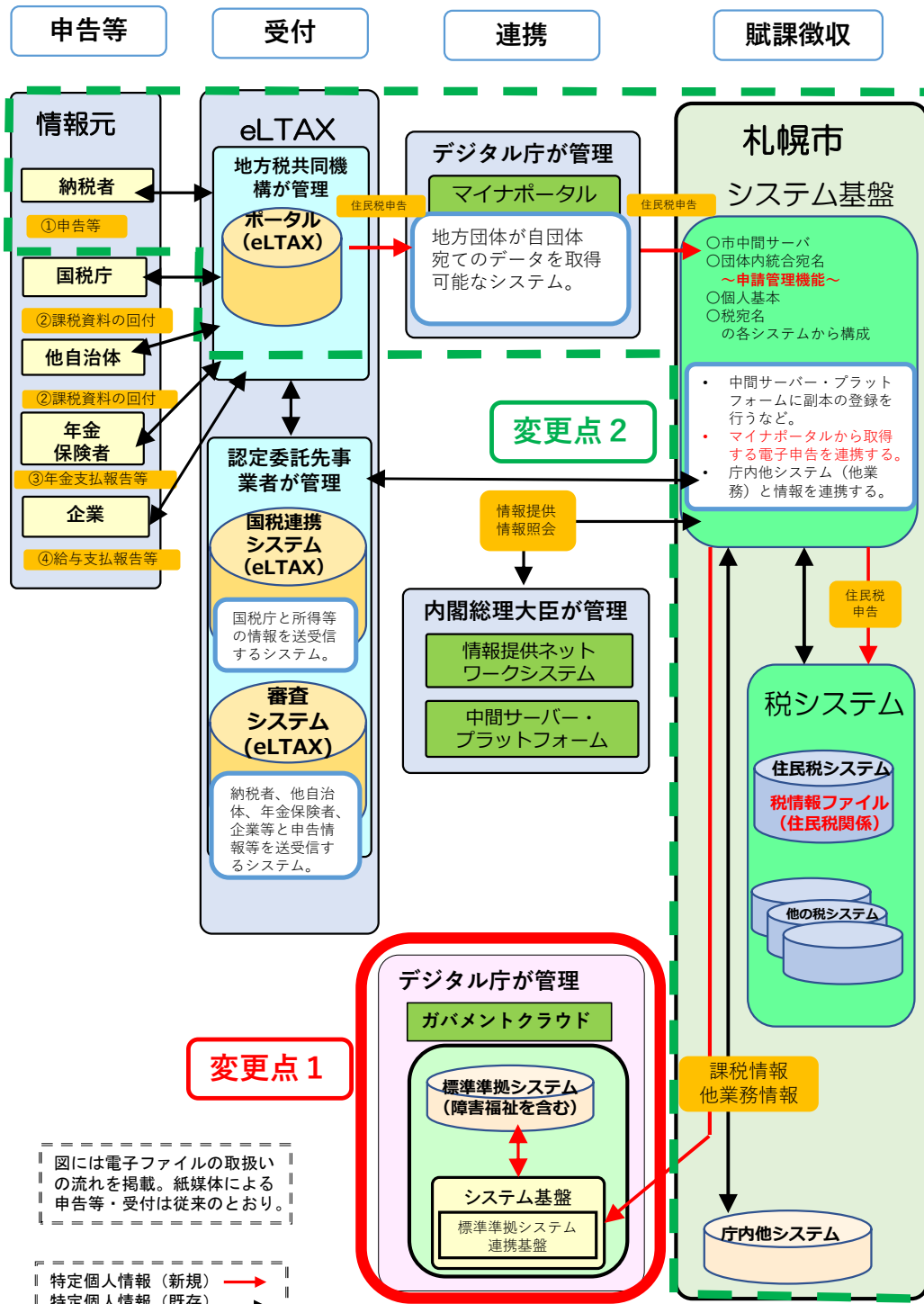
第3 変更時期

ガバメントクラウド上の標準準拠システムへのデータ連携は、令和7年度中に標準準拠システム連携基盤の構築を行ったのち、令和8年1月より開始する。

個人住民税の申告データの取得は、納税者が eLTAX から電子申告が可能となる令和8年1月より開始する。

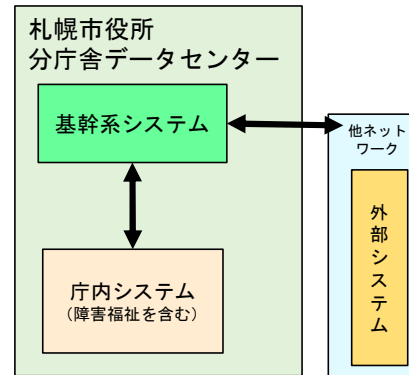
第4 添付資料

- 1 別紙1 地方税の賦課徴収事務の流れ
- 2 別紙2 評価書
- 3 別紙3 寄せられたご意見と本市の考え方

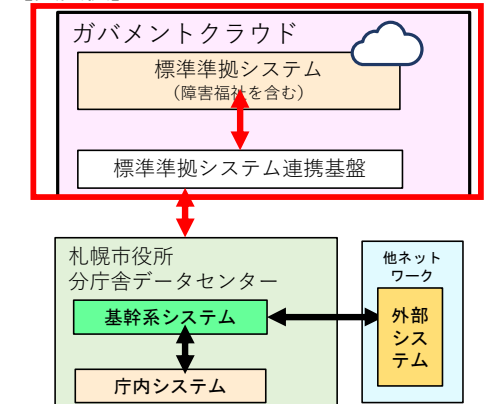


変更点1 ガバメントクラウド上のシステムへの庁内連携

【変更前】



【変更後】

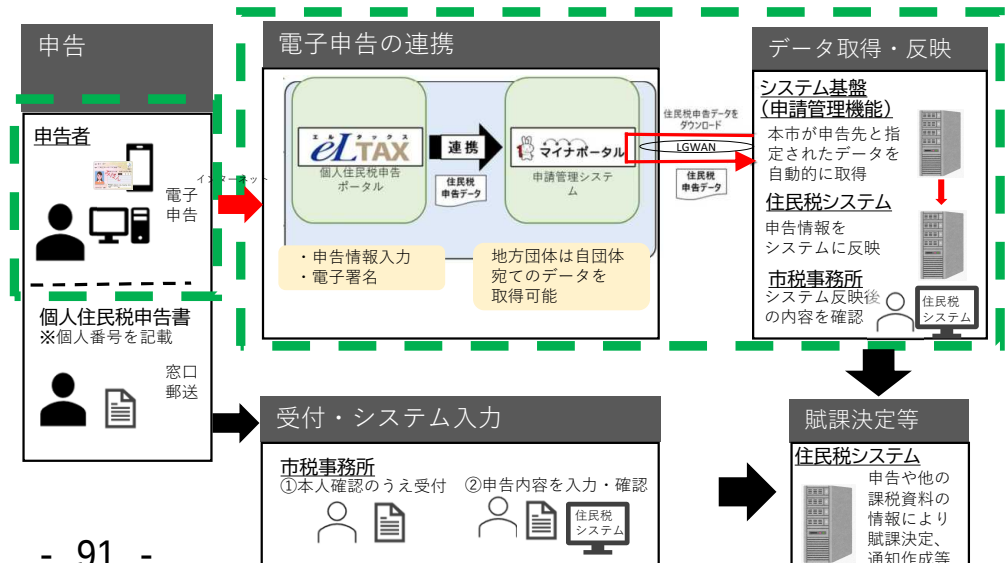


変更点2 個人住民税申告の電子化

【変更前】



【変更後】



特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、地方税の賦課徴収に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

札幌市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課、徴収に関する事務
②事務の内容 ※	札幌市では、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)(以下「地方税法等」という。)により、地方税又は森林環境税(以下「地方税等」という。)の賦課、徴収事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表の24項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税等の賦課徴収または地方税等に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税等の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税等の賦課徴収に関する事務又は地方税等に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務と定められている。 ついては、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 個人住民税(森林環境税を含む) 地方税法等の法律に従い、個人住民税業務で以下の事務を行う。 ①当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。 ②課税情報(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)を受付し、管理する。 ③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ④扶養是正調査、未申告調査を行う。 ⑤証明書の交付申請に基づき所得(市・道民税)証明書等を交付する。 2 固定資産税・都市計画税 地方税法等の法律に従い、固定資産税・都市計画税業務で以下の事務を行う。 ①償却資産申告書を作成し、送付する。 ②登記所からの通知、実地調査、納税義務者からの申告などに基づいて、土地・家屋・償却資産課税台帳を整備する。 ③固定資産の価格を決定し、縦覧帳簿や名寄帳を作成する。 ④賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ⑤現況確認調査、未申告調査を行う。 ⑥証明書等の交付申請に基づき評価・公課証明書又は名寄帳を交付する。 3 軽自動車税 地方税法等の法律に従い、軽自動車税業務で以下の事務を行う。 ①軽自動車等を所有した又は所有しなくなった場合に軽自動車税申告書を受付し、管理する。 ②賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ③現況確認調査、未申告調査を行う。 ④証明書の交付申請に基づき継続検査用納税証明書を交付する。 4 収納・滞納整理 地方税法等の法律に従い、収納・滞納業務で以下の事務を行う。 ①納税者からの納税の管理、納税者への還付充当を行う。 ②納期限内に納付がない納税者に督促状を送付し、自主的に納付されない場合は財産の差し押さえなどの滞納整理を行う。 ③証明書の交付申請に基づき納税証明書を交付する。 《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)》 特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。
③対象人数	＜選択肢＞ [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税収納管理システム
②システムの機能	地方税法等により課税された地方税等の収納管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 課税システムからの賦課情報連携 2 滞納整理システムからの滞納処分、処分停止情報連携 3 宛名システムから各課税システムの送付先情報を連携 4 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (金融機関・財務連携代行システム)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	税証明システム
②システムの機能	地方税法等に基づき税証明書の交付を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 納税証明書の交付 2 課税証明書の交付 3 所得(市・道民税)証明の交付 4 評価・公課証明書等の交付
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (証明書コンビニ交付システム)
システム3	
①システムの名称	住民税システム
②システムの機能	地方税法等による地方税等のうち個人住民税の課税データの管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 納税者番号の付番・確認 2 税額計算及び賦課情報の管理 3 申告書、法定調書等の情報の管理 4 納税者に関する基本情報や関係者情報の管理 5 納税通知書、税額決定通知書等の帳票発行
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名))

システム4	
①システムの名称	固定資産税システム
②システムの機能	地方税法等による地方税のうち固定資産税・都市計画税の課税データの管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 納税者番号の付番・確認 2 税額計算及び賦課情報の管理 3 申告書、法定調書等の情報の管理 4 納税通知書、名寄帳等の帳票発行
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 審査システム(eLTAX))
システム5	
①システムの名称	軽自動車税システム
②システムの機能	地方税法等による地方税のうち軽自動車税の課税データの管理を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 軽自動車税の納税通知書番号の確認・付番 2 軽自動車税の税率適用判断及び課税台帳の管理 3 申告書等の情報の管理 4 納税義務者に関する基本情報や関係者情報の管理 5 軽自動車税の納税通知書等の帳票発行
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （)
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	税滞納整理システム
②システムの機能	地方税法等により課税された地方税等の滞納整理業務を支援するシステムであり、次の機能を有する。 1 課税システムからの賦課情報の取り込み、税収納管理システムからの収納データの取り込み 2 滞納者情報の管理 3 各滞納処分書類の作成 4 納付書、催告書、実態調査・財産調査書類の作成 5 統計・決算情報の作成
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （)

システム7	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	審査システム(eLTAX※)は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、インターネットと連携している地方税ポータルセンタ(eLTAX)等の電子データを送受信するシステムであり、次の機能を有する。 1 審査システム(eLTAX)から税システムへの連携 ① 申告等データ(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、償却資産申告書等) ② 利用届出データ ③ 申請・届出データ等の受領 ④ 納付情報データの受領 2 税システムから審査システム(eLTAX)への連携 ① プレ申告データ ② 特別徴収税額通知データ等 ※eLTAX・・・地方税ポータルシステムの呼称。地方公共団体が共同して運営する地方税共同機構(以下「機構」という。)が開発・運用しているシステムで、地方税に関する総合窓口として地方税に関する様々な手続きを電子的に行う。地方税ポータルセンタ、審査システム、国税連携システムなどから構成される。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))
システム8	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	国税連携システム(eLTAX)は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、国税庁との所得等データを送受信するシステムであり、次の機能を有する。 1 国税連携システム(eLTAX)から税システムへの連携 ① e-Taxに申告された所得税申告書等データ ② 書面で申告された所得税申告書等データ ③ 法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データ ④ 住民登録外課税通知データ 2 税システムから国税連携システム(eLTAX)への連携 ① 扶養是正情報等データ ② 住民登録外課税通知データ
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))

システム9									
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム								
②システムの機能	国のシステムであり、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤（市中間サーバ及び団体内統合宛名）とデータの受け渡しをする。また、符号の取得や特定個人情報の照会・提供の機能を有する。 1 符号管理 符号（※）と団体内統合宛名番号（※）とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。 ※符号…情報提供ネットワーク内で個人を特定するために用いられる見えない番号 ※（団体内統合）宛名番号…「誰」の情報であるかを特定するために、各地方公共団体等内で共通して用いる番号。宛名番号は、それぞれの地方公共団体等の各業務システム（社会保障システム、地方税システム等）において、社会保障関係情報や地方税情報などと紐づけられている。国が管理する情報提供ネットワークシステムを利用して情報照会・情報提供を行う際には、セキュリティの観点から個人番号を直接用いるのではなく、宛名番号を媒介としてやりとりする仕組みになっている。 2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会や照会した情報の受領を行う。 3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会の要求を受け付けて特定個人情報を提供する。 4 既存システムとの接続 システム基盤（市中間サーバ）と情報照会の内容、情報提供の内容、特定個人情報、符号取得のための情報等について連携を行う。 5 情報提供等記録の管理 特定個人情報の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理 特定個人情報を副本として、保持・管理を行う。 7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム（※））と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。 （※）インターフェイスシステム…情報照会者や情報提供者とコアシステムを接続するシステム ＜参考＞コアシステム…符号の生成・情報連携の媒介・情報提供記録の管理の3つの機能を持つシステム 8 セキュリティ管理 ①特定個人情報の暗号化及び復号を行う。 ②送信するデータに対して署名（そのファイルの正当性を示すデータ）を付与する。 ③送信するデータ等に付与されている署名の検証を行う。 ④データの暗号化や復号に必要なデータ暗号化鍵の管理を行う。 ⑤情報提供ネットワークシステムから受信したマスター情報（システムを利用するためにあらかじめ登録が必要な基本的な情報）の管理を行う。 9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づく各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[☒] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[☐] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[☐] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[☐] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[☐] 宛名システム等</td> <td>[☐] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[☒] その他 （システム基盤（市中間サーバ））</td> </tr> </table>	[☒] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 庁内連携システム	[☐] 住民基本台帳ネットワークシステム	[☐] 既存住民基本台帳システム	[☐] 宛名システム等	[☐] 税務システム	[☒] その他 （システム基盤（市中間サーバ））	
[☒] 情報提供ネットワークシステム	[☐] 庁内連携システム								
[☐] 住民基本台帳ネットワークシステム	[☐] 既存住民基本台帳システム								
[☐] 宛名システム等	[☐] 税務システム								
[☒] その他 （システム基盤（市中間サーバ））									

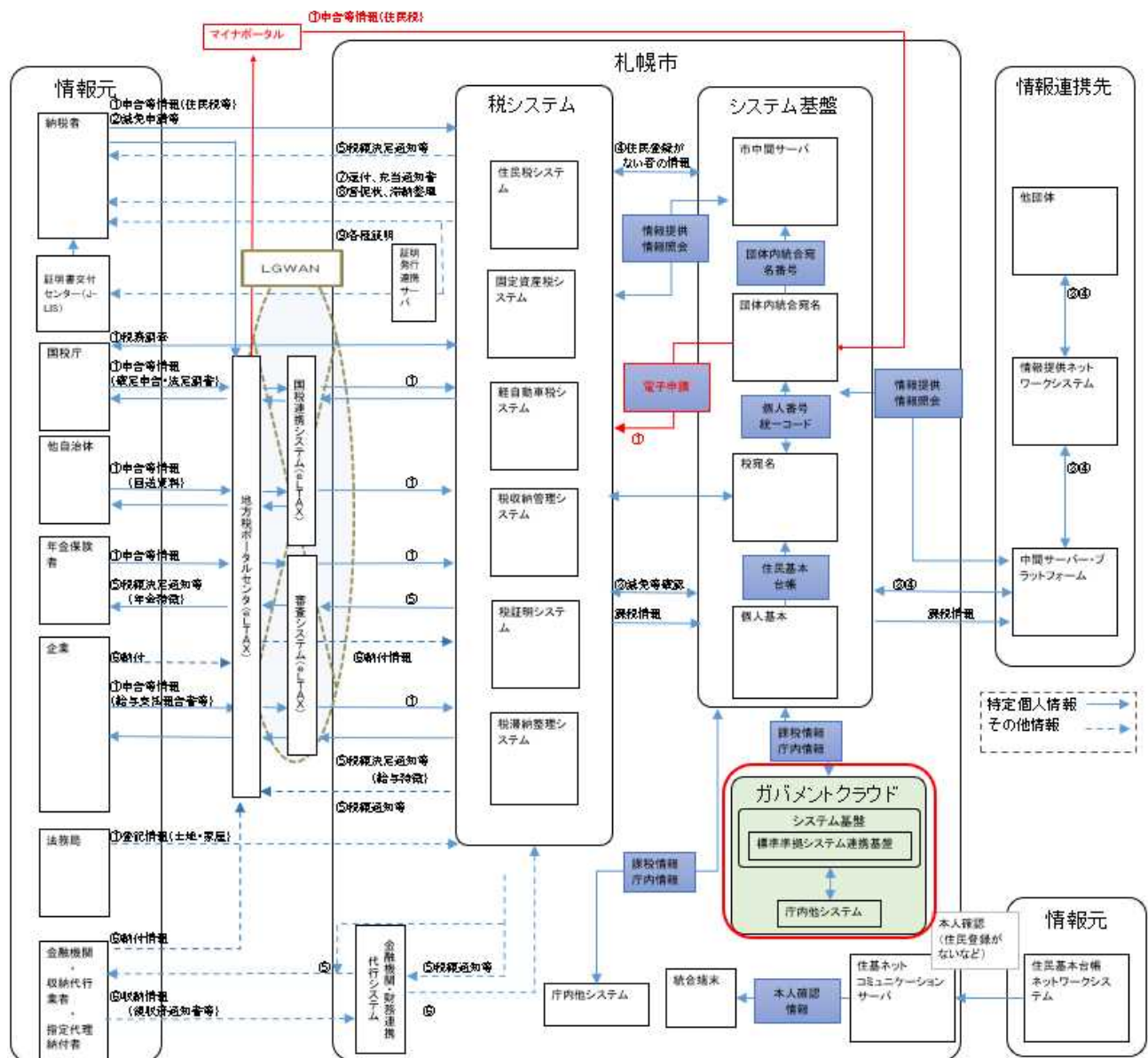
システム10	
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバ)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、中間サーバ・プラットフォーム(※)と庁内各業務システムの間に立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバ・プラットフォームの稼働時間などが、庁内の各業務システムに与える過剰な負荷などの影響を吸収する。また、システム間で情報の受け渡しをする際に、フォーマットやコードを変換する。 1 サーバ・プラットフォームとの情報連携 中間サーバ・プラットフォームと連携して、符号取得、情報転送、情報照会を行う。 2 フォーマット・コード変換 中間サーバ・プラットフォームへの連携を行う場合や庁内各業務システムへの連携を行う場合に、データを受け取ることができるように、データのフォーマットやコードの変換を行う。 3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバ・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、団体内統合宛名番号を庁内各業務システムで管理している番号へ変換する。そのため、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。 4 各業務システムとの情報連携 中間サーバ・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。 ※中間サーバ・プラットフォーム…自治体中間サーバ(本市の「市中間サーバ」を含む。)のハードウェア部分。地方公共団体情報システム機構が整備・運用する中間サーバの拠点。 (参考) 中間サーバ・ソフトウェア…自治体中間サーバ(本市の「市中間サーバ」を含む。)のソフトウェア部分。番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体による特定個人情報の提供やそれに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群のこと(ハードウェアは含まない。)
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (中間サーバ・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム)
システム11～15	
システム11	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理 中間サーバ・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。 7 申請管理の機能 マイナポータルから連携される電子申請を、札幌市の各業務システムに連携する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (システム基盤(市中間サーバ、個人基本、税宛名、住民税システム、マイナポータル))

システム12	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けたシステムに対してのみ行う。 1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。 2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。 3 システム基盤(市中間サーバ)への情報転送 世帯情報のうち、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバ)へ転送する。 4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名、税宛名)、庁内各業務システム)
システム13	
①システムの名称	システム基盤(税宛名)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し税業務で活用する納付書情報や対応記録、口座情報などを集約管理する。 1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報の連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。 2 税宛名の管理 税業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各税システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。 3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務で把握した対象者について、税業務で管理している番号を連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム)

システム14	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	国のシステムであり、住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるもので、次の機能を有する。 1 本人確認情報検索 端末に入力した4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 2 地方公共団体情報システム機構(※)への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※地方公共団体情報システム機構…地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。 3 本人確認情報整合 本人確認情報の内容について、都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している本人確認情報と、機構が全国サーバにおいて保有している本人確認情報とが整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)
システム15	
①システムの名称	金融機関・財務連携代行システム
②システムの機能	金融機関・財務連携代行システムは、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収入情報を送受信するシステムであり、税システムにおいては、以下の機能を活用する。 1 税システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 税システムから、口座振替依頼の情報を金融機関・財務連携代行システムへ連携する。 2 金融機関・財務連携代行システムから税システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから、口座振替結果および日々の税額の収納情報を税システムへ連携する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム)
システム16～20	
システム16	
①システムの名称	システム基盤(標準準拠システム連携基盤)
②システムの機能	札幌市のシステムであり、デジタル庁発行の「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」(以下「共通機能標準仕様書」という。))において定義された「2.2.庁内データ連携機能」を実現するため、システム基盤と接続し、基幹系システムと標準準拠システム間での標準仕様にもとづくデータ連携を仲介する。 またデータ連携をシステム連携基盤で集中管理することで、データ連携の可視化やセキュリティを確保するとともに、標準準拠システム間の関連を疎結合にし、システム変更時の影響範囲局所化を実現する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム ガバメントクラウド上の標準準拠システム、システム基盤)

3. 特定個人情報ファイル名	
税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、市税の公平・公正な課税に資するため。 ・情報提供ネットワークを用いた他の地方公共団体等との情報連携に対応するため。 ・社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、被扶養者の所得確認など事務の効率化が図れるため。
②実現が期待されるメリット	1 番号制度の導入により、住民税申告書の情報、給与支払報告書等の課税に関する情報や住所等の住民情報の名寄せ・突合ができることで正確かつ効率的に納税者等の情報を把握することが可能となり、より公平な課税に資することが期待される。 2 被扶養者の所得等の確認等について、紙媒体での照会よりも事務を効率化することができる。 3 社会保障分野の手続で求めている市・道民税証明書等の添付書類の提出を省略することが可能となり、住民負担の軽減(証明書を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 番号法第9条第2項に基づく札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。)第4条第2項、第3項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項(48の項)
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市 財政局 税政部 税制課、市民税課、固定資産税課、納税指導課
②所属長の役職名	税制課長、市民税課長、固定資産税課長、納税指導課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 納税者からの申告や届出を受け付け、確認を行う。また、国税庁、年金保険者、企業、他自治体から申告情報を取得する。
- ② 納税者からの情報により、減免等の確認を行う。
- ③ 番号法第19条第8号に基づき、生活保護情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、減免等の確認を行う。
- ④ 住民登録がない(以下、「住登外」という。)者等から提出された申告書の情報について、情報提供ネットワーク経由で本人確認情報の照会を行う。
- ⑤ ①～④の情報により賦課内容を決定し、税額を納税者や年金保険者、企業、金融機関・指定代理納付者・地方税ポータルセンタへ通知する。
- ⑥ 納税者の納付(納入)情報を金融機関・収納代行業者・指定代理納付者・地方税ポータルセンタからの領収済通知書等により確認する。
- ⑦ 過納付や誤納付があった場合は、還付、充当の通知を納税者へ行う。
- ⑧ 納期限までに完納しない場合は、納税者に対して督促状を発送し、督促後も完納しない場合は、財産の差し押さえなどの滞納整理を行う。
- ⑨ 納税者等から税に関する各種証明の申請があった場合は、申請に応じた証明書を発行する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

税情報ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等	
	その必要性	正確かつ公平・公正な賦課徴収業務を行うに当たり、上記の範囲全てを対象にする必要がある。
④記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 ()
	その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 国税関係情報:対象者の確定申告書に係る情報に基づき、住民税額の算出、減免を行うために保有 ② 地方税関係情報:賦課・徴収に直接関わる市税情報を保有 ③ 生活保護情報:生活保護に関する情報に基づき、非課税・減免の適否の判定を行うために保有 ④ 医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:社会保険料控除額の算出を行うために保有 ⑤ 障害者福祉関係情報:障害者控除額の算出を行うために保有 ⑥ 年金関係情報:住民税の特別徴収に関わる情報を保有
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	札幌市 財政局 税政部 税制課、市民税課、固定資産税課、納税指導課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (各区の戸籍住民課、保護担当課、保健福祉課、総務局職員部勤労課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、給与支払者、日本年金機構その他公的年金等支払者、法務省) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市区町村、都道府県) ☐ 民間事業者 (給与支払者) ☐ その他 (公的年金等支払者、軽自動車協会)	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (LGWAN)	
③入手の時期・頻度	1 識別情報:随時(変更時等) 2 連絡先等情報:随時(変更時等) 3 業務関係情報 ① 国税関係情報:日次 ② 地方税関係情報:随時(申告書受領時等) ③ 生活保護情報:随時(受給開始時等) ④ 医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:随時(申告書受領時等) ⑤ 障害者福祉関係情報:随時(申告書受領時等) ⑥ 年金関係情報:随時(申告書受領時等) ⑦ 戸籍関係情報(随時)	
④入手に係る妥当性	賦課徴収事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申告等の情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示	・地方税法その他の地方税に関する法律及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48項に規定されている。 ・庁内連携による入手は番号法第9条第2項に基づく利用条例別表において明示されている。	
⑥使用目的 ※	行政運営の効率化、公平・公正な賦課徴収、住民負担の軽減のため。	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	札幌市 財政局 税政部(税制課、市民税課、固定資産税課、納税指導課)、各市税事務所(納税課、市民税課、固定資産税課)、中央市税事務所諸税課、北部市税事務所収納管理課
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	1 課税事務 申告及び届出等による情報や登録された資産の情報等から賦課事務に使用する。 ① 所得情報、扶養関係情報等について情報提供ネットワークシステムを通じて照会を行い、扶養是正等を行う。 ② 情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供に対応できるよう地方税関係情報を中間サーバーに記録する。 2 収納事務 課税情報や納税情報等から収納、還付、充当などの収納事務に使用する。 3 滞納整理事務 賦課された税金に対して納付額が不足するものについて滞納整理を行うために使用する。 4 宛名管理事務 納税義務者へ通知や連絡する際の、最新の宛名を管理するために使用する。 5 証明事務 証明書を作成する際の、最新の宛名を管理するために使用する。	
	情報の突合 ※	1 個人番号カードなどにより、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 2 内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。
	情報の統計分析 ※	特定個人情報に関する統計分析については、実施しない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	賦課決定、更正決定、減免決定
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		委託する 1) 委託する 2) 委託しない (6) 件
委託事項1		システム基盤(税宛名)及び各税システムの運用保守業務委託
①委託内容		システム基盤(税宛名)及び各税システムの運用・保守作業の実施
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	特定個人情報ファイルの全体 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※ 「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	その妥当性 各システムを安定的に運用するとともに、各システムの保守を実施するために、システム運用・保守の技術を保有する民間事業者に委託する。	
③委託先における取扱者数		50人以上100人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 ○ その他 (個人情報取扱を許可している事務室内でのシステム操作)
⑤委託先名の確認方法		札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。
⑥委託先名		株式会社HBA
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	申請を受けて、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制を判断し許諾する。
	⑨再委託事項	・運用・保守管理プロセス基準書に基づく作業 ・運用・保守メニューに基づく作業、軽微な改修作業

委託事項2～5		
委託事項2		データ入力業務
①委託内容		システムで取り込むために申告書等に記載された内容をデータ化する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	短期間でデータ入力業務を実施できる技術を保有する民間事業者に委託する。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。
⑥委託先名		競争入札により決定する。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

[illegible]

委託事項5		住基ネットコミュニケーションサーバの運用保守委託	
①委託内容		住基ネットコミュニケーションサーバの運用・保守作業の実施	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	その妥当性	住基ネットコミュニケーションサーバの安定した稼働のため、システム運用・保守の技術を保有する民間事業者に委託する。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (サーバ室内にてシステムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。	
⑥委託先名		BIPROGY株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

提供先3	国税庁長官、都道府県知事、市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第10号、地方税法第46条第4項、第317条
②提供先における用途	国税・地方税の更正決定、修正申告の勧奨等
③提供する情報	地方税法第315条第1号ただし書又は第316条の規定によって、札幌市が所得を計算して個人住民税を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等の市税賦課情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③ 対象となる本人の範囲と同じ
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ LGWAN ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☒ 紙
⑦時期・頻度	該当者が判明した場合に送付する。1年間に約12回
提供先4	給与支払者（行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者）
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 （ LGWAN ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ 紙
⑦時期・頻度	特別徴収税額通知 5月ほか随時

提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	子ども未来局児童相談所相談判定一課、同子育て支援部子育て支援課、同子育て支援部施設運営課、保健福祉局保険医療部保険企画課、同高齢保健福祉部介護保険課、同高齢保健福祉部高齢福祉課、同障がい保健福祉部障がい福祉課、同保健所健康企画課、同総務部総務課、同総務部保護課、同保健所感染症総合対策課、各区保健福祉部保険年金課、同保健福祉部保健福祉課、同保健福祉部健康・子ども課、各区保健福祉部保護課、北区市民部篠路出張所、都市局市街地整備部住宅課、教育委員会学校教育部教育推進課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第2項
②移転先における用途	移転先の各事務における用途(別紙2参照)
③移転する情報	市税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 賦課情報の変更が発生した都度、随時
移転先2～5	
移転先2	子ども未来局児童相談所相談判定一課、同児童相談所地域連携課、同子育て支援部子育て支援課、同子育て支援部施設運営課、保健福祉局総務部総務課、同高齢保健福祉部高齢福祉課、同高齢保健福祉部介護保険課、同高齢保健福祉部高齢福祉課、同障がい保健福祉部障がい福祉課、同総務部保護課、同保険医療部保険企画課、都市局市街地整備部住宅課、各区保健福祉部保健福祉課、同保健福祉部保険年金課、同保健福祉部保護課、同保健福祉部健康・子ども課、北区市民部篠路出張所
①法令上の根拠	番号法第9条第2項、利用条例第4条第3項 別表2
②移転先における用途	移転先の各事務における用途(別紙2参照)
③移転する情報	市税賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙 ☐)
⑦時期・頻度	1 移転先が必要とする時期 2 賦課情報の変更が発生した都度、随時

移転先6～10														
移転先11～15														
移転先16～20														
6. 特定個人情報の保管・消去														
①保管場所 ※		＜札幌市における措置＞ 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 2 サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前の入館・入室の申請との照合を行う。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞ 1 「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号、以下「技術基準」という。)」及び「認定委託先事業者の認定等に関する要綱(平成31年地稅機要綱第5号、以下「認定要綱」という。)」に定められた基準を満たすデータセンターにサーバが設置され、このサーバ上に特定個人情報が保管される。 2 保管される特定個人情報は、上記基準に沿った取扱いが行われる。												
②保管期間	期間	＜選択肢＞ <table><tr><td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr><tr><td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr><tr><td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr><tr><td colspan="3">10) 定められていない</td></tr></table> [10年以上20年未満]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
	その妥当性	地方税法に定められた保管年数要件を満たすように、情報を保管する。												
③消去方法		＜札幌市における措置＞ 保管期間を経過した情報をシステムで自動判別し、データベースから自動消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。 ＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞ 認定委託先事業者が予め定めた方法により、情報の消去を行う。												
7. 備考														
－														

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務

項番	情報照会者	特定個人番号利用事務	情報提供者	利用特定個人情報
1	厚生労働大臣	健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって次条で定めるもの	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)又は住民基本台帳法第七条第四号に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)給付等関係情報」という。)であって次条で定めるもの
2	全国健康保険協会	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険法(平成九年法律第二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下この条において「介護保険給付等関係情報」という。)であって第四条で定めるもの
3	健康保険組合	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって第五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第五条で定めるもの
4	総務大臣又は都道府県知事	恩給法(大正十二年法律第四十八号。 他の法律において準用する場合を含む。 第六条において同じ。)による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であって第六条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第六条で定めるもの
5	厚生労働大臣	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって第七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七条で定めるもの
7	全国健康保険協会	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。 以下この条及び第九条において「平成十九年法律第三十号」という。)附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって第九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第九条で定めるもの
11	都道府県知事	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって第十三条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給に関する情報(以下この条において「障害者自立支援給付関係情報」という。)であって第十三条で定めるもの
13	都道府県知事	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって第十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第十五条で定めるもの
15	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって第十七条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第十七条で定めるもの
20	都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって第二十二條で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第二十二條で定めるもの
28	市町村長	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって第三十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第三十条で定めるもの
37	市町村長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第三十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第三十九条で定めるもの
39	都道府県知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって第四十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第四十一条で定めるもの
42	都道府県知事等	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって第四十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法(昭和四十年法律第四百一十一号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法(以下「旧児童手当法」という。)附則第二条第一項の給付(以下「旧特例給付」という。)の支給に関する情報(以下この条において「児童手当関係情報」という。)、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第四十四条で定めるもの
48	市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第五十条で定めるもの
49	都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第五十一条で定めるもの
53	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。 第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第五十五条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務				
57	日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第五十九条で定めるもの
58	厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十条で定めるもの
59	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって第六十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十一条で定めるもの
63	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって第六十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十五条で定めるもの
65	国家公務員共済組合	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第六十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第六十七条で定めるもの
66	国家公務員共済組合連合会	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)による年金である給付の支給に関する事務であって第六十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第六十八条で定めるもの
69	市町村長又は国民健康保険組合	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第七十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第七十一条で定めるもの
73	厚生労働大臣	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって第七十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七十五条で定めるもの
75	市町村長	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって第七十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第七十七条で定めるもの
76	住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第七十八条で定めるもの
81	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による療養介護若しくは施設入所支援に関する情報であって第八十三条で定めるもの
83	地方公務員共済組合	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって第八十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十五条で定めるもの
84	地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)による年金である給付の支給に関する事務であって第八十六条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第八十六条で定めるもの
86	市町村長	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって第八十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十八条で定めるもの
87	市町村長	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって第八十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第八十九条で定めるもの
88	都道府県知事	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって第九十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第九十条で定めるもの
89	都道府県知事又は市町村長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって第九十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第九十一条で定めるもの
90	都道府県知事等	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第九十二条で定めるもの
91	厚生労働大臣又は都道府県知事	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって第九十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十三条で定めるもの
92	都道府県知事等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって第九十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十四条で定めるもの
96	市町村長	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって第九十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第九十八条で定めるもの
98	厚生労働大臣又は都道府県知事	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって第百条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百条で定めるもの
106	市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	児童手当法による児童手当又は旧特例給付の支給に関する事務であって第百八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百八条で定めるもの
108	市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって第百十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十条で定めるもの
115	後期高齢者医療広域連合	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって第百十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百十七条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務

124	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって第百二十六条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百二十六条で定めるもの
125	都道府県知事等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百二十七条で定めるもの
129	厚生労働大臣	厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号。以下「平成八年法律第八十二号」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百三十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十一条で定めるもの
130	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合又は平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第百三十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十二条で定めるもの
132	市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって第百三十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であって第百三十四条で定めるもの
137	都道府県知事又は保健所を設置する市(特別区を含む。)の長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって第百三十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百三十九条で定めるもの
138	厚生労働大臣	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号。以下「平成十三年統合法」という。)附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって第百四十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百四十条で定めるもの
140	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十九号。第百四十二条において「平成十三年農業者年金改正法」という。)による改正前の農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号。第百四十二条において「平成十三年改正前農業者年金基金法」という。)若しくは農業者年金基金法の一部を改正する法律(平成二年法律第二十一号)による改正前の農業者年金基金法(第百四十二条において「平成二年改正前農業者年金基金法」という。)による給付の支給に関する事務であって第百四十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百四十二条で定めるもの
141	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)による学資の貸与及び支給に関する事務であって第百四十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって第百四十三条で定めるもの
142	厚生労働大臣	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって第百四十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百四十四条で定めるもの
144	都道府県知事又は市町村長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって第百四十六条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百四十六条で定めるもの
147	総務大臣	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であって第百四十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百四十九条で定めるもの
151	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十三条で定めるもの
152	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって第百五十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十四条で定めるもの
155	市町村長	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	市町村長	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百五十七条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務				
156	厚生労働大臣	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって第百五十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百五十八条で定めるもの
158	都道府県知事	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第百六十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十条で定めるもの
160		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。))	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十二条で定めるもの
161	都道府県知事	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第百八十二号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務であって第百六十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって第百六十三条で定めるもの
163		地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十五条で定めるもの
164	都道府県知事	「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって第百六十六条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十六条で定めるもの
165	都道府県知事	「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって第百六十七条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十七条で定めるもの
166	都道府県知事	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発第〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって第百六十八条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第百六十八条で定めるもの
167	文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百六十九条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百六十九条で定めるもの
168	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であって第百七十条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十条で定めるもの
169	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱(平成二十六年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十一条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十一条で定めるもの
170	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務であって第百七十二条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第百七十二条で定めるもの

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務

171	文部科学大臣	国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第七十三条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第七十三条で定めるもの
172	都道府県知事又は都道府県教育委員会	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱(令和二年四月一日文部科学大臣決定)に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務であって第七十四条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第七十四条で定めるもの
173	都道府県知事	「特定疾患治療研究事業について」(昭和四十八年四月十七日付け衛発第二四十二号厚生省公衆衛生局長通知)の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務であって第七十五条で定めるもの	市町村長	地方税関係情報であって第七十五条で定めるもの

(別紙2) 番号法第9条第2項に基づく利用条例第4条2項、第3項別表2に基づき情報移転する事務				
	移転先	法令上の根拠	移転先における用途	移転する情報
移 転 先 1	1 子ども未来局児童相談所相談判定一課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定に関する事務であって主務省令で定めるもの	市税賦課情報
	2 保健福祉局保健所健康企画課 区保健福祉部健康・子ども課	〃	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	3 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	〃	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	4 子ども未来局児童相談所相談判定一課	〃	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	5 保健福祉局保健所感染症総合対策課 各区保健福祉部健康・子ども課	〃	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	6 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課	〃	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	7 保健福祉局総務部保護課 各区保健福祉部保護課	〃	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	8 都市局市街地整備部住宅課	〃	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	9 保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部篠路出張所	〃	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	10 保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課	〃	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	11 都市局市街地整備部住宅課	〃	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	12 子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課	〃	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	13 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課	〃	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	14 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課	〃	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	15 子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課	〃	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	16 子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課	〃	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	17 子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課	〃	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	18 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	〃	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	19 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	〃	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	20 保健福祉局保健所健康企画課 各区保健福祉部健康・子ども課	〃	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	21 子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課 総務局職員部勤労課	〃	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	22 保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部篠路出張所	〃	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	23 保健福祉局総務部総務課	〃	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	24 保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、高齢福祉課 各区役所保健福祉部保健福祉課、保険年金課 北区市民部篠路出張所	〃	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	25 保健福祉局保健所感染症総合対策課	〃	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	26 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 保健福祉局保健所健康企画課 区保健福祉部保健福祉課	〃	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	27 教育委員会学校教育部教育推進課	〃	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	28 子ども未来局子育て支援部施設運営課 各区保健福祉部健康・子ども課	〃	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃
	29 保健福祉局保健所健康企画課 各区保健福祉部健康・子ども課	〃	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	〃

移 転 先 2	30	保健福祉局総務部総務課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第2項)	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留 邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付 又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	31	保健福祉局総務部保護課 各区保健福祉部保護課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第3項)	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する 事務であって規則で定めるもの	〃
	32	保健福祉局総務部保護課 各区保健福祉部保護課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第4項)	生活に困窮する外国人の保護の決定及び実施又は徴収金の徴収 に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	33	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第6項)	札幌市高齢者福祉電話貸与事業の実施に関する事務であって規則 で定めるもの	〃
	34	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第8項)	札幌市生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業の実施 に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	35	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区役所保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第9項)	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置又は立入調 査に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	36	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、高齢福祉課 各区役所保健福祉部保健福祉課、保険年金課 北区市民部福祉出張所	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第11項)	介護保険法による地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する 事務であって規則で定めるもの	〃
	37	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区役所保健福祉部保険年金課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第12項)	札幌市介護保険条例による保険料の徴収に関する事務であって規 則で定めるもの	〃
	38	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区役所保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第13項)	札幌市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サー ビスに係る利用者負担額減額措置事業の実施に関する事務であ って規則で定めるもの	〃
	39	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区役所保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第14項)	札幌市訪問指導事業の実施に関する事務であって規則で定めるも の	〃
	40	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第17項)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当 の支給に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	41	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第18項)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若 しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭 和六十年法律第三十四号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支 給に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	42	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第19項)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に よる自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事 務であって規則で定めるもの	〃
	43	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第21項)	札幌市子どもの補聴器購入費等助成事業の実施に関する事務で あって規則で定めるもの	〃
	44	保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部福祉出張所	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第25項)	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する 事務であって規則で定めるもの	〃
	45	保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部福祉出張所	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第26項)	札幌市国民健康保険条例による保険料の徴収に関する事務であ って規則で定めるもの	〃
	46	保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部福祉出張所	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第27項)	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支 給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	47	保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部福祉出張所	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第28項)	札幌市後期高齢者医療に関する条例による申請書の提出の受付に 関する事務であって規則で定めるもの	〃
	48	子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第29項)	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であ って規則で定めるもの	〃
	49	子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第30項)	児童手当法による児童手当又は特別給付の支給に関する事務で あって規則で定めるもの	〃
	50	子ども未来局子育て支援部施設運営課 各区保健福祉部健康・子ども課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第31項)	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費 用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	51	子ども未来局子育て支援部施設運営課 児童相談所地域連携課 各区保健福祉部健康・子ども課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第32項)	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給、 地域子ども・子育て支援事業の実施又は保育料の徴収に関する事 務であって規則で定めるもの	〃
	52	子ども未来局児童相談所相談判定一課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第33項)	児童福祉法による里親の認定、障害児入所給付費若しくは障害児 入所医療費の支給、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務 であって規則で定めるもの	〃
	53	都市局市街地整備部住宅課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第34項)	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅 をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの	〃
	54	都市局市街地整備部住宅課	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項 別表2(第35項)	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良 住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若 しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則 で定めるもの	〃

(1) 稅收納管理關係

- 123 -

(2) 証明関係

個人番号、法人番号、統一コード、履歴番号(連番)、登録受付年月日、登録受付事務所コード、登録受付事務所名称、登録年月日、解除受付年月日、解除受付事務所コード、解除受付事務所名称、解除年月日、電話番号、証明種類、税目、制限対象区分、制限有無フラグ、起票番号、起票年月日、証明出力フラグ、起票事務所コード、住所1、住所2、氏名1、氏名2、証明発行年月日、連絡メモ、使用目的、個人・法人区分、構築物・数量、構築物・評価額、構築物・課税標準額、構築物・附記1、構築物・附記2、機械及び装置・数量、機械及び装置・評価額、機械及び装置・課税標準額、機械及び装置・附記1、機械及び装置・附記2、船舶・数量、船舶・評価額、船舶・課税標準額、船舶・附記1、船舶・附記2、航空機・数量、航空機・評価額、航空機・課税標準額、航空機・附記1、航空機・附記2、車両及び運搬具・数量、車両及び運搬具・評価額、車両及び運搬具・課税標準額、車両及び運搬具・附記1、車両及び運搬具・附記2、工具・器具及び備品・数量、工具・器具及び備品・評価額、工具・器具及び備品・課税標準額、工具・器具及び備品・附記1、工具・器具及び備品・附記2、備考1、備考2、備考3、課税区、課税標準額有無、明細番号、種類、資産名称、数量、評価額、課税標準額、備考、ページ番号、所在地番・家屋番号1、所在地番・家屋番号2、所在地番・家屋番号3、地目・構造・用途1、地目・構造・用途2、登記地積、課税地積・床面積、価格、固定資産税課税標準額、都市計画税課税標準額、固定資産税相当額、都市計画税相当額、附記、備考明細番号、備考附記、共有者明細番号、氏名、持分分子、持分分母、課税年度、合計所得金額、市民税所得割額、市民税均等割額、道民税所得割額、道民税均等割額、扶養親族(配偶者)一般、扶養親族(配偶者)老人、扶養親族(扶養数)特定、扶養親族(扶養数)同居老人、扶養親族(扶養数)老人、扶養親族(扶養数)一般、扶養親族(扶養数)年少、扶養親族(扶養数)年少名称、扶養親族(障害者)同居特別障害、扶養親族(障害者)特別障害、扶養親族(障害者)普通障害、本人該当1、本人該当2、本人該当3、本人該当4、所得内訳、所得内訳額、所得控除内訳、所得控除内訳額、年度、課税額、市民税所得割額、市民税均等割額、道民税所得割額、道民税均等割額、車両番号、納付済年月日、有効期限、納付すべき税額、納付済税額、納期限未到来税額、未納税額

(3) 住民税関係(その1)

個人番号、法人番号、主キー、統一コード、処理連番、電話番号1、電話番号2、FAX番号、EMAIL、バージョン、論理削除フラグ、登録ユーザID、更新ユーザID、登録日時、更新日時、賦課年度、世帯コード、地区コード、居住区分、新年度対象外区分、事務所事業所家屋数対象区分、登録区分、日本人外国人区分、納税通知書番号、生年月日、生年月日訂正区分、生年月日みなし設定区分、性別コード、続柄コード、カナ氏名、氏名、郵便番号、市内外区分、市内住所コード、市内区コード、市内字名コード、市内条コード、市内丁目コード、市外住所コード、市外都道府県コード、市外市区郡町村コード、市外大字・通称コード、市外字・丁目コード、番地、子番地、室番地、地番タイプ、項目名、住所、方書、筆頭者氏名、障害者区分、未成年区分、死離別区分、生活保護該当区分、租税条約区分、徴収希望区分、証明停止区分、課税注意者区分、遡及異動区分、配偶者統一コード、扶養者統一コード、専従主統一コード、扶養設定確認済区分、世帯外被扶養者区分、調査状況コード1、調査状況詳細1、調査状況有効年度開始1、調査状況有効年度終了1、調査状況コード2、調査状況詳細2、調査状況有効年度開始2、調査状況有効年度終了2、調査状況コード3、調査状況詳細3、調査状況有効年度開始3、調査状況有効年度終了3、住登地郵便番号、住登地市内外区分、住登地市内住所コード、住登地市内区コード、住登地市内字名コード、住登地市内条コード、住登地市内丁目コード、住登地市外住所コード、住登地市外都道府県コード、住登地市外市区郡町村コード、住登地市外大字・通称コード、住登地市外字・丁目コード、住登地番地、住登地子番地、住登地室番地、住登地地番タイプ、住登地住所、住登地方書、住登地電話番号1、住登地電話番号2、住登地FAX番号、住登地EMAIL、住登地資料番号、その他氏名コード1、その他カナ氏名1、その他氏名1、その他生年月日1、その他支払者番号1、その他納税者番号1、その他資料番号1、その他資料番号枝番1、その他資料区分1、その他氏名コード2、その他カナ氏名2、その他氏名2、その他生年月日2、その他支払者番号2、その他納税者番号2、その他資料番号2、その他資料番号枝番2、その他資料区分2、その他氏名コード3、その他カナ氏名3、その他氏名3、その他生年月日3、その他支払者番号3、その他納税者番号3、その他資料番号3、その他資料番号枝番3、その他資料区分3、履歴番号、申告書出力禁止コード、申告書種類コード、出力区分、出力年月日、補正出力区分、補正出力年月日、補正分回答状況コード、補正分回答年月日、報酬等課税分出力区分、報酬等課税分出力年月日、報酬等課税分回答状況コード、報酬等課税分回答年月日、回答状況コード、回答年月日、変更前履歴番号、変更後履歴番号、扶養専従区分、扶養専従統一コード、扶養種別コード、控配区分、扶養区分、扶養障害区分、専従者区分、確認区分、否認区分、否認箋出力区分、否認箋出力年月日、是正理由、専従青白区分、専従給与受給額、賦課区コード、事務所事業所家屋数種別コード、調査結果コード、調定年度、期月コード、減免前均等割額、減免前市均等割額、減免前道均等割額、均等割減免額、市均等割減免額、道均等割減免額、均等割額、市均等割額、道均等割額、通知予定区分、取消コード、取消年月日、決定年月日、発付年月日、資料区分、内部資料区分、資料番号、資料番号枝番、屋号、電話番号、家屋数申告書出力コード、家屋数申告書出力年月日、家屋数申告書回答年月日、異動コード、異動事由コード、増減区分、通知事由、市民税係何書発行区分、市民税係何書発行年月日、同書チェックリスト発行済区分、同書チェックリスト発行年月日、特普区分、前回通知履歴番号、即時決定区分、引継済区分、特徴担当コード、業種コード、担当部署名、担当者氏名、担当者電話番号、代表電話番号、税理士法人事務所名、税理士氏名、税理士所在地、税理土方書、税理士電話番号、税理士代表電話番号、税理士FAX番号、税理士EMAIL、納税者ID、早期送付区分、通知書出力順コード、納入書不要区分、除籍区分、除籍年月日、総括表出力コード、無効区分、納期特例区分、支払者番号、事業所種別コード、媒体交換申請区分、媒体交換実績区分、給報種類区分、総括表出力年月日、給報督促状発送年月日、住所地照会票発送年月日、扶養調査票発送年月日、受給者総人員、市区町村数、特徴者報告人員、普徴者報告人員、その他報告人員、報告合計人数、総括受付年月日、最終登録年月日、特別徴収希望区分、データ区分、新年度異動区分、異動月コード、異動年月日、旧指定番号、旧受給者番号、新指定番号、新受給者番号、指定番号、最新区分、当初課税人員、当初非課税人員、最終特徴整理番号、納入書発付年月日、通知書発付年月日、前課税人員6月、前非課税人員6月、前税額6月、前納期特例区分6月、前課税人員7月、前非課税人員7月、前税額7月、前納期特例区分7月、前課税人員8月、前非課税人員8月、前税額8月、前納期特例区分8月、前課税人員9月、前非課税人員9月、前税額9月、前納期特例区分9月、前課税人員10月、前非課税人員10月、前税額10月、前納期特例区分10月、前課税人員11月、前非課税人員11月、前税額11月、前納期特例区分11月、前課税人員12月、前非課税人員12月、前税額12月、前納期特例区分12月、前課税人員1月、前非課税人員1月、前税額1月、前納期特例区分1月、前課税人員2月、前非課税人員2月、前税額2月、前納期特例区分2月、前課税人員3月、前非課税人員3月、前税額3月、前納期特例区分3月、前課税人員4月、前非課税人員4月、前税額4月、前納期特例区分4月、前課税人員5月、前非課税人員5月、前税額5月、前納期特例区分5月、前期割額合計、後課税人員6月、後非課税人員6月、後税額6月、後納期特例区分6月、後課税人員7月、後非課税人員7月、後税額7月、後納期特例区分7月、後課税人員8月、後非課税人員8月、後税額8月、後納期特例区分8月、後課税人員9月、後非課税人員9月、後税額9月、後納期特例区分9月、後課税人員10月、後非課税人員10月、後税額10月、後納期特例区分10月、後課税人員11月、後非課税人員11月、後税額11月、後納期特例区分11月、後課税人員12月、後非課税人員12月、後税額12月、後納期特例区分12月、後課税人員1月、後非課税人員1月、後税額1月、後納期特例区分1月、後課税人員2月、後非課税人員2月、後税額2月、後納期特例区分2月、後課税人員3月、後非課税人員3月、後税額3月、後納期特例区分3月、後課税人員4月、後非課税人員4月、後税額4月、後納期特例区分4月、後課税人員5月、後非課税人員5月、後税額5月、後納期特例区分5月、後納期割額合計、変更区分、賦課履歴番号、次回通知予定区分、納通不作成区分、即時発行区分、異動月、税額6月、税額7月、税額8月、税額9月、税額10月、税額11月、税額12月、税額1月、税額2月、税額3月、税額4月、税額5月、月割額合計、電話番号区分、利用届出受付日時、利用届出受付番号、法人個人区分、法人格コード、法人格名、法人格前後区分、氏名法人名称カナ、氏名法人名称、本支店区分、事業所名カナ、事業所名、住所コード、住所・所在地、ビル・マンション名

(4)住民税関係(その2)

自宅電話番号、事業所電話番号、代表者資格コード、代表者資格名、代表者_氏名カナ、代表者_氏名、代表者_郵便番号、代表者_住所コード、代表者_住所、代表者ビル・マンション名、代表者_電話番号、代表者_FAX番号、通知先_郵便番号、通知先_住所コード、通知先_住所、通知先ビル・マンション名、通知先_所属・役職、通知先_氏名、代理人属性コード、代理人資格コード、税理士登録番号、作成区分、処理日、税目区分、税務事務所コード、納税者管理番号、課税番号、補助番号、入力区分、申告先税目有効区分、税目コード、一連番号、一連番号枝番、年度共通イメージ、特定区分、取消区分、登録異動事由、登録年月日、特定保留区分、給与収入、給与所得、源泉徴収税額、普徴区分、処理済区分、清音カナ氏名、清音カナ名、選択条件区分、候補者人数、不明者照会状況コード、資料情報メモ内容、回送先氏名、回送先郵便番号、回送先住所コード、回送先都道府県コード、回送先市区郡町村コード、回送先大字・通称コード、回送先字・丁目コード、回送先番地、回送先子番地、回送先室番地、回送先地番タイプ、回送先住所、回送先方書、資料回送票発送年月日、課税資料確認区分、入力カナ氏名、入力生年月日、入力性別、特徴個人番号、受給者番号、夫有区分、乙欄区分、死亡退職区分、災害者区分、外国人区分、就職区分、就職年月日、退職区分、退職年月日、年調済区分、前職区分、訂正表示、非統合区分、強制均等割課税区分、生活扶助区分、他市回送区分、配特適用区分、平均課税適用区分、減額申告区分、青白区分、納税者番号、特定扶養数、同居老人扶養数、老人扶養数、その他扶養数、年少扶養数、同居特障数、特別障害数、普通障害数、本人老年者区分、本人障害者区分、本人寡婦夫区分、本人勤労学生区分、本人未成年区分、本人老寡勤区分、配専区分、他専人数、本人専従者区分、徴収方法区分、申告種類青色、申告種類分離、申告種類損失、申告種類修正、申告種類特農、還付申告区分、統合済区分、統合主従判定コード、統合優先順位、統合資料区分、統合修正区分、統合エラー区分1、統合エラー区分2、統合エラー区分3、統合確認区分、統合予備1、年金特徴対象区分、主給報一連番号、主申告書一連番号、主資料一連番号、専従資料作成区分、専従主一連番号、論理エラー区分、論理エラー修正区分、項目不正区分、金額コード不正区分、金額コード重複区分、配偶設定不能区分、扶養設定不能区分、障害設定不能区分、寡婦設定不能区分、未特定資料抽出済区分、処理制御区分10、専給報自動作成不能区分、処理制御区分12、処理制御区分13、処理制御区分14、処理制御区分15、処理制御区分16、処理制御区分17、処理制御区分18、処理制御区分19、処理制御区分20、住宅控除適用数、住宅控除居住年月日1、住宅控除居住年月日2、住宅控除区分1、住宅控除区分2、利用者識別番号、ファイル種別、申告区分、確定申告書区分、課税異動事由コード、取込区分、局番番号、整理番号、パッチ番号、受付番号、連絡データ作成年月日、団体確認用コード、台帳番号、ファイル名、金額コード、金額、索引種別コード、その他氏名枝番、枝番、住民票コード、住民年月日、連番、受給者住所、受給者氏名、受給者カナ氏名、画像ID、抽出年月日、管理連番、ページ、アノテーション情報、ユーザID、国税一連番号、複数帳票フラグ、団体確認用フラグ、年分、年号、年分、年、団体任意検索キー1、団体任意検索キー2、団体任意検索キー3、団体任意検索キー4、団体任意検索キー5、A二表資料番号、B二表資料番号、三表資料番号、四表一資料番号、四表二資料番号、五表資料番号、ITレコード有無、A一表レコード有無、A二表レコード有無、B一表レコード有無、B二表レコード有無、三表レコード有無、四表一レコード有無、四表二レコード有無、五表レコード有無、第二表印刷状況、取込済区分、連携済区分、イメージ作成区分、税務署名、税務署番号、税務署名、提出年月日、年号、提出年月日、年、提出年月日、日、提出年月日、氏名、名称読み、氏名、名称、納税者所在地郵便番号上、納税者所在地郵便番号下、納税者所在地読み、納税者所在地、納税地の地方自治体コード、1月1日住所、1月1日住所の地方自治体コード、納税者所在地屋号読み、納税者所在地屋号、納税者電話番号、市外局番、納税者電話番号、市内局番、納税者電話番号、加入者番号、性別、区分コード、性別、区分名、生年月日、年号、生年月日、年、生年月日、月、生年月日、日、世帯主氏名、世帯主との続柄、事業内容、職業、様式識別ID、見出、年分、見出、税務署名、見出、提出年月日、納住所居所、納税地区分、納住所居所、納税地区分、納住所居所、郵便番号、納住所居所、住所、納賦課期日、年号、納賦課期日、年、納賦課期日、住所、納賦課期日、フリガナ、納賦課期日、氏名、納賦課期日、性別、納賦課期日、世帯主の氏名、納賦課期日、続柄、納賦課期日、生年月日、納賦課期日、電話番号、公的年金等収入、その他雑収入、配当収入、総合一時収入、給与区分、雑所得、特例表示、雑所得、配当所得、譲渡一時所得計、合計所得、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、寡婦、寡夫控除、勤労学生、障害者控除、配偶者(特別)控除区分、配偶者控除、配偶者特控、扶養控除、基礎控除、(一表)⑥から⑮までの計、雑損控除、医療費控除、AAB00285寄附金控除区分、AAB00290寄附金控除、所得控除計、課税所得金額又は第三表、上の21に対する税額、配当控除、特増改、住借入金等特控区分、特増改、住借入金等特控額、AAB00355政党等寄附金特控区分、AAB00360政党等寄附金特控額、AAB00550_CD住耐改特控区分、AAB00550_NM住耐改特控区分、AAB00560_CD住特改特控区分、AAB00560_NM住特改特控区分、AAB00570_CD認長優住特控区分、AAB00570_NM認長優住特控区分、AAB00580住控、区分、AAB00365住耐改、住特改、認優控除額、電子証明書等特控、差引所得税額、災害減免額区分、災害減免額区分名、外国税額控除区分、外国税額控除区分名、災害減免額、外国税額控除、再差引所得税額、復興特別所得税額、AAB00610所得税及び復興特別所得税の額、外国税額控除、AAB00410源泉徴収税額、納める税金、還付される税金、配偶者の合計所得金額、雑一時の源泉税額合計、未納付の源泉徴収税額、期限までに納付する額、延納届出額、還付口座、税理士名、税士30条書有、区分、税士30条書有、区分名、税士33条2書有、区分、税士33条2書有、区分名、納住所、納フリガナ、納氏名、内訳所得の種類1、内訳所得の場所1、内訳給与支払者名称1、内訳収入金額1、内訳源泉徴収税額1、内訳所得の種類2、内訳所得の場所2、内訳給与支払者名称2、内訳収入金額2、内訳源泉徴収税額2、内訳所得の種類3、内訳所得の場所3、内訳給与支払者名称3、内訳収入金額3、内訳源泉徴収税額3、内訳所得の種類4、内訳所得の場所4、内訳給与支払者名称4、内訳収入金額4、内訳源泉徴収税額4、内訳所得の種類5、内訳所得の場所5、内訳給与支払者名称5、内訳収入金額5、内訳源泉徴収税額5、内訳次業、項目名、内訳次業、金額、AAD00070内訳次業、源泉徴収合計額、雑等所得の種類1、雑等所得の場所1、雑等収入金額1、雑等必要経費等上1、雑等所得の種類2、雑等所得の場所2、雑等収入金額2、雑等必要経費等上2、雑等所得の種類3、雑等所得の場所3、雑等収入金額3、雑等必要経費等上3、雑等所得の種類4、雑等所得の場所4、雑等収入金額4、雑等必要経費等上4、特例適用条文等、年少扶養親族の氏名1、年少続柄1、年少生年月日、年号1、年少生年月日、年1、年少生年月日、月1、年少生年月日、日1、年少別居の場合の住所1、年少扶養親族の氏名2、年少続柄2、年少生年月日、年号2、年少生年月日、年2、年少生年月日、月2、年少生年月日、日2、年少別居の場合の住所2、年少扶養親族の氏名3、年少続柄3、年少生年月日、年号3、年少生年月日、年3、年少生年月日、月3、年少生年月日、日3、年少別居の場合の住所3、AAG00010_CD給与、年金外徴収区分、AAG00010_NM給与、年金外徴収区分、当金に関する住民税の特例、非居住者の特例、配当割額控除額、別居配扶養専従、氏名、別居配扶養専従住所、都道府県、市区町村分、住所地の共募、日赤分、条例指定、都道府県、条例指定、市区町村、社会保険の種類1、支払保険料1、社会保険の種類2、支払保険料2、社会保険の種類3、支払保険料3、社保次業、項目名、社保次業、金額、社保次業、合計、掛金の種類1、支払掛金1、掛金の種類2、支払掛金2、掛金の種類3、支払掛金3、小共次業、項目名、小共次業、金額、小共次業、合計、新生命保険料の計、旧生命保険料の計、新個人年金保険料の計、旧個人年金保険料の計、介護医療保険料の計、地震保険料の計、旧長期損害保険料の計、寡婦控除区分、寡婦控除区分名、寡婦原因区分、寡婦原因区分名、勤労控除区分、勤労控除区分名、学校名、障害者控除、氏名、配偶者の氏名、配偶者生年月日、年号、配偶者生年月日、年、配偶者生年月日、月、配偶者生年月日、日、配偶者控除区分、配偶者控除区分名、配偶者特控区分、配偶者特控区分名、扶養親族、氏名1、扶養親族、続柄1、扶養親族、生年月日、年号1、扶養親族、生年月日、年1、扶養親族、生年月日、月1、扶養親族、生年月日、日1、扶養親族、控除額1、扶養親族、氏名2、扶養親族、続柄2、扶養親族、生年月日、年号2、扶養親族、生年月日、年2、扶養親族、生年月日、月2、扶養親族、生年月日、日2、扶養親族、控除額2、扶養親族、氏名3、扶養親族、続柄3、扶養親族、生年月日、年号3、扶養親族、生年月日、年3、扶養親族、生年月日、月3、扶養親族、生年月日、日3、扶養親族、控除額3、扶養次業、項目名、扶養次業、金額、扶養控除額の合計、損害の原因、損害年月日、年号、損害年月日、年、損害年月日、月、損害年月日、日、損害を受けた資産の種類等、損害金額、雑損、保険金補てん金額、災害関連支出の金額、支払医療費、医療、保険金補てん金額、寄附先の所在地、寄附先の名称、寄附金、AAH00540震災関連寄附金、見出、申告の種類、納住所居所、住所上、納住所居所、住所下、納賦課期日、職業、納賦課期日、屋号、雅号、青色区分、青色区分名、分離区分、分離区分名、損失区分、損失区分名、修正区分、修正区分名、特農の表示区分、特農の表示区分名、営業等収入、農業収入、不動産収入、利子収入、総合短期収入、総合長期収入、営業等所得、特例表示、営業等所得、農業所得、特例表示、農業所得、不動産所得、特例表示、不動産所得、利子所得、ABB00485寄附金控除区分、ABB00490寄附金控除額、26税額又は第三表84、税額控除の名称、税額控除区分、控除額、ABB00655政党等寄附金特控区分、ABB00660政党等寄附金特控額、ABB00970_CD住耐改特控区分、ABB00970_NM住耐改特控区分、ABB00980_CD住特改特控区分、ABB00980_NM住特改特控区分、ABB00990_CD認長優住特控区分、ABB00990_NM認長優住特控区分、ABB01000住控、区分、ABB00663住耐改、住特改、認優控除額、免表示、ABB01030所得税及び復興特別所得税の額、ABB00710源泉徴収税額、ABB00720申告納税額、ABB00730予定納税額1、2期分、専従者給与控除額の合計額、青色申告特控額、雑一時等の源泉税額合計、本年分差引繰越損失額、平均課税対象金額、変動臨時所得、区分、変動臨時所得、金額、更正・決定、ビューア用表示文言、(一表)住宅耐震改修特別控除、(一表)住宅特定改修特別税額控除、K0000060(一表)認定長期優良住宅新築等特別税額控除、(一表)災害減免額、

(5) 住民税関係(その3)

[illegible]

(6)住民税関係(その4)

特徴異動区分、特徴異動年月、徴収期、納入月、過年度区分、訂正分給報区分、非課税区分、税務署調査対象区分、税務署連絡対象区分、期月区分、期別税額、期別充当額、納期変更区分、中止予定区分、中止事由、主担当区分、特徴係伺書発行区分、特徴係伺書発行年月日、夫統一コード、置換区分、置換メッセージ1、置換メッセージ2、置換メッセージ3、置換メッセージ4、置換メッセージ5、置換メッセージ6、置換メッセージ7、置換メッセージ8、置換メッセージ9、置換メッセージ10、合計所得金額、本人前控配区分、本人前特定扶養数、本人前同居老人扶養数、本人前老人扶養数、本人前その他扶養数、本人前年少扶養数、本人前同居特障数、本人前特別障害数、本人前普通障害数、本人前夫有区分、本人前配特適用区分、本人前強制均等割区分、本人前配偶者合計所得、本人前配偶者特別控除、本人前均等割額、本人後控配区分、本人後特定扶養数、本人後同居老人扶養数、本人後老人扶養数、本人後その他扶養数、本人後年少扶養数、本人後同居特障数、本人後特別障害数、本人後普通障害数、本人後夫有区分、本人後配特適用区分、本人後強制均等割区分、本人後配偶者合計所得、本人後配偶者特別控除、本人後均等割額、配偶者控配区分、配偶者特定扶養数、配偶者同居老人扶養数、配偶者老人扶養数、配偶者その他扶養数、配偶者年少扶養数、配偶者同居特障数、配偶者特別障害数、配偶者普通障害数、配偶者夫有区分、配偶者配特適用区分、配偶者強制均等割区分、配偶者配偶者合計所得、配偶者配偶者特別控除、配偶者均等割額、発行連番、本税事務所事業所家屋数区分、納税通知書発付日、税額更正日、税額更正事由コード、納付手段、期別コード1、期別区分1、調定額1、調定増減額1、納期限1、納期限区分1、納期特例有無区分1、期別コード2、期別区分2、調定額2、調定増減額2、納期限2、納期限区分2、納期特例有無区分2、期別コード3、期別区分3、調定額3、調定増減額3、納期限3、納期限区分3、納期特例有無区分3、期別コード4、期別区分4、調定額4、調定増減額4、納期限4、納期限区分4、納期特例有無区分4、期別コード5、期別区分5、調定額5、調定増減額5、納期限5、納期限区分5、納期特例有無区分5、期別コード6、期別区分6、調定額6、調定増減額6、納期限6、納期限区分6、納期特例有無区分6、期別コード7、期別区分7、調定額7、調定増減額7、納期限7、納期限区分7、納期特例有無区分7、期別コード8、期別区分8、調定額8、調定増減額8、納期限8、納期限区分8、納期特例有無区分8、期別コード9、期別区分9、調定額9、調定増減額9、納期限9、納期限区分9、納期特例有無区分9、期別コード10、期別区分10、調定額10、調定増減額10、納期限10、納期限区分10、納期特例有無区分10、期別コード11、期別区分11、調定額11、調定増減額11、納期限11、納期限区分11、納期特例有無区分11、期別コード12、期別区分12、調定額12、調定増減額12、納期限12、納期限区分12、納期特例有無区分12、当初例月区分、前回連携履歴番号、最新決定履歴番号、前回控除不足額、前回充当額合計、前回充当額差額、前回既還付額、前回差引還付額、今回控除前市所得割額、今回控除前道所得割額、今回市所得割控除額、今回道所得割控除額、今回控除後市所得割額、今回控除後道所得割額、今回控除不足額、今回充当額合計、今回充当額差額、今回既還付額、今回差引還付額、今回連携履歴番号、連携状態区分、年金保険者コード、年金種別コード、基礎年金番号、回付一連番号、特定方法区分、特定候補者数、特徴判定区分、市区町村コード、通知内容コード、特別徴収制度コード、作成年月日、性別、カナ住所、新規引継区分、処理結果、各種年月日、各種金額1、各種金額2、各種金額3、整理番号2、通知年月日、中止年月日、特徴変更月、特別徴収依頼額合計、特別徴収依頼額10月、特別徴収依頼額12月、特別徴収依頼額2月、特別徴収依頼額4月、特別徴収依頼額6月、特別徴収依頼額8月、特別徴収実績額10月、特別徴収実績額12月、特別徴収実績額2月、特別徴収実績額4月、特別徴収実績額6月、特別徴収実績額8月、年金支給額、支払回数割特徴税額、年金保険者用整理番号2、特徴対象外区分、論理削除区分、論理削除年月日、金額1、金額2、各種区分、OL更新有無、金額3、回付年月、仮徴収税額4月、仮徴収税額6月、仮徴収税額8月、収納引継区分、本算済区分、新年度統一コード、還付理由コード1、還付理由コード2、徴収依頼額、徴収実績額、連携済変更前調定額、連携済変更後調定額、連携済還付額、連携予定変更前調定額、連携予定変更後調定額、連携予定還付額、還付先区分、予定確定区分、予定連携回数、確定連携回数、予定期月コード、メモ折衝一連番号、メモ折衝送付区分、折衝年月日、折衝時刻、折衝相手、折衝手段、折衝場所、表題、内容、重要度、利用期限、ソート用年月日、入力拠点コード、入力課コード、入力担当者ID、更新年月日、送付管理一連番号、帳票種類、再発行区分、抜取区分、発付先種類、発付先郵便番号、発付先住所、発付先方書、発付先氏名、返戻年月日、返戻事由、公示送達日、調査経緯、端末検索、賦課情報確認、電話照会、本籍地照会、関係部局照会、実態調査、調査結果、再送付先、システム登録区分、処理日時、個人法人区分、金額3、回付年月、履歴番号、仮徴収税額4月、仮徴収税額6月、仮徴収税額8月、中止事由、中止年月日、特徴変更月、収納引継区分、本算済区分、新年度統一コード、期月コード、異動コード、異動事由コード、異動年月日、還付理由コード1、還付理由コード2、徴収依頼額、徴収実績額、連携済変更前調定額、連携済変更後調定額、連携済還付額、連携予定変更前調定額、連携予定変更後調定額、連携予定還付額、還付先区分、予定確定区分、予定連携回数、確定連携回数、予定期月コード、連携状態区分、連携済区分、出力区分、回答状況コード、回答年月日、地区コード、年金保険者コード、賦課履歴番号、メモ折衝一連番号、折衝年月日、折衝時刻、折衝相手、折衝手段、折衝場所、内容、利用期限、送付管理一連番号、処理連番、メモ折衝送付区分、調定年度、賦課年度、納税通知書番号、表題、重要度、発付年月日、出力年月日、帳票種類、再発行区分、抜取区分、発付先種類、発付先郵便番号、発付先住所、発付先方書、発付先氏名、返戻年月日、返戻事由、公示送達日、調査経緯、端末検索、賦課情報確認、電話照会、本籍地照会、関係部局照会、実態調査、調査結果、再送付先、ソート用年月日、システム登録区分、取消区分、入力拠点コード、入力課コード、入力担当者ID、更新年月日、主キー、ユーザID、処理日時、統一コード、世帯コード、個人法人区分、住登区分、日本人外国人区分、氏名、バージョン、論理削除フラグ、登録ユーザID、更新ユーザID、登録日時、更新日時

(7) 固定資産税関係

個人番号、法人番号、延床面積総評価見込、延床面積実績、評価額総評価見込、評価額実績、1㎡当たり再建築費評点数、経年減点補正率、1点単価、総評価見込理由、論理削除フラグ、登録ユーザID、更新ユーザID、返還金決定伺賦課情報のサロゲート主キー、課税年度、区コード、所有者コード、変更前土地固定資産税課税標準額、変更後土地固定資産税課税標準額、変更前土地都市計画税課税標準額、変更後土地都市計画税課税標準額、変更前家屋固定資産税課税標準額、変更後家屋固定資産税課税標準額、変更前家屋都市計画税課税標準額、変更後家屋都市計画税課税標準額、変更前合計固定資産税課税標準額、変更後合計固定資産税課税標準額、変更前合計都市計画税課税標準額、変更後合計都市計画税課税標準額、変更前固定資産税額、変更後固定資産税額、変更前都市計画税額、変更後都市計画税額、変更前年税額、変更後年税額、返還金決定伺情報のサロゲート主キー、起案日、起案者コード、返還金決定伺理由文標題、返還金決定伺理由文、返還金決定通知文標題、返還金決定通知文、更正物件数、返還金文書番号、処理番号、調定年度、非木造基本情報のサロゲート主キー、非木造基本キー情報のサロゲート主キー、家屋一連番号、非木造管理番号本番、非木造管理番号枝番、入力処理モード、適用基準表区分、新增改減、家屋区分、工事費、内装仕上メモ、保温工事メモ、評価資料情報メモ、履歴管理ID、履歴管理VER.FROM、履歴管理VER.TO、従前地情報のサロゲート主キー、仮換地管理情報のサロゲート主キー、並び順、所在コード、条、丁目、登記所在地本番、登記所在地枝番、甲乙コード、不完全コード、指定開始年月日、登記地目区分、登記地積、課税地積、登記名義人コード、履歴番号、家屋番号本番1、家屋番号本番2、家屋番号枝番1、家屋番号枝番2、戸順親番、戸順子番1、戸順子番2、戸順順属家番号、建物番号、登記事由、市街化区域等区分、未完成区分、建物名称、タイプ名称、施工業者、登記所在コード、登記所在条、登記所在丁目、登記所在本番、登記所在枝番、登記所在甲乙コード、登記所在先コード、登記所在筆数、所有者共有枝番、木造/非木造区分、家屋構造区分、家屋用途区分、主たる用途無しフラグ、屋根区分、階層地上、階層地下、階層PH、～階層部分、合算コード、住宅個数、住宅床面積、更正ステータス、家屋案件申請書情報のサロゲート主キー、家屋案件情報のサロゲート主キー、案件一連番号、申請種別、申請者氏名、申請年月日、家屋評価情報のサロゲート主キー、物件番号、建築年次、修正建築年次、再建築費評点数、損耗減点補正率、需給事情減点補正率、建築年次不明フラグ、家屋評価調査伺書情報のサロゲート主キー、家屋整理番号本番、評価調査書変更伺理由コード、標題、伺理由文、家屋権利登記所有者情報のサロゲート主キー、登記一連番号、所有者区分、氏名、住所、持分、家屋基本情報のサロゲート主キー、担当区、家屋整理番号枝番、家屋整理番号枝番ソート順、異動理由、除台区分、調査状況、更正年月日、専有部分個数、区分按分元一連番号、相違理由、親評価区分、再按分フラグ、評価替フラグ、備考、仮登録フラグ、家屋登記情報のサロゲート主キー、家屋登記基本情報のサロゲート主キー、登記情報区分、案件担当者キー、木造/非木造担当、案件処理状況、案件確認区分、一括登録年月日、家屋登記通知書情報のサロゲート主キー、発行番号、物件種別、物件キー、家屋特例・非課税情報のサロゲート主キー、特例コード、特例補正率、特例終了年度、減免コード、減免補正率、減免期コード、減免床面積、減免終了年度、マンション集合室減免コード、MS減免補正率、MS減免床面積、非課税コード、非課税床面積、仮換地情報のサロゲート主キー、所在地本番、所在地枝番、異筆、仮換地事由コード、使用収益開始日、納税者住所不明調査表情報のサロゲート主キー、税目、当初送付先住所、住所不明調査結果、調査結果区分、納税者住所不明調査表明細情報のサロゲート主キー、(明細)並び順、返戻日、通知書発送日、送付先住所、調査内容、償却申告状況情報のサロゲート主キー、償却基本情報のサロゲート主キー、申告書確認年月日、申告フラグ、申告書・葉書区分、申告書一連番号、再送申告書一連番号、申告書送付年月日、申告書受付年月日、申告書返戻年月日、申告書再送年月日、確認担当者コード、償却賦課情報のサロゲート主キー、調定年月日、価格、特例後減免前課税標準額、課税標準額、減免前年税額、年税額、配分資産コード、個人法人区分、業種コード、担当地区コード、道税番号、事業種目、事業開始年月日、資本金等、決算月日1、決算月日2、短縮耐用年数有無、増加償却有無、特別償却有無、償却方法コード、青色申告有無、借用資産有無、申告方法コード、申告書送付先コード、申告書送付コード、税務署調査コード、償却基本情報事由、異動資産有無、閲覧年月日、入力確定申告リスト出力フラグ、納税者ID、償却資産情報のサロゲート主キー、資産整理番号、償却履歴番号、資産種類コード、特殊入力コード、資産名称、資産数量、取得価額、取得年月、耐用年数、償却資産特例コード、特例率、償却資産減免コード、決定価額、減免率、増減事由コード、残存率、残価到達フラグ、前年度評価額、本年度評価額、異動フラグ、取消フラグ、所有者コード発番管理情報のサロゲート主キー、所有者種別コード、最終発番所有者コード、土地表示登記所有者情報のサロゲート主キー、土地登記情報のサロゲート主キー、変更内容、生年月日(文字列)、原因、原因の日付、登記の日付、土地評価調査情報のサロゲート主キー、土地一連番号、土地整理番号、レコードグループ番号、更正事由コード、共有枝番、総合補正区分1、総合補正率1、総合補正区分2、総合補正率2、現年度評点数、当該土地小規模分地積、異動コード、画地サイン、公衆浴場サイン、小規模又は非住達成率サイン、一般達成率サイン、都市計画税達成率サイン、都市計画税一般達成率サイン、価格変更サイン、画地終了サイン、画地計算適用サイン、時点修正前評価額小規模分、時点修正前評価額一般分、時点修正後評価額小規模分、時点修正後評価額一般分、時点修正後評価額合計、手入力区分、手計算区分、土地評価・賦課関連情報のサロゲート主キー、土地家屋賦課台帳のサロゲート主キー、賦課課税年度、賦課履歴番号、土地評価登記情報のサロゲート主キー、登記名義人番号、登記名義人氏名、土地評価調査伺書情報のサロゲート主キー、減免通知書一連番号、通知用減免コード、減免前土地固定資産税課税標準額、減免前家屋固定資産税課税標準額、減免前合計固定資産税課税標準額、減免前土地都市計画税課税標準額、減免前家屋都市計画税課税標準額、減免前合計都市計画税課税標準額、減免前固定資産税額、減免前都市計画税額、土地固定資産税課税標準額、家屋固定資産税課税標準額、合計固定資産税課税標準額、土地都市計画税課税標準額、家屋都市計画税課税標準額、合計都市計画税課税標準額、固定資産税額、都市計画税額、土地評価額合計、家屋評価額合計、免税点用土地課税標準額、免税点用家屋課税標準額、土地免税点用サイン、家屋免税点用サイン、土地件数、家屋件数、土地家屋賦課決定伺情報のサロゲート主キー、賦課決定伺理由コード、賦課決定伺標題、賦課決定伺理由文、賦課決定通知文、土地課税情報のサロゲート主キー、特例前減免前固定資産税課税標準額小規模分、特例前減免前固定資産税課税標準額一般分、特例前減免前都市計画税課税標準額小規模分、特例前減免前都市計画税課税標準額一般分、特例前減免前固定資産税課税標準額、特例前減免前都市計画税課税標準額、特例後減免前固定資産税課税標準額、特例後減免前都市計画税課税標準額、特例後減免後固定資産税課税標準額、特例後減免後都市計画税課税標準額、前年度特例前減免前固定資産税課税標準額小規模分、前年度特例前減免前固定資産税課税標準額一般分、前年度特例前減免前都市計画税課税標準額小規模分、前年度特例前減免前都市計画税課税標準額一般分、前年度特例後減免後固定資産税課税標準額、前年度特例後減免後都市計画税課税標準額、前年度特例按分後減免後固定資産税課税標準額、前年度特例按分後減免後都市計画税課税標準額、固定資産税住宅用地特例額小規模分、固定資産税住宅用地特例額一般分、固定資産税住宅用地特例額合計、都市計画税住宅用地特例額小規模分、都市計画税住宅用地特例額一般分、都市計画税住宅用地特例額合計、固定資産税負担水準小規模分、固定資産税負担調整小規模分、固定資産税負担水準一般分、固定資産税負担調整一般分、都市計画税負担水準小規模分、都市計画税負担調整小規模分、都市計画税負担水準一般分、都市計画税負担調整一般分、土地権利登記所有者情報のサロゲート主キー、土地登記・案件情報のサロゲート主キー、土地案件情報のサロゲート主キー、土地登記日付情報のサロゲート主キー、登記の目的、付記の日付、土地登記通知書情報のサロゲート主キー、登記変更前・変更後区分、登記整理番号、受付番号、受付年月日、発行年月日、通知書種類、登録日時、更新日時

(8) 軽自動車税関係

個人番号、法人番号、車両整理番号、車両履歴番号、メッセージ、回収車種、回収標識番号一管轄、回収標識番号一かな、回収標識番号一番号、市町村名、新規申告理由コード、納税義務者住所、納税義務者氏名、納税義務者生年月日、適用開始年月日、支払期限、収納代行会社名、企業コード、委託者コード、賦課年度、車種、標識番号一管轄、標識番号一かな、標識番号一番号、賦課履歴番号、納税義務者一統一コード、承認却下区分、申請却下理由、申請年月日、申請区分、申請理由、減免区分、変更前減免区分、減免異動年月日、減免異動理由コード、個人法人区分、出力区分、依頼区分、課税区分、出力区分設定理由、非課税課税免除理由、根拠となる理由区分、入力担当者ID、入力年月日、連絡先連番、連絡先名称、連絡先電話番号、連絡先使用未使用区分、帳票区分、再発行履歴番号、発付年月日、納税通知書番号、納税義務者一統一コード、所有者一統一コード、所有者一電話番号、使用者一統一コード、使用者一電話番号、所有形態コード、定置場住所区分、定置場住所コード、定置場住所、旧主たる定置場所在の市町村名、その他車種、車名、原動機の型式、型式認定番号、型式、年式、排気量、排気量単位区分、車台番号、電気区分、初度検査年月、受付年月日、事実発生年月日、標識回収有無、標識交付証明書返納有無、申告書受付場所区分、課税保留有無、課税保留理由コード、課税保留解除年月日、課税保留申告有無、異動年月日、異動理由コード、取得年月日、取得理由コード、廃車年月日、廃車理由コード、変更前課税区分、標識変更有無、変更前車種、変更前標識番号一管轄、変更前標識番号一かな、変更前標識番号一番号、変更前初度検査年月、変更前車両履歴番号、チェック済フラグ、チェックリスト出力済フラグ、取消済フラグ、障がい種別、障がい区分、障がい級別・程度、障がい者手帳番号、障がい者手帳交付年月日、有効期限、障がい者一統一コード、納税義務者一障がい者関係種別、運転者一統一コード、運転者一障がい者関係種別、折衝記録番号、折衝種別コード、折衝タイトル、折衝内容、折衝日時、折衝場所コード、折衝相手コード、重要度区分、他システム間共有フラグ、集計年月、調定年度、税率区分、前月末課税件数、前月末課税調定額、当月増分件数、当月増分調定額、当月減分件数、当月減分調定額、当月末課税件数、当月末課税調定額、前月末課税台数、前月末非課税台数、前月末課税免除台数、前月末減免台数、当月増分課税台数、当月増分非課税台数、当月増分課税免除台数、当月増分減免台数、当月減分課税台数、当月減分非課税台数、当月減分課税免除台数、当月減分減免台数、当月末非課税台数、当月末課税免除台数、当月末減免台数、納税通知書発付連番、納税通知書発送区分、納税通知書作成年月日、納税通知書作成時点一郵便番号、納税通知書作成時点一氏名、納税通知書作成時点一住所、納税通知書作成時点一方書、集計年度、集計月、寄託先コード、受入枚数、受入枚数一内委託先、交付枚数、交付枚数一内委託先、年度内一新規、年度内一新規一内委託先、年度内一譲渡、年度内一譲渡一内標識変更、年度内一譲渡一内委託先、年度内一変更、年度内一変更一内標識変更、年度内一廃車、年度内一廃車一内委託先、年度内一課税保留、年度内一証再、集計年月日、賦課異動年月日、賦課異動理由コード、納期限一始期、納期限、課税額、減免額、増減額、賦課決定理由、賦課決定年月日、決裁番号、決裁済フラグ、当初随時区分、賦課時点一車種、賦課時点一標識番号一管轄、賦課時点一標識番号一かな、賦課時点一標識番号一番号、賦課時点一車台履歴番号、賦課時点一定置場住所コード、賦課時点一定置場住所、返戻履歴番号、返戻年月日、返戻理由コード、送付先判明区分、変更前納期限、変更後納期限、再発送年月日、再送先一郵便番号、再送先一住所・所在地、再送先一方書、再送先一氏名・名称、メモ、調査終了理由区分、収納確認納付年月日、処理区分、統一コード、記録元システムID、記録識別番号、折衝日、折衝時刻、表題、入力拠点コード、入力課コード、入力日、税目コード、通知書番号、異動コード、課税区、調定額、調定増減額、納期限区分、納期限年月日、異動事由コード、納税証明書有効期限、車両番号、帳票種別、発付日、宛先一郵便番号、宛先一住所、宛先一方書、宛先一氏名・名称、返戻有無フラグ、返戻日、返戻事由コード、返戻調査状況コード、返戻調査状況メモ、公示送達日、車種コード、日本人外国人区分、氏名・カナ、氏名・漢字、氏名・アルファベット、氏名・漢字併記名、通称名・カナ、通称名・漢字、性別コード、生年月日、住所、方書、市民年月日、除票年月日、除票事由コード、市内外区分、郵便局区分、納税義務者一氏名・名称、納税義務者一住所、納税義務者一方書、宛先一郵便番号、宛先1、宛先2、宛先3、宛先4、宛先5、宛先6、カスタマーバーコード、桁オーバー外字有無フラグ、出力理由、連番、発送区分、納税通知書一桁オーバー外字有無フラグ、納通発付連番、納税義務者一旧住所、納税義務者一旧方書、桁あふれマーク、未登録外字マーク、調定年度、納付額、領収日、収入日

(9) 税滞納整理関係(その1)

個人番号、法人番号、MT連番、財産番号、回答データ作成年月日、統一コード、カナ氏名、生年月日、住所コード、住所カナ具体名、金融機関コード、店舗コード、口座種別、口座番号、借越区分、預金・貸付残高、最終取引日、金融機関届出・住所コード、住所漢字具体名、取込データ、徴収担当者コード、イベント種別、徴収担当者コード、企業コード、委託者コード、登録担当者コード、更新担当者コード、徴収担当者コード、徴収担当者コード、徴収担当者コード、ステータスコード、進行状況コード、ステータスコード、進行状況コード、内容、内容、メモ、徴収担当者コード、滞納原因ランクコード、業種ランクコード、措置状況ランクコード、現年滞納有無、滞納繰越有無、担当者コード、依頼先区分、担当者コード、依頼先区分、滞納宛名コード、滞納宛名名称、滞納宛名所属名称、郵便番号、住所、方書、担当者コード、依頼先区分、条件作成担当者コード、ソート順番・郵便番号、ソート順番・徴収担当者、ソート順番・統一コード、ソート昇順降順区分・郵便番号、ソート昇順降順区分・徴収担当者、ソート昇順降順区分・統一コード、通知書番号、同一人指示前・統一コード、納税管理人・統一コード、納税管理人・氏名、前徴収担当者コード、新徴収担当者コード、個人法人区分、新・住所コード、新・住所、新・方書、新・続柄名称、新・続柄コード1階層、新・続柄コード2階層、新・続柄コード3階層、新・生年月日、新・電話番号1、新・電話番号2、新・電話番号3、新・個人漢字名称、新・個人カナ名称、新・法人漢字名称、新・法人カナ名称、旧・住所コード、旧・住所、旧・方書、旧・続柄名称、旧・続柄コード1階層、旧・続柄コード2階層、旧・続柄コード3階層、旧・生年月日、旧・電話番号1、旧・電話番号2、旧・電話番号3、旧・個人漢字氏名、旧・個人カナ氏名、旧・法人漢字名称、旧・法人カナ名称、滞納額、未納額、通知書番号、税額、延滞金、通知書番号、納税義務承継税額、売却通知・滞納税額総額、売却実施・売却価額、売却実施・委託手数料額、売却実施・充当金額、公売公告・滞納者数、公売公告・財産数量、公売公告・税額、公売公告・件数、換価中止・完納・税額、換価中止・完納・件数、換価中止・その他・税額、換価中止・その他・件数、換価処分・滞納者数、換価処分・財産数量、換価処分・公売公告税額、換価処分・公売公告件数、換価処分・公売公告徴収金、換価処分・公売公告以外・税額、換価処分・公売公告以外・徴収金、関連者・統一コード、関連者・氏名、関連者・住所、拡張者・統一コード、納税義務承継税額合計、通知書番号、通知書番号、車種コード、標識番号・所在地・分類番号、標識番号・記号、標識番号・番号、車体番号、標識番号、債権額、極度額、申立人氏名、申立人住所、住所、方書、氏名、送達書類、通知書番号、滞納額その他税、滞納額市民税、滞納額市道民税、滞納額名称、住所、債務者・統一コード、折衝・電話催告、折衝・訪問催告、折衝・来電相談、折衝・来庁相談、直近の支給額、振込口座、財産番号、銀行口座種別、銀行口座番号、銀行残高、銀行貸付金、銀行口座住所、滞納額その他税、滞納額市民税、滞納額市道民税、宛名氏名、氏名、続柄名称、職業・勤務先、月収、所在等調査・住基・台帳有無、所在等調査・住基・職権消除年月日、所在等調査・住基・本籍地、所在等調査・住基・筆頭者、所在等調査・住基・転出予定地区分、所在等調査・市外・調査不明区分、所在等調査・代表者等住所、所在等調査・代表者等氏名、所在等調査・代表者等関係、個人別・本籍住所、個人別・本籍筆頭者、個人別・現住所、個人別・現住所方書、給与収入額、給与所得額、その他所得額計、主たる給与以外の合算所得区分・営業所得、主たる給与以外の合算所得区分・農業所得、主たる給与以外の合算所得区分・その他事業所得、主たる給与以外の合算所得区分・不動産所得、主たる給与以外の合算所得区分・利子所得、主たる給与以外の合算所得区分・配当所得、主たる給与以外の合算所得区分・雑所得、主たる給与以外の合算所得区分・譲渡・一時所得、総所得額金額、所得控除・雑損、所得控除・医療費、所得控除・社会保険料、所得控除・小規模企業共済、所得控除・生命保険料、所得控除・損害保険料、所得控除・個人年金、所得控除・寄付金、所得控除・配偶者合計所得、所得控除・障・老・寡・勤、所得控除・配偶者、所得控除・配偶者特別、所得控除・扶養、所得控除・基礎、所得控除・除額合計、扶養親族該当区分・控配、扶養親族該当区分・老配、扶養親族該当区分・特定、扶養親族該当区分・同老、扶養親族該当区分・老人、扶養親族該当区分・その他、扶養親族該当区分・同障、扶養親族該当区分・特障、扶養親族該当区分・他障、本人該当区分・夫有、本人該当区分・未成年者、本人該当区分・特障、本人該当区分・他障、本人該当区分・老若者、本人該当区分・寡婦、本人該当区分・特寡、本人該当区分・寡夫、本人該当区分・勤労学生、繰越損失、課税標準・総所得、課税標準・分離短期譲渡、課税標準・分離長期譲渡、課税標準・山林所得、課税標準・株式等の譲渡、課税標準・退職所得、課税標準・分離配当、市税額・特別減税控除前所得割額、市税額・特別減税控除額、市税額・所得割額、市税額・均等割額、道税額・特別減税控除前所得割額、道税額・特別減税控除額、道税額・所得割額、道税額・均等割額、課税資料記載の所得税額、計算後の所得税額、折衝内容、被相続人・氏名、被相続人・氏名カナ、被相続人・住所、被相続人・死亡年月日、書類種類・被相続人の住民票の除票、書類種類・被相続人戸籍・除籍籍謄本、書類種類・相続関係説明図、書類種類・滞納金額明細、続柄名称、相続分、相続財産の評価額、納付責任額、相続人備考、補正後・宛名氏名、補正後・郵便番号、補正後・住所、補正後・方書、相続人候補・相続順位、相続人候補・氏名、相続人候補・住所、相続人候補・本籍、

(10) 税滞納整理関係(その2)

相続人候補・続柄名称、相続人候補・生年月日、滞納額その他税、滞納額市民税、滞納額市道民税、MT連番、財産番号、回答データ作成年月日、カナ氏名、生年月日、住所コード、住所カナ具体名、金融機関コード、店舗コード、口座種別、口座番号、借越区分、預金・貸付残高、最終取引日、金融機関届出・住所コード、住所漢字具体名、取込データ、徴収担当者コード、イベント種別、企業コード、委託者コード、登録担当者コード、更新担当者コード、ステータスコード、進行状況コード、内容、メモ、滞納原因ランクコード、業種ランクコード、措置状況ランクコード、現年滞納有無、滞納繰越有無、名義人印字区分、登録名義人区分、変更前住所、変更前氏名、担当者コード、通知書番号、期別枝番、賦課年度、事業年度・開始年月日、事業年度・終了年月日、税目コード、税額、収入年月日、納付額、送付先名称、削除金額、削除理由、課税年度、欠損年度、不納欠損額、現年・滞納区分、不納欠損区分、即時フラグ、不納欠損処分理由コード、事業倒産フラグ、不納欠損件数、不納欠損合計金額、不納欠損処分年月日、税額配当分、既納付税額、納付予定額、事件名・年、事件名・記号、事件名・番号、事件名・区分、事件開始年月日、事件終了年月日、執行機関・滞納宛名コード、管理人名称、送付先・宛名氏名、送付先・郵便番号、送付先・住所、送付先・方書、滞納者・氏名、滞納者・郵便番号、滞納者・住所、滞納者・方書、受付年月日、誓約年月日、解約年月日、誓約理由コード、誓約理由内容、解約理由コード、備考、支払条件・納付方法区分、発行年月日、納付誓約者・統一コード、納付誓約者・氏名、納付誓約者・郵便番号、納付誓約者・住所、納付誓約者・方書、委託年月日、委託事由コード、取消年月日、取消・返還理由コード、銀行返却依頼年月日、返還理由備考、組戻年月日、受託証書番号、証券種類コード、記号番号、支払期日、券面金額、振出期日、支払人、支払場所、振出人・名称、振出人・住所、振出人・方書、分納回、納期限、誓約額、配当金額・税額、配当金額・延滞金、売却・取立額、公売管理番号、配当計算書用財産名、権利者・共同担保番号、税目等コード、法定納期限等、債権額、配当順位、配当額、換価年月日、滞納処分費・法定納期限等、滞納処分費・滞納額、滞納処分費・配当順位、滞納処分費・配当金額、滞納処分費・備考、滞納明細・延滞金計算有無、滞納明細・延滞金計算基準年月日、滞納明細・配当順位、残余金・交付先、換価代金交付・納入期日、換価代金交付・納入場所、差押解除理由コード、入札者氏名、入札者カナ、郵便番号、住所、方書、入札順位コード、入札価格、入札取消年月日、入札取消理由コード、入札取消理由詳細、入札取消備考、依頼理由フラグ・滞納処分執行のため、依頼理由フラグ・処分等による延滞金額変更、依頼理由フラグ・居所・所在不明、依頼理由フラグ・担当者作成・発送済、依頼理由フラグ・納付・受託済、依頼理由フラグ・滞納処分の停止、依頼理由フラグ・その他、依頼書備考、送付先職員名称、督促状発行理由フラグ・滞納処分、督促状発行理由フラグ・強制執行、督促状発行理由フラグ・担保権としての競売、督促状発行理由フラグ・企業担保実行手続き、督促状発行理由フラグ・破産手続き、督促状発行理由フラグ・その他、添付書類フラグ・債権届出の催告書、添付書類フラグ・不動産登記簿謄本、添付書類フラグ・破産宣告の通知、添付書類フラグ・差押調書等、添付書類フラグ・その他、督促状送達方法区分、旧統一コード、新統一コード、個人法人区分、住居区分、日本人外国人区分、氏名・カナ・氏名・漢字、氏名・アルファベット、氏名・漢字併記名、性別コード、旧氏名・カナ、旧氏名・漢字、課税の有無、抽出時の税額、抽出時の未納額、抽出時の収納額、抽出時の速報額、領収年月日、架電回、折衝年月日、折衝時刻、折衝種別、折衝記録ID、登録日時、督促状送送年月日、催告書最終送送年月日、最終折衝年月日、最終送付帳票ID、最終送付帳票名称、最終送付帳票送送年月日、現年・調定額、現年・収納額、滞納・調定額、滞納・収納額、現年・滞納額、現年・実滞納額、現年・速報額、滞納・滞納額、滞納・実滞納額、滞納・速報額、直近収納年月日、直近収納額、収納連携日時、所在、地番、家屋番号又は所有者、要共担保フラグ、権利者共通番号、照会先名称1、照会先名称2、給与支払者・滞納宛名コード、給与支払者名称1、給与支払者名称2、文言、処分種別、猶予処理区分、申請・申請年月日、申請・申請期間開始年月日、申請・申請期間終了年月日、申請・承認・却下区分、申請・決定年月日、申請・決定期間開始年月日、申請・決定期間終了年月日、申請・猶予該当条項区分、申請・延滞金免除区分、申請・却下理由詳細、申請・備考、担保提供処理区分、担保提供年月日、猶予原因年月日、担保抵当権設定年月日、担保提供者・統一コード、担保提供者・氏名、担保提供者・郵便番号、担保提供者・住所、担保提供者・方書、担保解除・決裁区分、担保解除年月日、担保解除理由詳細、担保備考、期間延長・決裁区分、期間延長・申請年月日、期間延長・申請期間開始年月日、期間延長・申請期間終了年月日、期間延長・承認・却下区分、期間延長・決定年月日、期間延長・決定期間開始年月日、期間延長・決定期間終了年月日、期間延長・猶予該当条項区分、期間延長・延滞金免除区分、期間延長・却下理由詳細、期間延長・備考、取消年月日、猶予取消該当条項区分、猶予取消理由詳細、弁明年月日、債権者名称、代表者名称、電話番号、宅地取引登録番号、滞納者名称、猶予開始年月日、猶予終了年月日、期間延長・決議年月日、期間延長・猶予開始年月日、期間延長・猶予終了年月日、完結年月日、完結理由、完結担当者コード、送付先・宛名、返戻年月日、返戻理由、催告回数、メモ、更新日時、補正後・宛名氏名、補正後・郵便番号、補正後・住所、補正後・方書、納付書類種別、補記事項・該当条項コード、納通・発行年月日、納通・文書番号、納通・納期限、納通・備考、納催・催告年月日、納催・起案年月日、納催・文書番号、更正フラグ、免除フラグ、分納フラグ、受託フラグ、徴収猶予フラグ、換価猶予フラグ、差押フラグ、交付要求フラグ、参加差押フラグ、繰上徴収フラグ、執行停止フラグ、速報データ種別、代表統一コード、納税義務拡張区分、納付書送付年月日、督促催告区分、督促交付年月日、督促公示年月日、最終催告書発行年月日、時効完成予定年月日、課税区コード、収納額、滞納繰越額、繰越時収納額、減免前確定延滞金、確定延滞金、延滞金収納額、延滞金不納欠損額、延滞金確定フラグ、法定納期限、督促区分、最終催告書文書番号、差押予告指定納期限、更正事由、更正年月日、最終収納年月日、時効完成予定年月日、備考、期別、延滞金、繰上納期限、充当順位、時効完成・消滅年月日、通知フラグ、債権申立フラグ、欠損確定フラグ、滞納処分費番号、処分番号、発生年月日、滞納処分費名称、内訳等、支払先、処分概要、金額欄備考、滞納処分費、入力順、確定延滞金利用有無、速報値利用有無、延滞金計算基準年月日、延滞金計算有無、繰上差押有無、納期未到来有無

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
税情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1 窓口対応では、個人番号カードなどと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 2 電子申請時は、利用届出の情報と申告時に添付する電子証明書による本人確認を行うか、又は公的個人認証による電子署名が付与された申告データを受領することで、なりすましではないかの検証を行う。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先のみが情報を入手できるようシステムで制御しており、対象者以外の情報を入手することはできない。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1 必要な情報以外記載できない書類様式とする。 2 審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)及び団体内統合宛名システムでは、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<税システム、国税連携システム、審査システムにおける措置> 1 手続に当たっては、個人番号の記載が必要であることを認識してもらった上で申告書等を提出してもらう。これにより、本人が知らぬ間に個人番号を提出してしまうことを防止している。 2 電子データで提出される申告情報等は、国税連携及び電子申告の専用回線を介して入手するため、中間で詐欺・奪取が行われるリスクは低い。 3 紙媒体や電子記録媒体の申告等情報は、本人等が来庁して提出するか直接札幌市に郵送するため、中間で詐欺・奪取が行われるリスクは低い。 <税宛名システム、税収納システム、税滞納整理システムにおける措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <団体内統合宛名システムにおける措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 マイナポータルから、届出先が本市である申請情報のみ取得するよう制御している。 <住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 <システム外の措置> 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	個人番号カードなどと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 電子申告の場合には、公的個人認証等による電子署名が付与されたデータを受領し、署名検証を行う。 ※ 国税庁等からは、当該団体等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カードなどと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 審査システム(eLTAX)は、受領した情報をそのまま保管する。 3 システム基盤(団体内統合宛名システム)は、取得した情報をそのまま連携する。 4 システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 5 業務に関係のない職員が特定個人情報を変更したりすることがないように、システムを利用できる職員を限定する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜税システム、国税連携システム(eLTAX)、審査システム(eLTAX)における措置＞ 1 電子データで提出される申告情報等は、国税連携システム(eLTAX)及び審査システム(eLTAX)の専用回線を介して暗号化通信により入手しており、入手した電子データは庁内連携システムを通じて税システムに取り込むことで漏えい・紛失を防止している。 2 紙媒体及び電子媒体により提出された申告等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。 3 システム保守委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止する。 ＜税宛名システム、税収納システム、税滞納整理システムにおける措置＞ システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとするので、外部に漏れることはない。 ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 団体内統合宛名システムは、中間サーバー、マイナポータルや各システムとの接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。 ＜住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置＞ 住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いるため、外部に漏れるリスクはことはない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	1 税業務に関する宛名情報は、システム基盤(税宛名)に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。 2 税業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定する。 3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定する。 4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人の特定に必要な範囲に限定する。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	システム基盤(市中間サーバ)との連携は、番号制度に伴う、他の地方公共団体等との情報連携に必要な範囲に限定する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用できる職員を限定し、ユーザIDによる識別と認証用トークンに表示されたパスワード(約30秒ごとに変化する)、PINコードによる認証を実施する。また、業務に応じて各ユーザの操作権限を制限する。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 発効管理 ① 職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理する。 ② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門(「Ⅱ. 2. ⑥事務担当部署」の所属長)及びシステム保守担当部門が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行う。 2 失効管理 人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 アクセス権限の付与者一覧を作成し、アクセス権限の変更がある都度、更新を行っている。 2 機器利用課の職員名簿と、アクセス権限付与者一覧を突合し、その都度、失効申請を行っている。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録している。	
その他の措置の内容	1 システムが利用できる端末については、勝手に設定を変更できないようシステム部門で管理している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、システム部門で制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行い、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	1 外部記憶媒体へのコピーを禁止している。また、外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、情報の不正な持ち出しを禁止している。 2 システム操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することにに対する注意喚起を行っている。 3 臨時職員等に、業務上知り得た情報の業務外利用禁止と、違反した場合の罰則について周知している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。 2 セキュリティ実施手順に情報システム部門の承認を得なければ、情報の複製は認められない仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。 5 特定個人情報の目視が不要なシステム(税収納、税証明、税滞納整理)については、システム画面に個人番号を表示しない。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	札幌市が規定する特定個人情報等取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して委託契約を締結している。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	1 特定個人情報を取り扱う従業者の名簿を提出させる。 2 電子計算機等のアクセス権限を設定し、アクセスできる従業者を限定させる。 3 サーバ室や事務室の入退室を従業者に配布しているICカードにより制限し不正な侵入を防止している。また、端末機の操作者ごとにフォルダへのアクセス権限を設定し、利用可能なファイルを制限する等の方法を定める。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報を取り扱う電子計算機等では、従業者の利用状況をアクセスログとして記録し、保管している。 <システム基盤(税宛名)および各税システムの運用保守業務における措置> システム操作記録による記録を残している。また、データベースへの接続監視を行い、30分毎に担当職員へメールで監視状況が通知されるようになっており、いつ・だれが・どのデータベースに・どのようなアクセスをしたかを把握できるようになっている。 <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> システムを操作した履歴を記憶媒体に記録し、法令を順守していることを監査する等、その利用の正当性について確認することが技術基準に定められている。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、第三者への提供の禁止を規定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを規定している。 また遵守内容について定期的に報告させている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。 (確認方法) この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で消去し、その内容を記録した書面で報告することを規定している。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 8 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報等取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して許諾することと規定している。 また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	特定個人情報の提供・移転の実行記録をシステムに保管する。紙で提供・移転を行う場合も、紙をシステム出力した時の実行記録が保管される。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	(内容) 札幌市内部の税業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定する。 (確認方法) 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるか確認している。	
その他の措置の内容	1 「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を管理し、情報の持ち出しを制限する。 2 システムにより自動化されている情報の提供・移転処理以外で、情報の提供・移転を行う場合は、情報システム部門の職員が立会う。 3 外部記憶媒体へのコピーを禁止している。また、外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、情報の不正な持ち出しを禁止している。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。 2 システム処理によらない特定個人情報の提供・移転を行う必要がある場合は、業務主管部門からの事前手続に基づいて、情報システム部門の管理の下に実施する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。また、システム操作者によるオンラインでの誤入力を防止するため、入力が必要な業務をシステム化して減らしたほか、入力を誤りやすい業務については入力結果を後日に抜き出して再確認できるようにしている。更に研修やマニュアルを充実させるとともに、マニュアルを順守するよう徹底している。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された形式の情報以外は連携されない。 ③ システムによって入力内容や計算内容のエラーチェックが行われている。 2 誤った相手に情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、相手システムとの情報連携について承認を得る必要がある。また、承認された相手システムとしか情報連携されない仕組みになっている。 ② 誤った相手へ提供・移転しないように、管理されたネットワーク上の通信を用いる。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜札幌市における措置＞ 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 1 番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を有しており、目的外の入手が行われなように備えている。 2 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜札幌市における措置＞ 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て内閣総理大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て内閣総理大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、照会対象者の正確な特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜札幌市における措置＞ 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤（市中間サーバ）を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ 1 中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している（※）。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）中間サーバは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ① 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ② 中間サーバと地方自治体等との間については、VPN（仮想プライベートネットワーク）等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③ 中間サーバ・プラットフォーム事業者が運用、監視・障害対応等の業務をする際に、特定個人情報に係る業務へアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜札幌市における措置＞ 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバ・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ 1 情報提供の要求があった際には、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックする機能が備わっている。 2 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 3 機微情報（支援措置対象者情報等）については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認することで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 4 ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6： 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜札幌市における措置＞ 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバ・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ 1 情報提供ネットワークシステムに情報を送信する際は、情報が暗号化される仕組みになっている。 2 中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2 中間サーバと地方自治体等との間については、VPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、地方自治体等ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 3 中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理することで、不適切な方法での情報提供を行えないようにしている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク7： 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜札幌市における措置＞ 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルは、決められたファイル形式以外では情報を提供・移転できない仕組みになっている。 ③ システムが、入力内容や計算内容に誤りがないかチェックしている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 札幌市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得た情報連携先とだけ連携できる仕組みになっている。 ② 誤った相手へ提供・移転しないよう、特定個人情報の提供・移転は管理されたネットワーク内で行う。 ＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ 1 情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、照会内容に対応した情報のみを自動で生成して送付する機能が備わっている。また、情報提供ネットワークシステムから、情報提供許可証と、情報照会者へたどり着くための経路情報を受け取ってから提供する機能が備わっている。これらの機能により、誤った相手へ特定個人情報を提供するリスクに対応している。 2 情報提供データベースへ情報が登録される際には、決められた形式のファイルであるかをチェックする機能が備わっている。また情報提供データベースに登録された情報の内容は端末の画面で確認することができる。これらにより、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3 情報提供データベース管理機能(※)では、情報提供データベース内の副本データを既存業務システム内の正本データと照合するためのデータを出力する機能を有しており、提供する特定個人情報に誤りがないか確認することができる。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
その他のリスク①:不正なアクセスがなされるリスク <札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成とすることにより、システムの仕組みとして、情報提供ネットワークシステム側から本市の各業務システムへのアクセスが不可能となるようにしている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施される機能を有することにより、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制している。 その他のリスク②: 情報提供用符号が不正に用いられるリスク <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> システム上、情報連携時にのみ符号を用いる仕組みになっており、不正な名寄せが行われることのないよう、安全性を確保している。 その他のリスク③: 通信中の情報に対する不正なアクセスにより情報が漏えいするリスク <札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバー)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行うことにより、通信中の情報に不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。 2 中間サーバーと自治体等についてはVPN(仮想プライベートネットワーク)等の技術を利用し、自治体ごとに通信回線を分離することで、通信中の情報が不正なアクセスを受けることのないよう、安全性を確保している。 3 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間における通信は暗号化されており、万が一通信中の情報に不正なアクセスがあったとしても容易に情報漏えいが起こらないよう対応している。 その他のリスク④: 情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方自治体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、他の地方自治体が管理する情報には一切アクセスできない仕組みとすることで、保存された情報が漏えいすることのないよう、安全性を確保している。 2 地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない

⑤物理的対策 具体的な対策の内容	[特に力を入れて行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない ＜札幌市における措置＞ 1 サーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存され、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクや書類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 2 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 ＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞ 技術基準及び認定要綱に定められた基準を満たすデータセンターにサーバを設置するとともに、これらの基準に沿ってサーバの管理を行っている。 ＜標準準拠システム連携基盤における措置＞ ガバメントクラウドへの接続は閉鎖された専用線であり外部からの侵入は物理的に不可能となっている。
⑥技術的対策 具体的な対策の内容	[特に力を入れて行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない ＜札幌市における措置＞ 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。併せて、端末機及びサーバ機のハードディスクドライブの全ファイルのウイルススキャンを毎週1回、自動実行する。 2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルスパターンファイルを更新する。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。 ＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞ 技術基準及び認定要綱に沿って、ファイアウォールによる通信制御やコンピュータウイルス混入防止などのセキュリティ対策を実施している。 ＜標準準拠システム連携基盤における措置＞ ①共通機能標準仕様書で定められた通信のセキュリティレベルを実現する。 ②ファイル連携においてはオブジェクトストレージを利用し、暗号化と複合化を行い管理する。
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容 再発防止策の内容	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし — —

⑩死者の個人番号	[保管している]	＜選択肢＞ 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する市民の個人番号と同様に管理し、保管年数経過後に消去する。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	保有する情報は異動があった場合に随時更新しており、更新していない場合は他の職員から判別可能であるなど複数人で確認できる体制にあることから、古い情報のまま保管されるリスクは小さい。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1 保管年数を経過した情報は消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。 3 帳票及び申告書等の廃棄時は、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。 4 標準準拠システム連携基盤においては、格納期限が経過した連携ファイルは消去する。	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
－		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が順守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 地方公共団体情報システム機構機構処理事務管理規程(平成29年地情機規程第12号)などに基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> 技術基準により、認定委託先事業者はセキュリティ対策の定期的な見直しを行うことが定められている。	
②監査	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査はすべての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的に実施する。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 地方公共団体情報システム機構機構処理事務管理規程などに基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> 技術基準及び認定要綱により、認定委託先事業者は機構による外部監査を受検することが定められている。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<札幌市における措置> 地方税賦課徴収事務にかかわる職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提出する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> 技術基準により、認定委託先事業者は、システムに係わる職員に対し、セキュリティ対策についての教育及び研修を実施することが定められている。	

3. その他のリスク対策

<札幌市における措置>

情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現している。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現している。

<eLTAXシステム認定委託先事業者における措置>

技術基準及び認定要綱に沿って整備された環境によるセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現している。

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。
特記事項	札幌市ホームページに請求先、請求手続、費用等についての案内を掲載している。
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。ただし、写しの交付を希望する場合は、交付費用の実費、 相当の負担が必要。納付方法は現金、納入通知書等による。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行 っ て い る] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	地方税の賦課徴収事務
公表場所	札幌市総務局行政部行政情報課
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 財政局税政部税制課
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年12月11日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	札幌市ホームページ等で住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び主要市有施設(区役所等)で全文を閲覧可能とする。
②実施日・期間	令和5年6月12日～7月11日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	・業務委託先について、評価時点で決定していれば社名を記載すべき。 ・特定個人情報の消去については、札幌市の担当者が立会いのうえ物理的に破壊し、その記録を残すべき。 ・システムの不具合などで個人情報の漏えいがあった場合には、直ちに公表し説明すべき。
⑤評価書への反映	上記1点目の意見を踏まえて、「I、4特定個人情報ファイルの取扱いの委託」において、該当する委託事項については⑥委託先名に社名を反映させた。
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年12月11日
②方法	学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。
③結果	評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いは、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月5日	I-1 ②事務の内容	札幌市では、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により、地方税の賦課、徴収事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務と定められている。	札幌市では、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例(以下「地方税法等」という。)により、地方税の賦課、徴収事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務と定められている。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	I-1 ②事務の内容	《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。》 特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。》 特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	事後	文言整理及び特定個人情報保護評価指針の改正に伴う文言修正であり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	I-2 システム3 ②システムの機能	[○]その他(審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX))	[○]その他(審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、システム基盤(市中間サーバ))	事後	誤字脱字の修正であり、重要な変更には当たらない(システム10 システム基盤(市中間サーバ)の記載との整合性を図る)。
令和6年2月5日	I-2 システム7 ②システムの機能	審査システム(eLTAX)は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、インターネットと連携している地方税ポータルセンタ(eLTAX)等の電子データを送受信するシステムであり、次の機能を有する。 1 審査システム(eLTAX)から税システムへの連携 ① 申告等データ(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、償却資産申告書等) ② 利用届出データ ③ 申請・届出データ等の受領 2 税システムから審査システム(eLTAX)への連携 ① プレ申告データ ② 特別徴収税額通知データ等	審査システム(eLTAX※)は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、インターネットと連携している地方税ポータルセンタ(eLTAX)等の電子データを送受信するシステムであり、次の機能を有する。 1 審査システム(eLTAX)から税システムへの連携 ① 申告等データ(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、償却資産申告書等) ② 利用届出データ ③ 申請・届出データ等の受領 ④ 納付情報データの受領 2 税システムから審査システム(eLTAX)への連携 ① プレ申告データ ② 特別徴収税額通知データ等 ※eLTAX…地方税ポータルシステムの呼称。地方公共団体が共同して運営する地方税共同機構(以下「機構」という。)が開発・運用しているシステムで、地方税に関する総合窓口として地方税に関する様々な手続きを電子的に行う。	事後	文言整理及びその他情報(特定個人情報以外)に係る機能の追加であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	I-2 システム14 ②システムの機能	2 機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※機構…地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。	2 地方公共団体情報システム機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※地方公共団体情報システム機構…地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づく地方共同法人。住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	I-5 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。)	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 番号法第9条第2項に基づく札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。)第4条第2項、第3項	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	I-(別添1) 事務の内容		「納付」、「納付情報」、「税額通知等」の流れの追加	事後	その他情報(特定個人情報以外)の流れの追加であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	II-3 ⑤本人への明示	・地方税法その他の地方税に関する法律及び番号法別表第二の27項に規定されている。 ・庁内連携による入手は番号法第9条第2項に基づく条例において明示されている。	・地方税法その他の地方税に関する法律及び番号法別表第二の27項に規定されている。 ・庁内連携による入手は番号法第9条第2項に基づく利用条例別表において明示されている。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	II-3 ⑧使用方法 情報の突合	1 個人番号カード又は通知カードにより、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。	1 個人番号カードなどにより、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月5日	Ⅱ-4 委託事項2 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	[○]紙	[]紙	事後	特定個人情報の提供方法を減らす変更であり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	Ⅱ-4 委託事項6 ①委託内容	地方税共同機構(以下「機構」という。)が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)との間で行うデータ連携サービスの提供及び運用支援を実施	機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)との間で行うデータ連携サービスの提供及び運用支援を実施	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	Ⅱ-5 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(60件)	[○]提供を行っている(61件)	事後	誤字脱字の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅱ-5 (別紙1) 項番20 市町村長	※記載漏れ	(情報照会者)市町村長 (事務) 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの (情報提供者)市町村長 (特定個人情報)地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅱ-5 (別紙1) 項番53 市町村長	※記載漏れ	(情報照会者)市町村長 (事務) 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの (情報提供者)市町村長 (特定個人情報)地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅱ-5 (別紙1) 項番71 厚生労働大臣又は 都道府県知事	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅱ-5 (別紙1) 項番97 都道府県知事又は 保健所を設置する市の長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅱ-5 (別紙1) 項番106 独立行政法人日本 学生支援機構	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅱ-5 (別紙1) 項番107 厚生労働大臣	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅱ-5 (別紙2)	(別紙2)番号法第9条第2項及び条例第4条2項、3項別表2に基づき情報移転する事務	(別紙2)番号法第9条第2項に基づく利用条例第4条第2項、第3項別表2に基づき情報移転する事務	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	Ⅱ-6 特定個人情報の保管・ 消去 ①保管場所	＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞ 1 「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号、以下「技術基準」という。)」及び「認定委託先事業者の認定等に関する要綱(平成25年6月20日地電協制定、以下「認定要綱」という。)」に定められた基準を満たすデータセンターにサーバが設置され、このサーバ上に特定個人情報情報が保管される。	＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞ 1 「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号、以下「技術基準」という。)」及び「認定委託先事業者の認定等に関する要綱(平成31年地税機要綱第5号、以下「認定要綱」という。)」に定められた基準を満たすデータセンターにサーバが設置され、このサーバ上に特定個人情報情報が保管される。	事後	引用する要綱の形式的な変更であるため、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅲ-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	1 窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	1 窓口対応では、個人番号カードなどと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	Ⅲ-2 リスク3 入手の際の本人確認の措置 の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。	個人番号カードなどと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	Ⅲ-2 リスク3 個人番号の真正性確認の措 置の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	個人番号カードなどと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	Ⅲ-3 特定個人情報の使用 その他のリスク及びそのリス クに対する措置	1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。	1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。 5 特定個人情報の目視が不要なシステム(税収納、税証明、税滞納整理)については、システム画面に個人番号を表示しない。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更であるため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	Ⅲ-6 リスク2 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て内閣総理大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月5日	Ⅲ-6 リスク3 リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、照会対象者の正確な特定個人情報を入手することが担保されている。	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ 情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て内閣総理大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、照会対象者の正確な特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	文言整理のため、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅳ-1 ①自己点検 具体的なチェック方法	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 地方公共団体情報システム機構機構処理事務管理規程などに基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	事後	文言整理のため、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅳ-1 ②監査 具体的な内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 地方公共団体情報システム機構機構処理事務管理規程などに基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	事後	文言整理のため、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅳ-1 ②監査 具体的な内容	＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞ 技術基準及び認定要綱により、認定委託先事業者は協議会による外部監査を受検することが定められている。	＜eLTAXシステム認定委託先事業者における措置＞ 技術基準及び認定要綱により、認定委託先事業者は機構による外部監査を受検することが定められている。	事後	組織の名称変更であるため、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅱ-4 委託事項1 ⑥委託先名	競争入札により決定する。	株式会社HBA	事後	評価時点での委託先名を反映させたものであり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅱ-4 委託事項3 ⑥委託先名	競争入札により決定する。	株式会社HBA	事後	評価時点での委託先名を反映させたものであり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅱ-4 委託事項5 ⑥委託先名	競争入札により決定する。	BIPROGY株式会社	事後	評価時点での委託先名を反映させたものであり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅱ-4 委託事項6 ⑥委託先名	競争入札により決定する。	株式会社TKC	事後	評価時点での委託先名を反映させたものであり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅱ-6 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜札幌市における措置＞ 年に1回、保管年数を経過した情報を特定する作業を行い、手動操作でデータベースから情報を消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	＜札幌市における措置＞ 保管期間を経過した情報をシステムで自動判別し、データベースから自動消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更であるため、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅵ-1 ①実施日	平成27年8月7日	令和5年12月11日	事後	第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅵ-2 ②実施日・期間	平成30年4月11日～5月10日	令和5年6月12日～7月11日	事後	第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅵ-2 ④主な意見の内容	・本人の同意がなければ情報提供連携はできないのではないか。 ・個人情報流出の危険があるので情報提供連携するべきではない。 ・業務委託・再委託に伴うリスクが大きい。	・業務委託先について、評価時点で決定していれば社名を記載すべき。 ・特定個人情報の消去については、札幌市の担当者が立会いのうえ物理的に破壊し、その記録を残すべき。 ・システムの不具合などで個人情報の漏えいがあった場合には、直ちに公表し説明すべき。	事後	第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅵ-2 ⑤評価書への反映	住民意見による評価書の修正はない。	上記1点目の意見を踏まえて、「Ⅰ、4特定個人情報ファイルの取扱いの委託」において、該当する委託事項については⑥委託先名に社名を反映させた。	事後	第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅵ-3 ①実施日	平成30年11月28日	令和5年12月11日	事後	第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月18日	I-1 ②事務の内容	札幌市では、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例(以下「地方税法等」という。)により、地方税の賦課、徴収事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表第一の主務省令で定める事務で定める命令では、地方税等の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務と定められている。 については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。	札幌市では、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)(以下「地方税法等」という。))により、地方税又は森林環境税(以下「地方税等」という。))の賦課、徴収事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税等の賦課徴収または地方税等に関する調査(犯罪事件の調査を含む。))に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税等の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税等の賦課徴収に関する事務又は地方税等に関する調査(犯罪事件の調査を含む。))に関する事務と定められている。 については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。	事前	森林環境税法の施行及び番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年3月18日	I-1 ②事務の内容	1 個人住民税 地方税法等の法律に従い、個人住民税業務で以下の事務を行う。 ①当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。 ②課税情報(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)を受付し、管理する。 ③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ④扶養は正調査、未申告調査を行う。 ⑤証明書(給付申請に基づき所得(市・道民税)証明書等を交付する。	1 個人住民税(森林環境税を含む) 地方税法等の法律に従い、個人住民税業務で以下の事務を行う。 ①当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。 ②課税情報(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)を受付し、管理する。 ③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ④扶養は正調査、未申告調査を行う。 ⑤証明書(給付申請に基づき所得(市・道民税)証明書等を交付する。	事前	森林環境税法の施行に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年3月18日	I-2 システム1 ②システムの機能	地方税法等により課税された地方税の収納管理を行うシステムであり、次の機能を有する。	地方税法等による地方税等のうち個人住民税の課税データの管理を行うシステムであり、次の機能を有する。	事前	森林環境税法の施行に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年3月18日	I-2 システム3 ②システムの機能	地方税法等による地方税のうち個人市民税の課税データの管理を行うシステムであり、次の機能を有する。	地方税法等による地方税等のうち個人住民税の課税データの管理を行うシステムであり、次の機能を有する。	事前	森林環境税法の施行に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年3月18日	I-2 システム6 ②システムの機能	地方税法等により課税された地方税の滞納整理業務を支援するシステムであり、次の機能を有する。	地方税法等により課税された地方税等の滞納整理業務を支援するシステムであり、次の機能を有する。	事前	森林環境税法の施行に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年3月18日	I-6 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	事前	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年3月18日	II-3 ①入手元	[○]行政機関・独立行政法人等 (国税庁、給与支払者、日本年金機構その他公的年金等支払者)	[○]行政機関・独立行政法人等 (国税庁、給与支払者、日本年金機構その他公的年金等支払者、法務省)	事前	番号法の改正による入所元への追加であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にはあたらない。
令和6年3月18日	II-3 ③入手の時期・頻度	1 識別情報:随時(変更時等) 2 連絡先等情報:随時(変更時等) 3 業務関係情報 ① 国税関係情報:日次 ② 地方税関係情報:随時(申告書受領時等) ③ 生活保護情報:随時(受給開始時等) ④ 医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:随時(申告書受領時等) ⑤ 障害者福祉関係情報:随時(申告書受領時等) ⑥ 年金関係情報:随時(申告書受領時等)	1 識別情報:随時(変更時等) 2 連絡先等情報:随時(変更時等) 3 業務関係情報 ① 国税関係情報:日次 ② 地方税関係情報:随時(申告書受領時等) ③ 生活保護情報:随時(受給開始時等) ④ 医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:随時(申告書受領時等) ⑤ 障害者福祉関係情報:随時(申告書受領時等) ⑥ 年金関係情報:随時(申告書受領時等) ⑦ 戸籍関係情報(随時)	事前	番号法の改正により提供が開始される特定個人情報の入手時期等の追加であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にはあたらない。
令和6年3月18日	II-(別添2) (2)証明関係	(追加)	森林環境税額	事前	森林環境税法の施行に伴う追加であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にはあたらない。
令和6年3月18日	II-(別添2) (6)住民税関係(その4)	(追加)	森林環境税額	事前	森林環境税法の施行に伴う追加であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-1 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税等の賦課徴収または地方税等に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税等の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税等の賦課徴収に関する事務又は地方税等に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務と定めら	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表の24項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税等の賦課徴収または地方税等に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税等の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税等の賦課徴収に関する事務又は地方税等に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務と定められている。	事後	番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
	I-2 システム12 ②システムの機能	3 システム基盤(市中間サーバ)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバ)へ転送する。	3 システム基盤(市中間サーバ)への情報転送 世帯情報のうち、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバ)へ転送する。	事後	番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
	I-5 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	番号法第9条第1項 別表の24の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
	I-6 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項(48の項)	事後	番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
	II-3 ⑤本人への明示	・地方税法その他の地方税に関する法律及び番号法別表第二の27項に規定されている。 ・庁内連携による入手は番号法第9条第2項に基づく利用条例別表において明示されている。	・地方税法その他の地方税に関する法律及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48項に規定されている。 ・庁内連携による入手は番号法第9条第2項に基づく利用条例別表において明示されている。	事後	番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
	II-5 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(61)件	[○]提供を行っている(72)件	事後	番号法の改正に伴う件数の追加であり、重要な変更にはあたらない。
	II-5 提供先1	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
	II-5 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
	II-5 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第二に定める各事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務	事後	番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
	II-5 移転先1	(前略)、同総務部保護自立支援課、(後略)	(前略)、同総務部保護課、(後略)	事後	機構名の変更に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
	II-5 移転先2	(前略)、同総務部保護自立支援課、(後略)	(前略)、同総務部保護課、(後略)	事後	機構名の変更に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
	(別紙1) II-5-提供先	(別紙1)番号法第19条第8号別表二に定める事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務	事後	番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
	(別紙1) II-5-提供先	(番号法第19条第8号別表二に基づき)情報の提供先61件について、「項番」「情報照会者」「事務」「情報提供者」「特定個人情報」を記載	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき)情報の提供先72件について、「項番」「情報照会者」「特定個人番号利用事務」「情報提供者」「利用特定個人情報」を記載	事後	番号法の改正に伴う提供先の追加及び文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
	(別紙2) II-5-移転先 7、31、32	保健福祉局総務部保護自立支援課	保健福祉局総務部保護課	事後	機構名の変更に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
	I-2 システム16 ①システムの名称		システム基盤(標準準拠システム連携基盤)	事前	当システムを構築して、ガバメントクラウドに移行する他システムと庁内連携を開始するため、重要な変更に当たる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-2 システム16 ②システムの機能		札幌市のシステムであり、デジタル庁発行の「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」(以下、「共通機能標準仕様書」という。)において定義された「2.2.庁内データ連携機能」を実現するため、システム基盤と接続し、基幹系システムと標準準拠システム間での標準仕様にもとづくデータ連携を仲介する。 またデータ連携をシステム連携基盤で集中管理することで、データ連携の可視化やセキュリティを確保するとともに、標準準拠システム間の関連を疎結合にし、システム変更時の影響範囲局所化を実現する。	事前	当システムを構築して、ガバメントクラウドに移行する他システムと庁内連携を開始するため、重要な変更にあたる。
	I-2 システム16 ③他のシステムとの接続		[○]その他 (ガバメントクラウド上の標準準拠システム、システム基盤)	事前	当システムを構築して、ガバメントクラウドに移行する他システムと庁内連携を開始するため、重要な変更にあたる。
	I-(別添) 事務の内容		システム基盤(標準準拠システム連携基盤)によるガバメントクラウド上のデータ連携の流れを追加 申請管理システムを介したデータ連携の流れを追加	事前	ガバメントクラウドに移行する他システムとの庁内連携の開始及び新たに特定個人情報ファイルを取得するシステムの追加のため、重要な変更にあたる。
	Ⅲ-7 リスク1 ⑤物理的対策	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> (省略)	<札幌市における措置> (現行どおり) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (現行どおり) <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> (現行どおり) <標準準拠システム連携基盤における措置> ガバメントクラウドへの接続は閉鎖された専用線であり外部からの侵入は物理的に不可能となっている。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更にあたる。
	Ⅲ-7 リスク1 ⑥技術的対策	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> (省略)	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> (省略) <標準準拠システム連携基盤における措置> ①共通機能標準仕様書で定められた通信のセキュリティレベルを実現する。 ②ファイル連携においてはオブジェクトストレージを利用し、暗号化と複合化を行い管理する。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更にあたる。
	Ⅲ-7 リスク3 手順の内容	1 保管年数を経過した情報は消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。 3 帳票及び申告書等の廃棄時は、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。	1 保管年数を経過した情報は消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。 3 帳票及び申告書等の廃棄時は、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。 4 標準準拠システム連携基盤においては、格納期限が経過した連携ファイルは消去する。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更にあたる。
	IV-1 ②監査 具体的な内容	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> (省略)	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> (省略) <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更にあたる。
	IV-3 その他のリスク対策	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> (省略)	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> (省略) <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I システム3 住民税システム ③他のシステムとの接続	[○]その他（審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、システム基盤(市中間サーバ))	[○]その他（審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名))	事前	令和8年1月から、新たに特定個人情報ファイルを取得するため、重要な変更につながる。
	I システム11 システム基盤(団体内統合宛名) ②システムの機能	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理 中間サーバ・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理 中間サーバ・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。 7 申請管理の機能 マイナポータルから連携される電子申請を、札幌市の各業務システムに連携する。	事前	令和8年1月から、新たに特定個人情報ファイルを取得するため、重要な変更につながる。
	I システム11 システム基盤(団体内統合宛名) ③他のシステムとの接続	[○]その他（システム基盤(市中間サーバ、個人基本、税宛名))	[○]その他（システム基盤(市中間サーバ、個人基本、税宛名、住民税システム、マイナポータル))	事前	令和8年1月から、新たに特定個人情報ファイルを取得するため、重要な変更につながる。
	Ⅲ-2 リスク1 目的外の入手が行われるリスク	[対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容] 2 電子申請時は、利用届出の情報と申告時に添付する電子証明書による本人確認を行うことで、なりすましではないかの検証を行う。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先のみが情報を入手できるようシステムで制御しており、対象者以外の情報を入手することはできない。	[対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容] 2 電子申請時は、利用届出の情報と申告時に添付する電子証明書による本人確認を行うか、又は公的個人認証による電子署名が付与された申告データを受領することで、なりすましではないかの検証を行う。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先のみが情報を入手できるようシステムで制御しており、対象者以外の情報を入手することはできない。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更につながる。
	Ⅲ-2 リスク1 目的外の入手が行われるリスク	[必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容] 2 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)では、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入りできないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。	[必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容] 2 審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)及び団体内統合宛名システムでは、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入りできないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更につながる。
	Ⅲ-2 リスク2 不適切な方法で入手が行われるリスク	[リスクに対する措置の内容] ＜税システム、国税連携システム、審査システムにおける措置＞ (省略) ＜税宛名システム、税収納システム、税滞納整理システムにおける措置＞ (省略) ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 ＜住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置＞ (省略) ＜システム外の措置＞ (省略)	[リスクに対する措置の内容] ＜税システム、国税連携システム、審査システムにおける措置＞ (省略) ＜税宛名システム、税収納システム、税滞納整理システムにおける措置＞ (省略) ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 マイナポータルから、届出先が本市である申請情報のみ取得できるよう制御している。 ＜住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置＞ (省略) ＜システム外の措置＞ (省略)	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更につながる。
	Ⅲ-2 リスク3 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	[入手の際の本人確認の措置の内容] 個人番号カードなどと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 ※ 国税庁等からは、当該団体等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。	[入手の際の本人確認の措置の内容] 個人番号カードなどと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 電子申告の場合には、公的個人認証等による電子署名が付与されたデータを受領し、署名検証を行う。 ※ 国税庁等からは、当該団体等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更につながる。
	Ⅲ-2 リスク3 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	[特定個人情報の正確性確保の措置の内容] 1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 審査システム(eLTAX)は、受領した情報をそのまま保管する。 3 システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 4 業務に関係のない職員が特定個人情報を変更したりすることがないよう、システムを利用できる職員を限定する。	[特定個人情報の正確性確保の措置の内容] 1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 審査システム(eLTAX)は、受領した情報をそのまま保管する。 3 システム基盤(団体内統合宛名システム)は、取得した情報をそのまま連携する。 4 システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 5 業務に関係のない職員が特定個人情報を変更したりすることがないよう、システムを利用できる職員を限定する。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更につながる。
	Ⅲ-2 リスク4 入手の際に特定個人情報ที่ไม่漏えい・紛失するリスク	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 団体内統合宛名システムは、中間サーバや、各システムとの接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 団体内統合宛名システムは、中間サーバ、マイナポータルや各システムとの接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更につながる。

地方税賦課徴収事務に関する特定個人情報保護評価書について
寄せられたご意見と本市の考え方

1 意見の募集期間

令和7年1月16日(木)～令和7年2月14日(金)

2 公表場所

(1) 市役所等での配布

- ア 財政局税政部税制課(本庁舎2階)
- イ 市政刊行物コーナー(本庁舎2階)
- ウ 各区役所総務企画課(広聴係)
- エ 各市税事務所
- オ 各まちづくりセンター

(2) 札幌市公式ホームページによる公開

<https://www.city.sapporo.jp/citytax/mynumber2/pia2.html>

3 意見の受付方法

郵送、持参、ファクス、電子メール

4 意見数等

(1) 提出者数

1団体

(2) 意見の受付方法別内訳

提出方法	郵送	持参	FAX	電子メール	合計
提出者数	0名	0名	0名	1名	1名

(3) 意見総数

9件

5 ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

別添のとおり

ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

(令和7年1月16日～2月14日実施)

1 地方税の賦課徴収事務に関する特定個人情報保護評価に対するご意見

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
1	「ガバメントクラウド」は、国や地方公共団体を通じてデジタル化を推進する、そのために自治体基幹システムを国に標準化する必要があるとのことだが、それを扱う主企業が米国企業GAFAM(国産は未完成と聞いている)とのことだがガバメントクラウドのセキュリティリスクはどこが担うのか。札幌市はどの企業と契約するのか公開するべきだ。	ガバメントクラウドは、クラウドサービスに高度なセキュリティ対策を施していることを評価・登録する「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」、通称「ISMAP(イスマップ)」に登録されたクラウドサービス事業者(以降、CSP)により提供されるものです。さらには「自治体の合意を得ない限り、一切の情報資産を国外へ持ち出ししないこと」や「取り扱う情報に厳格なアクセス制御を行うこと」など、国が定める高いセキュリティが確保されています。 なお、セキュリティについてはCSPが担うだけでなく、国(デジタル庁)は運用管理権限や監査ログの収集などの管理領域を担い、標準準拠システムが運用されるクラウド環境については、各自治体とその運用管理補助者としてシステムを提供する事業者(以降、ASP)が担います。 ガバメントクラウドの契約はCSPとデジタル庁が行うものであり、本市はガバメントクラウドの利用に関してデジタル庁と契約を結ぶため、CSPと本市が直接契約するものではありません。また、本市が利用するガバメントクラウドはASPがどのCSPを利用するか依存するため、本市が任意に選ぶことができるものではありません。 本市では、令和7年12月末に一部システムのガバメントクラウドへの移行を予定しております。利用するガバメントクラウド環境は、OCI(Oracle Cloud Infrastructure)とAWS(Amazon Web Services)となります。
2	札幌市民の膨大な個人情報データを国の方針で格納することになっており、基幹システムを国に標準化することだが、サイバー攻撃など不正アクセスの危険がより増すことになるのではないのか。問題になっているランサムウェア攻撃となると事はさらに深刻で、市民が二次三次被害を受けかねず、その責任は契約した札幌市(市長)が市民の被害賠償責任を取る(税金による)ことになるのか。 個人情報(市民住民の知らないうちに)漏洩流失すれば取り返しがつかない。名簿化されて犯罪に巻き込まれる恐れもある。言うまでも無く、漏洩流失した個人情報は取り戻すことができない。	ガバメントクラウドはISMAPに登録されたCSPにより提供されるクラウドサービスであり、不正アクセスなどに対する高度なセキュリティ対策が施されております。また、本市においてはガバメントクラウドの利用にあたり、個人番号を扱うシステムのみを取り扱うネットワークに、専用回線で接続することで、安全性を確保しています。 万が一、個人情報の漏洩があった場合の責任とその損害賠償につきましては、事案の内容により個別に判断することとなります。CSPやデジタル庁に帰責性がある場合は、CSPやデジタル庁が損害賠償責任を負うものとされています。
3	1月29日付け日経デジタル記事によれば「政府が進める自治体システムの標準化により、運用経費が平均で移行前の2.3倍に膨らむ見通しとの調査結果」とのことだが、札幌市の情報公開を求める。	ご指摘のとおり、他自治体では運用経費の増大が懸念されているところではありますが、本市においては、令和9年度に税システムをはじめとした多くの標準化対象システムがガバメントクラウドへ移行する予定のため、運用経費については、システムの運用方法とともに検討中の段階です。 先行して移行する他自治体の事例を参考にするとともに、標準システムの改修にあたってはクラウド環境への最適化を行い、移行後の運用経費の精査に努めてまいります。

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
4	札幌市は、国の政策に伴い「ガバメントクラウド」に市民の個人情報情報を格納することに、市民の同意を得る必要はないのか。またクラウド企業との契約や更新などに予算を組む必要があるはずだが、議会で条例を策定したのか。もし不要とする場合の根拠はあるか。	ガバメントクラウドの整備と利用促進については、法律(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部を改正する法律)により定められているものであり、市民の同意は求められておりませんが、個人情報の取り扱いにあたっては様々なセキュリティ対策を講じ、十分留意して対応してまいります。 また、ガバメントクラウドに係る契約については、地方自治法における議会の承認が必要な契約に含まれておりませんが、通常の契約と同様、費用精査の上で予算案に計上し、議決を経て執行してまいります。
5	昨今のサイバー工攻撃(ランサムウェアなど)でさらにリスクが高まり、高いセキュリティ対策が求められる。さらに対策が必要になるのではないのか？その経費(税金)はいかほどか？	Ⅲリスク対策に記載したとおり、ガバメントクラウドへの接続にあたっては専用回線接続とすることで、外部からの侵入が物理的に不可能とする対策を行います。対策費用については、令和9年度の税システムをはじめとした標準化対象システム全体のガバメントクラウドに移行に係る仕様が固まる時期に見通しが立つ予定であり、現時点では比較できませんが、従来のオンプレミス型のシステム利用と比べて大きな費用が必要となる想定はありません。
6	リスク対策いたちごっこであり、またヒューマンエラーもあってこれで大丈夫という保証(保障)はどこにもないが、個人番号を紐付ける特定個人情報情報をクラウド化することによりどのような事務の効率化ができるのか、具体的な費用対効果を公開するべきだ。	ガバメントクラウドのクラウドサービスには国による厳格なセキュリティ基準があり、これを満たしたものを導入することで、従来よりも高度なセキュリティが確保できることに加え、時間を要する機器類の調達などが不要となり、短期間で新たな情報システムの導入も可能になると認識しています。 なお、今回の変更は標準化に伴い他の事務のシステムがガバメントクラウド上に移行することに伴い、税情報を連携するプロセスに変更が生じることによるものであるため、事務の効率化が目的ではなく、従来業務継続に不可欠な変更となります。
7	「ガバメントクラウド」のために、自治体基幹システムを国に標準化することは、憲法に保障された地方自治権の放棄に繋がりますシステム更新・ランニングコストなど膨大な運営経費を市税で行うことについて市議会の決議が必要になる。この費用対効果は非常に疑問。クラウド企業の利権(公共事業)に、市民の財産を巻き込み、振り回されているのではないのか。	システムの更新・維持にかかる費用については毎年度予算として市議会における議決を経て執行してきており、ガバメントクラウド関連経費についても同様の扱いとなります。 なお、今回のガバメントクラウドへのシステム移行にかかる費用については国の補助金も活用して事業を進めているところです。
8	クラウド格納情報:保管期間の記載がないが、決まっているのか。	今回の変更は他の事務のシステムがガバメントクラウドに移行することに伴い、税情報の連携プロセスに変更が生じることによるものです。税システム自体の移行は令和9年度を予定しているため、クラウド上における税情報の保管期間などについては検討のうえ、後日別途記載する予定です。
9	クラウドのデータ消去:クラウド事業者の第三者認証。監査報告書、データ消去を示した根拠となりうる「廃棄証明書」の札幌市の「確認」も必要である。	税システムの移行は令和9年度を予定しているため、今回の変更では、税システムにおけるクラウド上のデータ消去や監査についての記載していませんが、クラウド環境利用終了時には利用者である本市の責任で管理するデータを消去します。